

令和5年度
包括外部監査の結果報告書

<監査テーマ>

環境部の財務事務の執行について

前橋市包括外部監査人

松 井 理

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 外部監査のテーマ	1
(2) 外部監査の対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	2
(1) 外部監査の対象部局等	2
(2) 外部監査の実施目的	2
(3) 監査の視点	2
5. 主な監査手続	2
6. 監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人及び補助者	3
(1) 包括外部監査人	3
(2) 補助者	3
8. 利害関係	3
9. その他	3
第2 監査対象の概要	4
1. 前橋市の概要	4
(1) 位置及び地勢	4
(2) 面積	5
(3) 人口	5
2. 前橋市の環境行政機構	6
(1) 組織関係図	6
(2) 前橋市環境審議会	6
(3) 前橋市公害苦情相談員	7
(4) 前橋市自然環境保全推進委員会	8
(5) 前橋市環境基本計画推進委員会	8
3. 環境政策に関する計画・提言等	9
(1) 環境部が関連する主な環境に関する計画等	9
(2) 各計画の名称、位置づけ、適用期間等	10
4. 環境部の概要	16
(1) 環境部の組織	16
(2) 環境部の人員	17
(3) 環境部の事務分掌	18
(4) 環境部が管理している施設	22
(5) 環境部が実施している令和4年度の事業、予算額及び決算額の概要	30

(6) 一般廃棄物の広域処理に関する協議会の設立.....	32
第3 環境部が実施する事業に係る監査結果及び意見.....	34
1. サンプルング基準.....	34
2. 全般的事項.....	38
(1) 監査結果及び意見.....	38
① 前橋市自然環境保全推進委員会の開催状況について【意見】.....	38
② 前橋市自然環境保全推進委員会の開催状況の公開について【意見】.....	38
③ 「まえばしのかんきょう」の記載内容について【意見】.....	38
④ 施設の合理化について【意見】.....	39
⑤ 行政文書の紛失について【監査結果】.....	39
3. 環境森林課.....	41
(1) 監査結果及び意見.....	41
① 予定価格の積算根拠について【意見】.....	41
② 契約の締結における交渉過程等の記録の不存在について【意見】.....	42
③ 入札・契約保証金の免除について【意見】.....	48
④ 予定価格の積算根拠について【意見】.....	48
⑤ 調査結果の有効活用について【意見】.....	49
⑥ 見積もり合わせの実施について【意見】.....	49
(2) 契約書類等を確認したその他の取引.....	50
4. ごみ政策課.....	56
(1) 監査結果及び意見.....	56
① 検査調書の記載誤りについて【監査結果】.....	56
② アンケートアプリの登録者の集計表が起案書に綴じ込まれていないことについて【意見】.....	56
③ 別冊仕様書及び図面が綴じ込まれていないことについて【意見】.....	59
④ 作業予定数量と実績数量の相違協議が行われていないことについて【意見】.....	59
(2) 契約書類等を確認したその他の取引.....	61
5. ごみ収集課.....	65
(1) 監査結果及び意見.....	65
① 産業廃棄物処分業許可証の入手【監査結果】.....	65
② 業務仕様書に記載する業務量の目安が不明確なことについて【意見】.....	66
③ 委託業務先の財政的基礎及び相当の経験の確認方法が不十分なことについて【意見】.....	66
④ 予定価格の算定方法が不十分なことについて【意見】.....	70
⑤ 小規模工事における事務処理要領の整合性について【監査結果】.....	72
(2) 契約書類等を確認したその他の取引.....	73
6. 廃棄物対策課.....	84
(1) 監査結果及び意見.....	84

① 入札・契約保証金の免除について【意見】	84
7. 清掃施設課.....	85
(1) 監査結果及び意見.....	85
① 発火したごみによる機械の損傷の再発防止先の検討過程の明確化について【意見】	85
② 設計書の記載誤りについて【意見】	86
③ 提出書類の保管について【意見】	87
④ 特命随意契約を選択した理由について【意見】	89
⑤ 提出書類の不足について【監査結果】	90
⑥ 見積価格の妥当性について【意見】	91
⑦ 貸与品リストについて【監査結果】	91
⑧ 契約金額について【監査結果】	91
⑨ 他の契約形態の模索について【意見】	94
⑩ 書類日付の誤りについて【意見】	95
⑪ 文書の単純ミスについて【意見】	96
⑫ 仕様書の記載について【意見】	97
⑬ 見積書項目について【監査結果】	97
⑭ 計量について【監査結果】	100
⑮ 仕様書に記載されている書類について【監査結果】	101
(2) 契約書類等を確認したその他の取引.....	102
8. 歳入について.....	123
(1) 環境森林課.....	123
(2) ごみ政策課.....	129
(3) ごみ収集課.....	130
① 収集対象の明確化について【意見】	131
② 広告対象車両の残存使用年数等の提示について【意見】	133
③ ホームページにおける契約情報が不正確であることについて【意見】	133
(4) 廃棄物対策課.....	138
① 財務諸表基準適合チェック表の様式相違について【意見】	138
(5) 清掃施設課.....	140
9. 補助金.....	146
(1) 共通事項.....	146
① 補助金交付における暴力団排除条項が統一されていないことについて【意見】	146
(2) 令和4年度前橋市次世代炭素設備導入補助金事務の効率性.....	146
(3) 令和4年度前橋市省エネ家電買換え補助金交付要項.....	147
(4) 令和4年度前橋市新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成金交付要項.....	148
(5) 令和4年度前橋市ごみ減量化器具購入費助成金交付要項.....	148
(6) 前橋市有価物集団回収奨励金.....	150
① 自治会等の回収単位の見直し【意見】	150

(7) 令和4年度前橋市一般廃棄物（し尿）収集運搬業者に対する補助金（し尿収集手数料 市民負担軽減助成金）	150
(8) 令和4年度前橋市有価物集団回収事業回収事業者助成金交付要項	151
10. 負担金	152
(1) 監査結果及び意見	152
① 重要文書が適正に管理されていないことについて【監査結果】	152
② 請求明細書の改善について【意見】	152
(2) 契約書類等を確認したその他の取引	153
11. 環境部が所管する主な施設への視察	162
(1) 六供清掃工場	162
① 備品管理が適切になされていないことについて【監査結果】	162
② 固定資産台帳への登録について【監査結果】	163
③ 業務遂行上の不備について報告書が整備されていないことについて【意見】	164
(2) 荻窪清掃工場・前橋市荻窪最終処分場	164
① 備品管理が適切になされていないことについて【監査結果】	164
② 敷地内の案内表示が薄れていることについて【意見】	165
(3) 前橋市富士見クリーンステーション・富士見最終処分場	166
① 家庭ごみを自己搬入した市民の住所確認を実施していないことについて【監査結果】	166
② ペットボトルの計量について【意見】	166
(4) 西部清掃事務所・ペットボトル選別処理施設	167
① 備品管理が適切になされていないことについて【監査結果】	167
② 器材庫、薬品庫に施錠されていないことについて【意見】	168
③ 天然ガス車の所有について【意見】	168
④ 収集物でない収集品の保管について【意見】	169
⑤ 廃棄対象物と思われる備品について【監査結果】	170
⑥ 管理車両について【意見】	170
⑦ ペットボトルの収集重量が市で確認できないことについて【意見】	171
(5) 亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンター	172
① 閉鎖工場の残留物について【意見】	173
② 閉鎖工場の維持管理について【意見】	173

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第252条の37第1項、第2項及び第4項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査のテーマ

環境部の財務事務の執行について

(2) 外部監査の対象期間

原則として令和4年度（必要に応じて過年度及び令和5年度を含む。）

3. 事件を選定した理由

前橋市の令和4年度の一般会計の当初予算は、1,530億円であり、そのうち環境部の所管する予算は約40億円である。一般会計に占める環境部の支出割合は約2.6%とそれほど大きな割合を占めるわけではないものの、事業の内容および予算は、ごみ分別収集運搬事業8.54億円、同0.56%、六供清掃工場運営事業4.07億円、同0.27%、し尿処理施設管理事業、3.26億円、同0.21%など市民の衛生環境に直結する事業が多い。その他にも、有価物集団回収事業、清掃施設管理事業、住宅団地排水処理施設管理事業、産業廃棄物処理対策事業等を行っている。

一方、前橋市は、雄大な赤城山を背景に、利根川、広瀬川などの美しい川の流れと緑豊かな自然に囲まれた「水と緑と詩のまち」であり、この豊かな自然環境を保全しながら、より良好な環境を築き継承するために、平成12年3月に前橋市環境基本条例を制定し、これに基づき「前橋市環境基本計画」を策定した。その後平成30年3月に、それまでの計画が期間満了となることから、掲げてきた理念や環境像を継承しつつ、上位計画である「第七次前橋市総合計画」と整合性を図るとともにその後の環境政策をさらに推進できるようにそれからの10年間を見据えた「前橋市環境基本計画」（平成29年度改訂）を策定している。その他、平成28年3月には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、「前橋市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、計画的に市内の一般廃棄物を収集し、運搬し、処分することとしている。また、「前橋市循環型社会形成推進地域計画」は、地域における廃棄物処理、リサイクルシステムの方向性を示すもので、ごみの減量等の目標を設定し、その目標を達成するための施策や、整備すべき施設の計画を定めている。諸計画に掲げる諸施策を着実かつ効果的に推進していくために環境部が担う事業は、市民生活に密接した非常に重要な事業であり、市民が長期に渡って快適に生活するために不可欠なものである。

そこで環境部を対象とした財務事務の執行が関係法令に基づき実施されているか否かを確認し、また、行政の管理視点である経済的、有効的、効率的な運営がなされているか、

具体的な検証を行うべくテーマとして取り上げる意義は大きいと考え選定することとした。

4. 外部監査の方法

(1) 外部監査の対象部局等

主として環境部 環境森林課（令和5年度は環境政策課）、ごみ政策課、ごみ収集課、廃棄物対策課、清掃施設課

(2) 外部監査の実施目的

外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する市民の信頼を高めることにある。特に包括外部監査の趣旨は、地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行が法令及び条例等に従って合規性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて経済性、効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。

従って、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での意見を述べることで地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

(3) 監査の視点

市が実施する環境に関する事業のうち、特に環境部の財務事務の執行について以下の点を監査の視点とした。

- ① 環境部の財務事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて
- ② 環境部の財務事務の執行を合規性の視点で検証することと合わせて、財務事務の執行等が経済性、効率性の面でも改善の余地がないかどうかについて
- ③ 環境部の財務事務の執行が、効果的に実施されているかどうかについて

5. 主な監査手続

上記に記載した監査の視点に基づき、環境部の財務事務について監査担当者を分担し、監査手続を実施した。具体的に実施した主な監査手続の概要は以下のとおりである。

- ・ 関連書類一式の閲覧等を実施し、関連規則等との照合を実施した。
- ・ 担当部署に対してヒアリング及び調査・分析等を実施した。
- ・ 必要に応じて、現場視察を行った。

6. 監査の実施期間

令和5年7月1日から令和6年3月20日まで

7. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 松井 理

(2) 補助者

公認会計士 柄澤 徹

公認会計士 武藤 善行

公認会計士 田中 陽子

公認会計士 新井 勇樹

弁護士 星野 公洋

公認会計士 星野 圭亮

公認会計士 南雲 拓也

公認会計士 長島 祐太

公認会計士 田尻 和憲

8. 利害関係

前橋市と包括外部監査人及び補助者との間には、自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

9. その他

- (1) この報告書は、自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善意見であるが、項目によっては市全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1. 前橋市の概要

(1) 位置及び地勢

前橋市は群馬県の中央部よりやや南に位置し（市役所の位置は、東経 139 度 03 分 48 秒、北緯 36 度 23 分 22 秒）、東京から北西約 100km の地点にある。

市域の北部は上毛三山の雄、赤城山に至り、北から南に向かって緩やかな傾斜となっている（最も高いところは富士見町赤城山（国有林）の海拔 1,823m、最も低いところは下阿内町の 64m）。

市の中央部から南部にかけては、海拔 100m 前後の関東平野の平坦地が広がり、市の西部を縦に流れる利根川の両側に市街地が開けている。



(2) 面積

前橋市の面積は 311.59km² であり、群馬県の面積の約 4.9% を占めている。明治 25 年 4 月市制施行当時は、わずか 7.71km² にすぎなかったが、隣接町村の編入により、市発足当時の約 40 倍、東西約 20km、南北約 27km の市域となり現在に至っている。

(3) 人口

前橋市の人口は、明治 25 年の市制施行当時は、31,967 人であったが、令和 5 年 8 月 31 日現在では 330,227 人となり、この 120 年余で 10 倍以上に増加した。

人口の分布状態を性別にみると、男性が 161,523 人（約 49%）、女性が 168,704 人（約 51%）であり、女性の人口がわずかに多いことがわかる。また都市化の進展に伴い支所・出張所管内における工業、住宅団地の造成が活発に進められ、これらの地域への人口の吸収定着が目立ち、いわゆるドーナツ化現象が認められることから、市の人口分布は、新たなパターンに再編成されつつある。

平成 16 年 12 月 5 日に勢多郡大胡町・宮城村・粕川村の 3 町村を、平成 21 年 5 月 5 日に富士見村をそれぞれ編入合併した。

市の世帯と人口の推移は以下の通りである。

世帯と人口の推移

（毎年度 9 月末日現在）

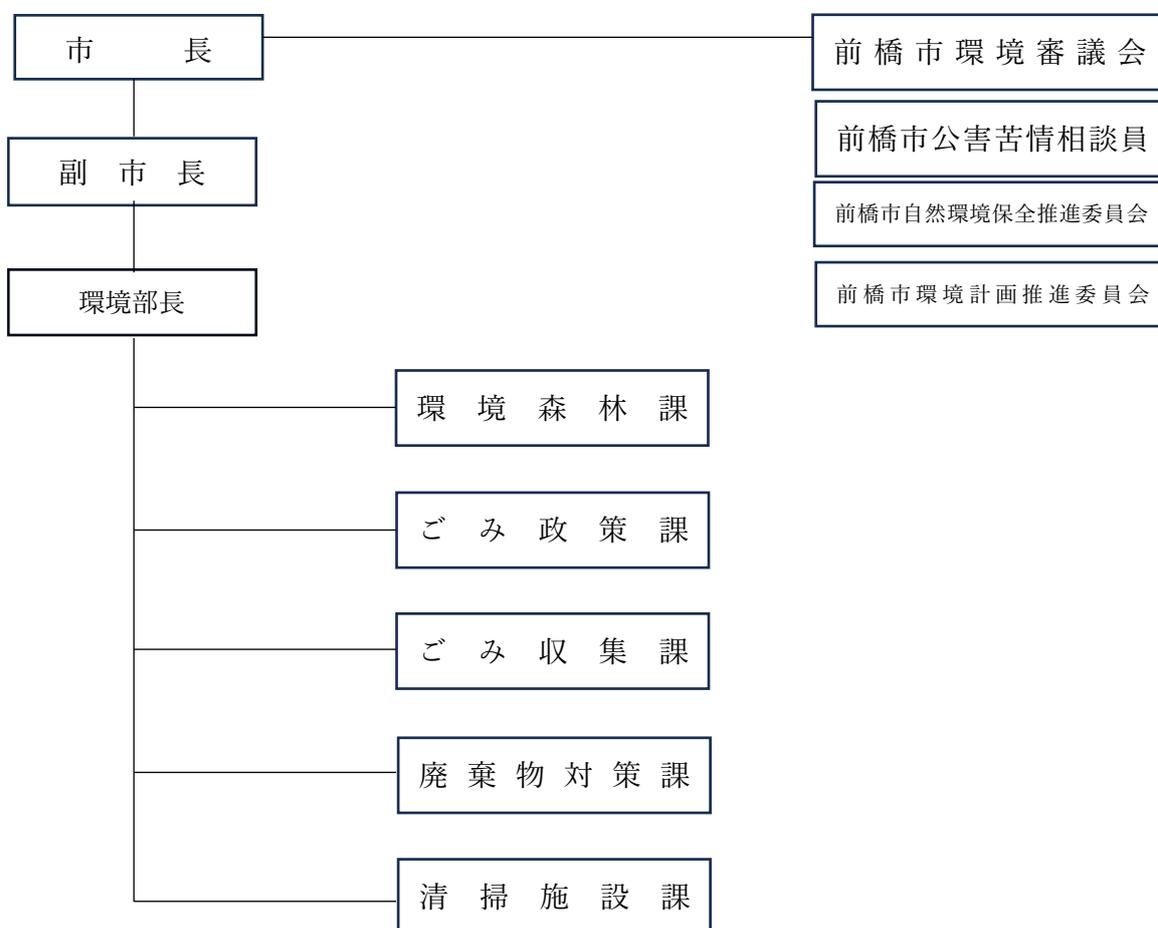
区 分 年 度	住民基本台帳（平成24年度以降は複数国籍世帯を含む）				外国人住民		合計人口 （①+②）
	世帯数	日本人 人口			世帯数	人口②	
		男	女	総数①			
平成24年度	138,002	165,310 人	172,674 人	337,984 人	2,053	4,168人	342,152 人
平成25年度	139,002	164,779 人	172,193 人	336,972 人	1,998	4,058人	341,030 人
平成26年度	140,110	164,296 人	171,649 人	335,945 人	1,999	4,067人	340,012 人
平成27年度	141,258	163,969 人	171,128 人	335,097 人	2,250	4,343人	339,440 人
平成28年度	142,162	163,308 人	170,529 人	333,837 人	2,710	4,868人	338,705 人
平成29年度	143,168	162,495 人	169,669 人	332,164 人	3,587	5,837人	338,001 人
平成30年度	144,273	161,837 人	169,169 人	331,006 人	4,203	6,537人	337,543 人
令和元年度	145,179	161,044 人	168,225 人	329,269 人	4,607	7,015人	336,284 人
令和2年度	146,352	160,381 人	167,505 人	327,886 人	4,817	7,271人	335,157 人
令和3年度	147,668	159,713 人	166,809 人	326,522 人	4,850	7,321人	333,843 人
令和4年度	148,540	158,682 人	165,867 人	324,549 人	4,800	7,423人	331,972 人

※平成 24 年 7 月 住民基本台帳法改正及び外国人登録法廃止

2. 前橋市の環境行政機構

令和4年4月1日現在の前橋市の環境行政機構は以下のとおりである。

(1) 組織関係図



※環境森林課は、令和5年度に赤城森林事務所が農政部 農村整備課に移管したことに伴い環境政策課として再編されている。

(2) 前橋市環境審議会

前橋市環境審議会は、平成6年12月21日に環境基本法に定める環境の保全に関する基本理念に基づき、すなわち良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、環境基本法第4条に基づく、前橋市環境基本条例第23条に基づき、行政の円滑な運営を図る目的で設置されたものである。平成12年12月に前橋市環境基本条例に環境審議会の運営に係る規定を加えるとともに、委員構成を、市民、事業者、学識経験を有する者及び行政機関の職員に改めた。前橋市環境審議会の過去5年間の開催状況は以下の通りである。

年 度	開催回数
平成30年度	1回
令和元年度	1回
令和2年度	2回
令和3年度	0回
令和4年度	3回

(3) 前橋市公害苦情相談員

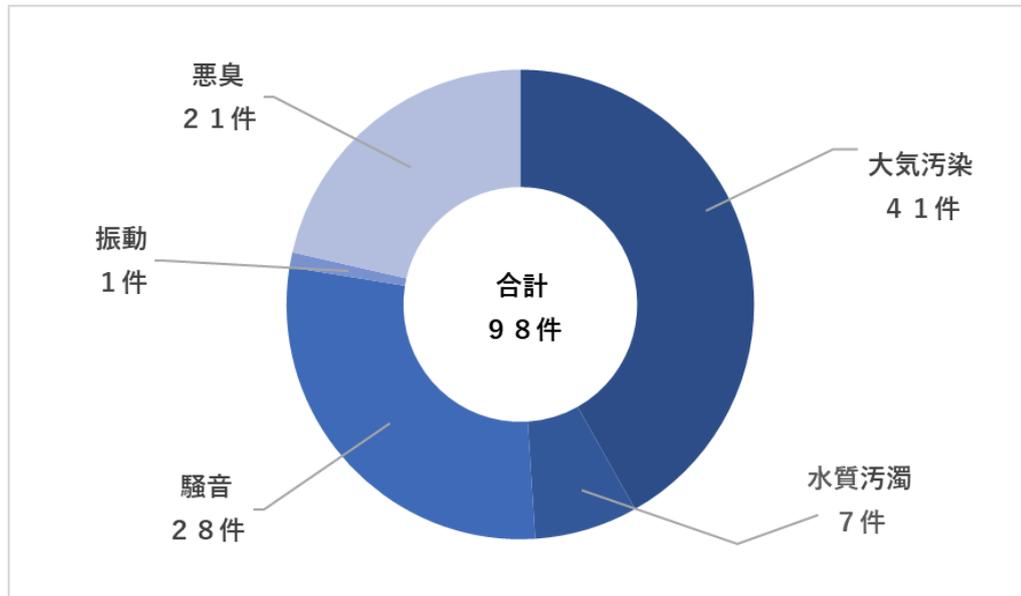
前橋市公害苦情相談員は、公害紛争処理法第49条第2項の規定に基づき設置されるもので、相談員は、公害に関する苦情について住民の相談に応じ、その処理のために必要な調査、その他の事務を行うものとされている。苦情者から聴取した事項について公害苦情処理記録票に記録するものとされている。また、四半期ごとに当該期間中に取り扱った苦情事項について、公害苦情相談の実効を上げるため公害苦情相談実績報告書を作成し、四半期ごとに環境部長に提出するものとされている。

令和4年4月1日現在の公害苦情相談員は、以下のような構成となっている。

環 境 部	環境森林課長・ごみ政策課長・ごみ収集課長・ 廃棄物対策課長・環境保全係長
農 政 部	農政課長
建 設 部	道路建設課長
都 市 計 画 部	建築指導課長

また、令和4年度の公害の苦情は98件であり、ごみ等の焼却行為による大気汚染が41件と最も高い割合を占めている。以下、騒音28件、悪臭21件、水質汚濁7件などとなっている。

令和4年度 公害の種類別苦情件数



(4) 前橋市自然環境保全推進委員会

自然環境保全推進委員会は、自然環境保全の専門機関として、環境基本計画の推進を図るために設置された委員会である。当初は市の環境基本計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、平成9年度から市民参加の場として及び専門的な立場から参加するものとして平成10年度に前橋市自然環境調査推進委員会として設置されたものであるが、平成11年4月に前橋市環境基本計画が策定され調査事業が終了したことから、市の自然環境保全の専門機関として、また、環境基本計画の推進を図るため、平成12年4月より前橋市自然環境保全推進委員会に改められたものである。過去5年間の当委員会の開催状況は以下のようになっている。

年 度	開催回数
平成30年度	2回
令和元年度	2回
令和2年度	1回
令和3年度	1回（うち書面開催1回）
令和4年度	2回（うち書面開催1回）

(5) 前橋市環境基本計画推進委員会

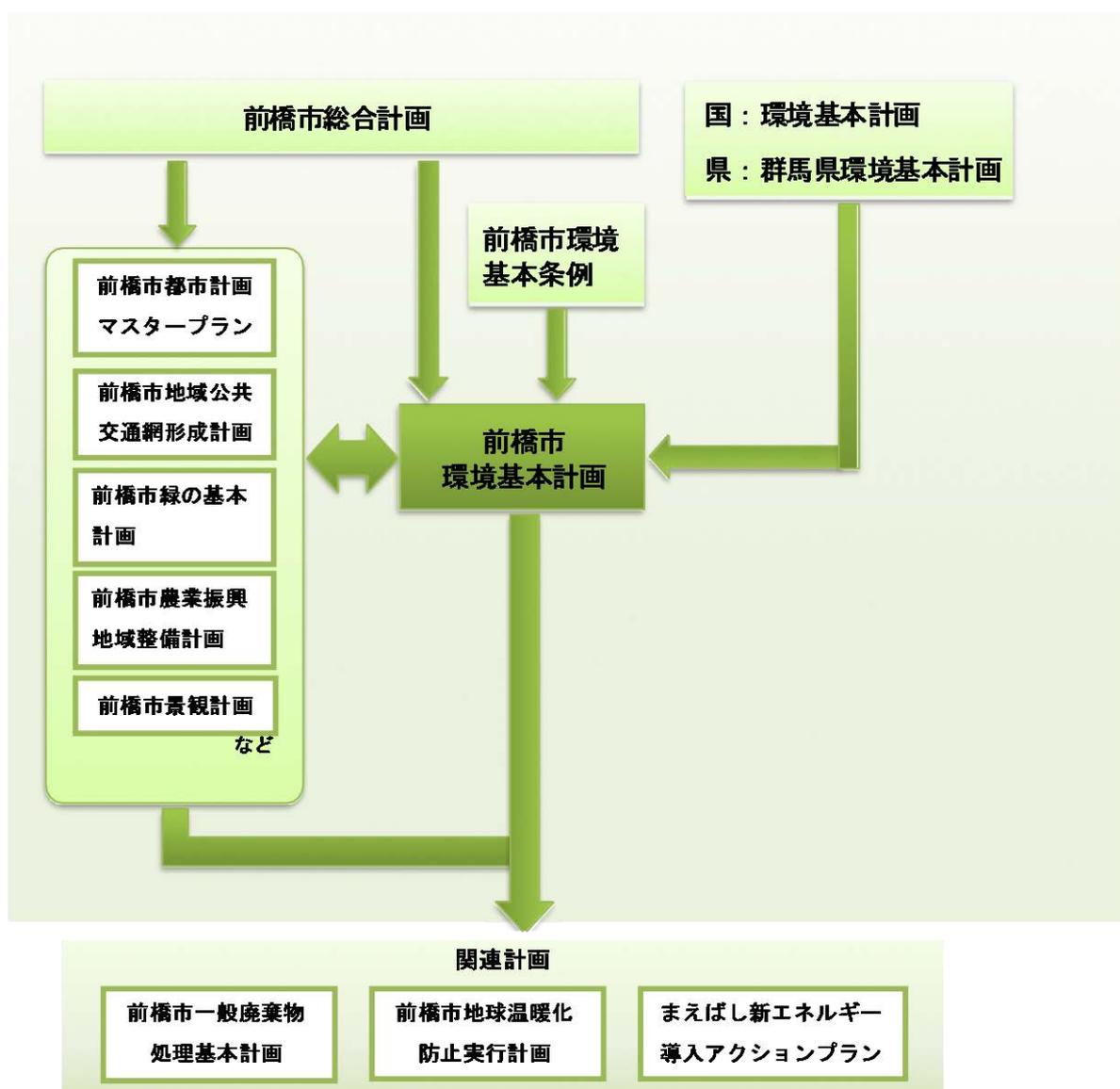
平成9年10月に今日の多種多様な環境問題に対し、21世紀を展望した持続可能な社会を築き、総合的かつ計画的な環境施策である「環境基本計画」を策定するため、「前橋市環境基本計画策定委員会」を設置した。そして平成12年4月に環境基本計画が策定され同事業が終了したことに伴い、同委員会は、「前橋市環境基本計画推進委員会」に改められた。

環境基本計画の内容を実施していくためには、市が実施するあらゆる施策に環境保全の視点を盛り込むことが必要であり、また関係部局において連携、協力していくことが不可欠である。そのため庁内組織として同委員会を設置し、副市長を委員長に関係部長をもって構成し、全庁的に環境保全施策の展開をはかっていくものとしている。

3. 環境政策に関する計画・提言等

(1) 環境部が関連する主な環境に関する計画等

市は、平成12年3月に、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展可能な社会の構築を目指して環境基本条例を制定した。また、平成16年7月29日には、環境基本条例の精神や基本方針、並びに環境基本計画の5つの環境像をコンセプトとして市の環境政策全般に関心を持ってもらうために環境都市宣言を行っている。これらを実現化するため、また市民への普及浸透を図るために環境に関するいくつかの計画を策定している。それは、前橋市の最上位計画である「前橋市総合計画」を上位計画とし、「前橋市総合計画」との連携計画があり、これらと関連して「前橋市環境基本計画」がある。その下位として個別の問題を解決するための施策群として個別計画が策定されている。これを図示すると以下の通りである。



上記の他、個別計画として「前橋市災害廃棄物処理計画」や「前橋市最終処分場基本計画」等がある。

(2) 各計画の名称、位置づけ、適用期間等

①第七次前橋市総合計画

計画の名称	第七次前橋市総合計画
計画の位置づけ	前橋市におけるまちづくりの最上位計画である。総合計画が示す考え方は前橋市が所管するあらゆる計画や事業推進の前提とし、相互に補完し合うことで各分野における取組の効果を高める。
計画の適用期間	2018年度から2027年度までの10年間とする。
計画の推進体制	本計画は、基本構想で掲げるビジョンや政策方針のもと、まちづくりの方向性、重点的に推進するテーマや施策等を示すものとする。
計画の進行管理	限られた資源で最大の効果を生み出すため、選択と集中の考えのもと、行財政改革を進め、効果的・効率的な市政運営に取り組むこととする。また、各事業の推進にあたっては、ICTを積極的に活用することにより、市民サービスの提供の迅速化、利便性の向上を図ることとする。

前橋市総合計画は、市のまちづくりの基本理念や将来都市像、その都市像を実現するための政策の方向性、具体的な施策などを総合的、体系的に取りまとめたもので、当初、昭和33年5月に計画期間を10年とし昭和42年度を目標として作成された「新市建設計画基本計画」が始まりである。その後、10か年ごとに更新しながら継続して作成され、現在は、平成30年から令和9年を計画期間とする「第七次前橋市総合計画」が作成されている。このうち「第6章 持続可能なまちづくり」（都市基盤）の3では環境配慮型社会の形成とし、その目標として「「2050 ゼロカーボンシティまえばし」に向けた温室効果ガスの削減、環境負荷を低減した環境型社会の実現により、恵み豊かな自然を活かした良好な生活環境を構築する」、としている。

その施策の方向性として以下の目標を掲げている。

イ) 温室効果ガスの削減に向けた取組を推進すること。

- ・地球温暖化防止に向けた省エネルギー普及促進
- ・再生可能エネルギーの利用促進
- ・市民や事業者に対する温室効果ガス削減のための普及啓発活動の実施

成果指標 温室効果ガス（CO₂）排出量（年間）

実績（2016年）	現状（2019年）	目標（2024年）
259.4万t	251.1万t	208.6万t

ロ) 廃棄物の発生抑制や適正処理により、環境負荷を低減すること。

- ・ 廃棄物の減量及び適正な処分の推進
- ・ 資源の循環的な利用の促進
- ・ 清掃施設の安定稼働 長寿命化
- ・ 清掃施設の整備計画の推進

成果指標 1日1人当たりのごみ総排出量

実績 (2016年)	現状 (2019年)	目標 (2024年)
950g	921g	838g

②前橋市環境基本計画

計画の名称	前橋市環境基本計画
計画の位置づけ	前橋市環境基本計画は、前橋市環境基本条例の基本方針に基づき良好な環境の保全及び創造を目的に策定するものであり、再生可能エネルギーへの関心の高まりや、人口減少社会の到来等社会状況の大きな変化が見込まれる。そこで行政、市民、事業者との連携のもとより良い環境を目指すために環境基本計画を策定することとする。
計画の適用期間	2018年度から2027年度までの10年間とする。
計画の推進体制	本計画は、前橋市の将来都市像「新しい価値の創造都市・前橋」の実現を環境面から推進するとともに、前橋市環境基本条例に定める「3つの基本理念」に基づき「5つの環境像」の実現を目指す。各種施策の検討、実施に当たっては総合計画の趣旨を踏まえ、市民、事業者、行政の連携が協力していくことが不可欠である。また、庁内においても関係部局において連携、協力していくことが不可欠であり、そのため、庁内に「前橋市環境基本計画推進委員会」を設置し全庁的に環境保全施策の展開をはかっていく。
計画の進行管理	国・県・他市町村等と連携し、環境情報を収集するとともにこれらの情報を市民、事業者に市のホームページや広報誌等を通じて公表する。また、庁内的には担当部局からその実施状況を把握し、特に行動指標として目標値を定めた内容に関しては施策の進捗状況を定期的に把握し、その結果は年次報告書「まえばしのかんきょう」で公表することとする。

「前橋市環境基本計画」は、前橋市環境基本条例に基づき、以下の3つを基本理念とし、さらに目指すべき将来の「まち」の姿を5つの環境像として位置付けている。そしてそれぞれの環境像に対して環境目標を設定し施策例を示し行動指標例を示している。

・3つの基本理念

イ) 良好な環境の確保と承継

良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保するとともに、環境の恵みが将来の世代に引き継がれるように適切に行わなければならない。

ロ) 循環型社会構築

良好な環境の保全及び創造は、人と自然が共生することができ、かつ環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市・市民・事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

ハ) 地球環境保全の推進

地球環境保全は、市・市民・事業者のすべてが自らの課題であることを認識しそれぞれの日常生活及び事業活動において、相互に協力し、連携して推進されなければならない。

・5つの環境像

イ) 環境汚染の防止

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）を含めた都市型公害の改善がすすみ、新たな環境汚染の発生が未然に防止されるまち

ロ) 生態系の保護

多様な生態系が維持され、市民に潤いと安らぎを与える自然環境が守られ、育まれるまち

ハ) 快適環境の創造

水や緑、歴史等の環境資源が有効に活用され、快適な環境が創出されるまち

ニ) 地球環境の保全

地球規模の考えを持ち、低負荷・循環型都市の形成にむけた取組が市内各所で行われるまち

ホ) 環境保全活動の活性化

市民・事業者が主体的に環境保全活動に参加するまち

③前橋市一般廃棄物処理基本計画

計画の名称	前橋市一般廃棄物処理基本計画
計画の位置づけ	本計画は、廃棄物処理法に基づく計画であるとともに、第七次前橋市総合計画を推進するための個別計画で、かつ、前橋市環境基本計画や前橋市循環型社会形成推進地域計画とも連携して施策を推進するための計画である。本計画が目的とするところは、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分、事業運

	営といったごみ処理に関する基本計画と生活排水処理に関する事項である。
計画の適用期間	2016年度から2025年度までの10年間とする。
計画の推進体制	本計画の実効性を確保するために、市民、事業者、自治会、関係団体や関係機関等との連携により、全体的、総合的に推進する。
計画の進行管理	計画は定期的に、その進捗状況の点検、評価を行い、「ごみ処理」と「生活排水処理」の目的を達成するために「PDCAサイクル」を用いて、継続的な環境改善を図ることとする。また、市民・事業者・行政の連携・協力による取組を効果的に進めるためには、「ごみ処理」・「生活排水処理」に関する情報を共有することが必要と考え、「広報まえばし」やホームページ等を活用し、情報の共有を積極的に行うこととする。

④前橋市地球温暖化防止実行計画

計画の名称	前橋市地球温暖化防止実行計画
計画の位置づけ	本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく地方公共団体の実行計画であり、温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策を定めたものである。
計画の適用期間	2021年度から2030年度までの10年間とする。
計画の推進体制	地球温暖化対策に関する取組は、環境分野に限らず、交通・農業・都市計画など幅広い分野にわたることから、庁内の横断的連携により本計画を推進する。
計画の進行管理	本計画の目標を達成するため、「PDCAサイクル」による進行管理を行うこととする。 温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた取組内容や進行管理指標の達成状況の評価・公表を行うとともに必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

⑤まえばし新エネルギー導入アクションプラン

計画の名称	まえばし新エネルギー導入アクションプラン
計画の位置づけ	前橋市の豊富な水資源や森林資源、長い日照時間、そして災害に強い立地などの地域特性を最大限に活用し、一方で豊かな自然環境との調和を保ちながら、新エネルギーを積極的に

	導入することにより、エネルギーとしての活用や省エネルギーの推進を図るために本計画を策定する。
計画の適用期間	2011年度から2020年度までの10年間とする。
計画の推進体制	新エネルギーの導入状況等については、総合計画や環境基本計画、地球温暖化防止実行計画などと合わせて把握検証するとともに必要な措置をとることとする。
計画の進行管理	平成27年度の前橋市における新エネルギー導入量実績に基づいて中間評価を実施し本アクションプランの適用期間である2020年までの目標値や取組について見直しを行う。

⑥前橋市災害廃棄物処理計画

計画の名称	前橋市災害廃棄物処理計画
計画の位置づけ	平成23年の東日本大震災の教訓から、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、平成27年7月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、災害廃棄物処理対策が強化された。廃棄物処理法の改正を受け平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が変更され、市町村において非常災害発生指示に備えた災害廃棄物処理計画を策定するものとされた。本計画は、「災害廃棄物対策指針（平成30年3月環境省）」に基づくとともに、関連する計画との整合性を図りながら策定された計画である。
計画の適用期間	災害発生時に様々な地域で災害廃棄物処理を行えるようにするための計画であり計画期間といったものはない。
計画の推進体制	災害の発生時には、前橋市防災計画に基づき、前橋市災害対策本部の下に環境部を主体とした「廃棄物班」を設置し、災害廃棄物の対応を行う。人員が不足する場合他部署の協力を仰ぐこととする。
計画の進行管理	災害廃棄物は、短時間で大量に発生するという特徴があるため、平常時から発生量の推計、対応方法を検討し、災害に備える。市で発生する災害廃棄物について、円滑、迅速に処理を進めるために、平常時から関係各課が災害発生時に備えて取組を行い関係機関や団体との連携体制を構築する。

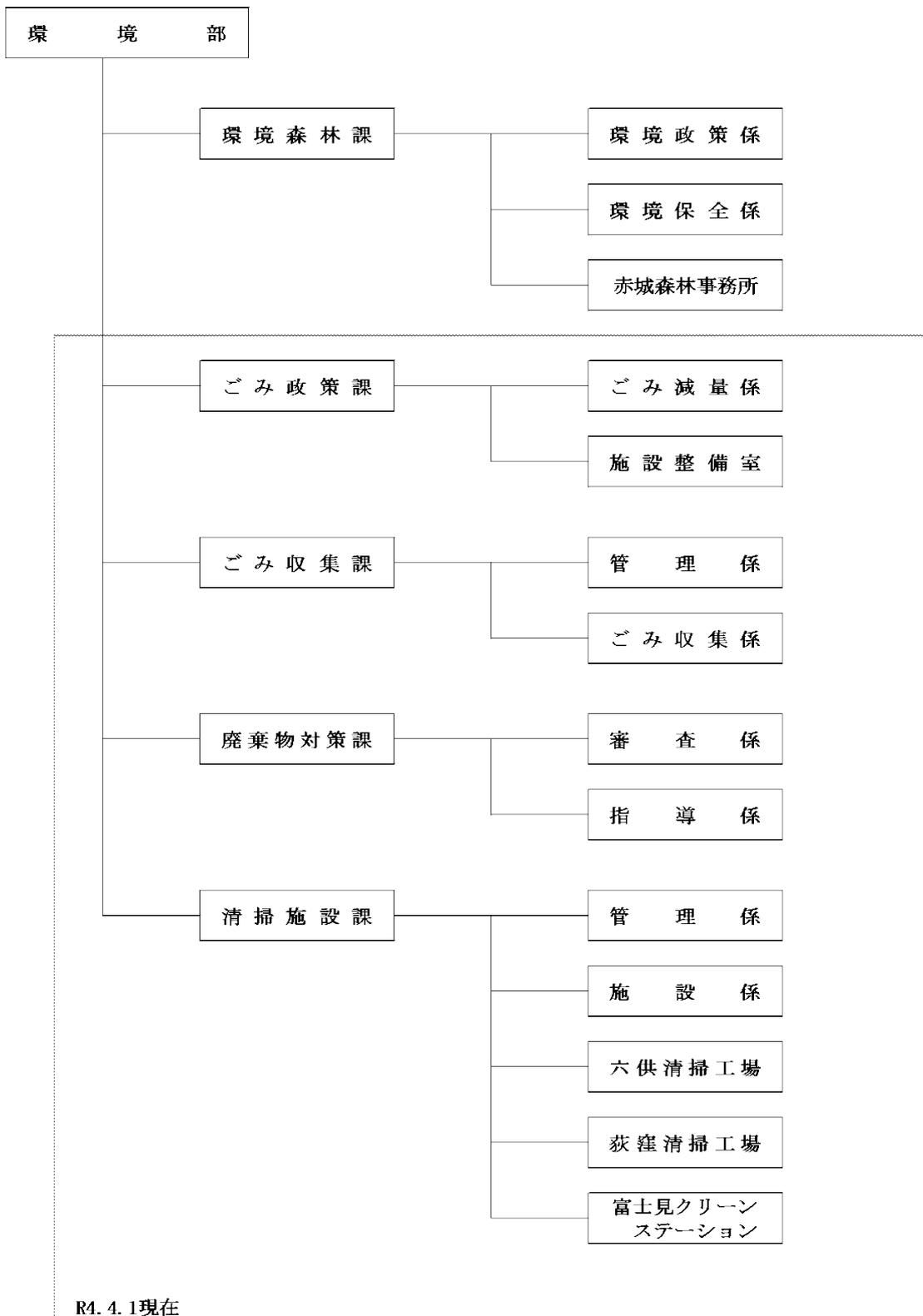
⑦前橋市新最終処分場基本計画

計画の名称	前橋市新最終処分場基本計画
計画の位置づけ	市の既存最終処分場の残余年数は、富士見最終処分場が令和10年度まで、前橋市最終処分場が令和15年度までとなっており、令和16年度に残余容量がゼロとなる予測である。それまでに新最終処分場を整備することが必要である。そこで計画的に新最終処分場を整備を進める必要があり、その基本的な全体像を示したものが本計画である。本計画は、市のまちづくりの指針となる「第七次前橋市総合計画」をはじめとして環境政策の基本事項を定めた「前橋市環境基本計画」との整合性を図り「前橋市一般廃棄物処理基本計画」や「前橋市新最終処分場基本構想」等に基づき、新最終処分場の施設概要等を具体化するものである。
計画の適用期間	本計画は、適用期間等は特に設定していない。
計画の進行管理	計画の進行管理については、環境部 ごみ政策課において行う。

4. 環境部の概要

環境部の組織及び人員は下記のようになっている。

(1) 環境部の組織



(2) 環境部の人員

環境部の人員は以下のようにになっている。

(令和4年4月1日現在)

名 所属名	役職・職種	部	参	課	副	課	係	副	事	技	技	技	自動車	機械	運転	清掃	非常	計
		長	事	長	参	長	長	主	務	術	士	士	車	操	管	技	勤	
環境部		1																1
環境森林課				1														1
	環境政策係					1		1	4									6
	環境保全係					1		2		3							2	8
	赤城森林事務所					1	1	1									6	9
	計	1	0	1	0	3	1	4	4	3	0	0	0	0	0	0	8	25
ごみ政策課				1														1
	ごみ減量係					1		1	3								1	6
	施設整備室				1			1	1									3
	計	0	0	1	1	1	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	1	10
ごみ収集課				1														1
	管理係				1			1	4								2	8
	ごみ収集係					1		1			4	5	27			3	10	51
	計	0	0	1	1	1	0	2	4	0	4	5	27	0	0	3	12	60
廃棄物対策課				1														1
	審査係					1		2	1	1								5
	指導係					1		2		1							4	8
	計	0	0	1	0	2	0	4	1	2	0	0	0	0	0	0	4	14
清掃施設課				1														1
	管理係					1		1	1								2	5
	施設係					1		3		1							1	6
	六供清掃工場				1						5	4		12			6	28
	荻窪清掃工場					1			1		4	3		10			8	27
	富士見クリーンステーション						1		1								2	4
	計	0	0	1	1	3	1	4	3	1	9	7	0	22	0	0	19	71
合計	1	0	5	3	10	2	16	16	6	13	12	27	22	0	3	44	180	

(3) 環境部の事務分掌

環境部の事務分掌は以下のようになっている。

課名	係名	事務分掌
環境森林課	環境政策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関する事 2 環境部内の事務連絡調整に関する事 3 環境基本計画(温暖化防止実行計画及びグリーン購入を含む)の推進に関する事 4 環境審議会に関する事 5 新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成金に関する事 6 新エネルギーの導入に関する事 7 自然環境保全推進委員会、自然環境調査に関する事 8 環境啓発(環境イベントを含む)に関する事 9 こどもエコクラブに関する事 10 次世代自動車普及促進に関する事 11 ESCO事業に関する事 12 分散型エネルギーに関する事 13 フロン排出抑制法に関する事 14 まえばし環境の学び舎事業に関する事 15 赤城山エコツーリズムに関する事 16 環境家族に関する事 17 みちかな季節かんじ隊に関する事 18 特定外来生物に関する事
	環境保全係	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境関係法令に基づく届出の受理及び審査に関する事 2 公害苦情処理及び発生事案に関する事 3 大気汚染防止法に関する事 4 水質汚濁防止法に関する事 5 騒音規制法に関する事 6 振動規制法に関する事 7 土壌汚染対策法に関する事 8 悪臭防止法に関する事 9 ダイオキシン類対策特別措置法に関する事 10 群馬県の生活環境を保全する条例、群馬県環境影響評価条例に関する事 11 放射線量測定に関する事 12 公害防止協定に関する事 13 特定事業場(大防法、DXN法)の立入調査計画の立案及び調査・指導に関する事 14 有害大気汚染物質等及び酸性雨調査に関する事 15 大気汚染常時監視及び注意報の周知に関する事 16 環境基準点等河川水質調査の計画立案及び実施に関する事 17 特定事業場(水濁法)の立入調査計画の立案及び調査・指導に関する事 18 地下水調査の計画立案及び実施に関する事 19 悪臭重点監視事業場の調査計画の立案及び調査・指導に関する事 20 環境、自動車、高速道路騒音及びその他騒音・振動調査に関する事 21 特定事業場届出システムの運用に関する事
	赤城森林事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 林業振興企画に関する事 2 林地台帳整備に関する事 3 森林環境譲与税に関する事 4 林業振興・整備に関する事 5 市有林の管理に関する事 6 地域産木材利用促進に関する事 7 ぐんま緑の県民基金事業に関する事 8 木育に関する事 9 松くい虫防除に関する事 10 森林法に基づく届けに関する事 11 木質バイオマスに関する事 12 市有林境界立会い等に関する事

課名	係名	事務分掌
ごみ政策課	ごみ減量係	<ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関する事 2 一般廃棄物の減量政策・啓発に関する事 3 一般廃棄物処理計画に関する事 4 災害廃棄物処理計画に関する事 5 廃棄物減量等審推進審議会に関する事 6 指定袋に関する事 7 容り法に基づく分別収集計画に関する事 8 プラスチック資源循環法に関する事 9 出前講座に関する事 10 路上喫煙及びポイ捨ての禁止に関する事 11 全国都市清掃会議に関する事 12 清掃事業概要に関する事 13 ごみ収集カレンダー・分別アプリに関する事 14 G活チャレンジ各種啓発に関する事 15 環境美化推進員(廃棄物減量等推進員)の事務に関する事 16 食べきり協力店登録制度に関する事 17 大規模小売店舗立地法等の事前協議に関する事 18 ごみ減量化器具、段ボールコンポストに関する事 19 リユース食器に関する事
	施設整備室	<ul style="list-style-type: none"> 1 清掃施設の整備に関する事 2 最終処分場基本計画に関する事 3 し尿・浄化槽汚泥処理施設、コミプラ等に関する事 4 自治会対応に関する事 5 循環型交付金の取りまとめに関する事
ごみ収集課	管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関する事 2 ごみ集積場の運営(支援)に関する事 3 不適正排出に関する事 4 粗大ごみ・小動物死体の収集運搬の連絡調整に関する事 5 ごみ収集運搬業務委託に関する事 6 防災及び災害時の廃棄物対応に関する事 7 リサイクル庫に関する事 8 あき地の環境管理に関する事 9 廃食用油回収事業に関する事 10 不法投棄の処理に関する事 11 有価物集団回収に関する事 12 安全衛生委員会に関する事 13 小型家電回収に関する事 14 ごみ清掃車両の広告に関する事 15 作業用車両に関する事 16 紙・衣類等分別収集に関する事 17 資源ごみ回収コンテナ及びパレットに関する事 18 こんにちは収集(事務)に関する事 19 公衆便所の管理に関する事 20 宅地開発事前協議に関する事 21 在宅医療廃棄物の事務等に関する事 22 事業系ごみの適正排出に関する事
	ごみ収集係	<ul style="list-style-type: none"> 1 事務所の建物、物品の維持管理に関する事 2 ごみ収集運搬の計画実施及び収集体制の整備に関する事 3 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関する事 4 不法投棄・臨時ごみ収集運搬に関する事 5 こんにちは収集に関する事 6 し尿収集運搬の計画及び実施に関する事 7 移動公衆便所の貸出に関する事 8 し尿処理手数料及び助成金に関する事 9 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関する事 10 浄化槽の保守点検業者の登録に関する事 11 浄化槽の維持管理に関する指導に関する事 12 小動物死体収集運搬業務に関する事 13 その他ごみ収集運搬に関する事

課名	係 名	事 務 分 掌
廃棄物対策課	審 査 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関する事 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関する事 3 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関する事 4 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関する事 5 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関する事 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関する事 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関する事 8 行政処分(許可業者、許可施設)に関する事 9 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する事 10 廃棄物処理施設専門委員会に関する事 11 産業廃棄物管理票交付等状況報告に関する事 12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関する事 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関する事
	指 導 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃棄物不適正処理事案の調査、監視及び指導等に関する事 2 廃棄物不法投棄監視に関する事 3 土砂等の埋立て等の規制に関する事 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関する事 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関する事 6 不適正処理事案に関する統計に関する事 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関する事
清掃施設課	管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関する事 2 清掃工場の連絡調整に関する事 3 課の契約事務に関する事 4 ごみ処理の計画立案に関する事 5 清掃工場の地元自治会対応に関する事 6 ごみ処理統計事務に関する事 7 職員の資格取得・被服貸与に関する事 8 財産の管理に関する事 9 六供清掃工場の見学に関する事 10 ごみ処理手数料に関する事 11 最終処分場の延命化(焼却灰の資源化)に関する事 12 ペットボトル選別処理施設の管理運営に関する事 13 処理困難物の処理及び金属売却に関する事
	施 設 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 清掃施設及び最終処分場の工事設計、施工及び監督に関する事 2 清掃施設及び最終処分場の維持保全に関する事 3 六供清掃工場の発電・熱管理及び余熱利用設備に関する事 4 清掃施設及び最終処分場の公害防止に関する事 5 廃棄物処理技術の調査研究に関する事 6 清掃施設整備における既存施設延命化工事の検討に関する事 7 六供清掃工場の延命化工事に関する事 8 新エネルギー設備工事の設計、施工及び監督に関する事 9 電気事業法に定める諸事務に関する事 10 びん選別処理施設及びペットボトル選別処理施設の整備点検補修に関する事
	六供清掃工場	<ul style="list-style-type: none"> 1 ごみ焼却及び排水処理に関する事 2 工場及び排水処理施設設備、物品の維持管理に関する事 3 ごみ処理手数料の徴収に関する事 4 焼却灰の処理に関する事 5 ごみ焼却施設の整備点検補修に関する事 6 工場の運転管理に関する事 7 運転委託の指導監督に関する事 8 作業用車両、器材の管理保管及び事故防止に関する事 9 展開検査に関する事

課名	係 名	事 務 分 掌
清掃施設課	荻窪清掃工場	<ul style="list-style-type: none"> 1 不燃ごみ・粗大ごみの分別、破碎選別、圧縮梱包に関する事 2 工場及び排水処理施設設備、物品の維持管理に関する事 3 ごみ処理手数料の徴収に関する事 4 資源化物の搬出、引き渡しに関する事 5 ごみ、焼却灰等の埋立処分に関する事 6 破碎選別処理施設の整備点検補修に関する事 7 荻窪最終処分場、前橋市最終処分場の管理に関する事 8 工場の運転管理に関する事 9 作業用車両、器材の管理保管及び事故防止に関する事 10 荻窪清掃工場及び最終処分場の見学に関する事 11 展開検査に関する事
	富士見クリーンステーション	<ul style="list-style-type: none"> 1 不燃ごみ・粗大ごみの分別、破碎選別、圧縮梱包に関する事 2 工場及び排水処理施設設備、物品の維持管理に関する事 3 ごみ処理手数料の徴収に関する事 4 資源化物の搬出、引き渡しに関する事 5 ごみ、焼却灰等の埋立処分に関する事 6 破碎選別処理施設の整備点検補修に関する事 7 富士見最終処分場の管理に関する事 8 運転委託の指導監督に関する事 9 作業用車両、器材の管理保管及び事故防止に関する事 10 清掃工場の地元自治会対応に関する事 11 富士見クリーンステーション及び最終処分場の見学に関する事

環境部が管理している施設の概要は、以下の通りである。

清掃事務所

(1) 西部清掃事務所

名称	所在地	施設概要
西部清掃事務所	大渡町一丁目 19番地5	1 敷地面積 4,911.97㎡ 2 建物の名称・構造及び面積 ①管理棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 296.50㎡(昭和42年3月) (増築)和室 コンクリートブロック造 平屋建 18.09㎡(昭和47年9月) (〃)事務室 鉄骨造 平屋建 25.87㎡(平成元年3月) <内容> 事務室1、職員控室1、更衣室1、浴室1、洗場1 ②車庫 鉄骨造 平屋建 462.00㎡(昭和42年3月) (増築) 鉄筋コンクリート造 平屋建 148.80㎡(昭和44年10月) (〃) " 82.96㎡(平成5年2月) ③洗浄機庫(機械庫) ブロック造 4.62㎡(平成9年3月) ④油庫 " 5.30㎡(〃) ⑤自転車置場 鉄パイプ (平成12年6月) ⑥事務所 コンクリートブロック造 平屋建 158.76㎡(昭和44年10月) (増築) 鉄骨造 平屋建 21.00㎡(平成9年10月) ⑦車庫 鉄骨造 平屋建 58.82㎡

中間処理施設

- (1) 六供清掃工場
- (2) 荻窪清掃工場
- (3) 富士見クリーンステーション
- (4) びん選別処理施設
- (5) ペットボトル選別処理施設

名称	所在地	施設概要
六供清掃工場	六供町1536番地	1 敷地面積 16,800㎡ 2 工期 昭和63年7月～平成3年9月 3 事業費 11,880,000千円 <内訳> 国補 1,869,209千円 市債 8,602,700千円 一般 3,208,091千円 4 処理能力 405ト/日(135ト/24H×3炉)【通常2炉運転】 5 焼却炉 連続式ストーカ炉 6 建物 ①工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 地上6階地下2階建 延床面積 14,536.14㎡ ごみピット容量 5,400㎡(×0.35=1,890ト) 灰ピット容量 400㎡(焼却灰300㎡+飛灰100㎡) ②管理棟 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床面積 1,954.40㎡ ③計量棟 鉄骨造平家建 延床面積 60.47㎡(柱芯) トラックスケール 東30ト、西20ト ④煙突 外筒 鉄筋コンクリート造 7.5m角 内筒 鋼板製 直径1.5m×3本 高さ 80m ⑤洗車場 262㎡ ⑥車庫棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 369.08㎡ ⑦梱包袋積込棟 鉄骨造 平屋建 133.14㎡(平成15年度建設) クレーン2.8ト×1基 ⑧灰梱包設備(平成15年度建設) ⑨市民ごみ受入れ施設(令和元年度建設) プラットホーム棟 鉄骨造 平家建 延床面積 188.13㎡ 受付棟 鉄骨造 平家建 延床面積 69.21㎡ トラックスケール 30ト 2台 ⑩少量危険物取扱貯蔵所 鉄骨造 平屋建 15.98㎡(令和3年度建設) 7 請負業者 設計施工 日本鋼管(株)・佐田建設(株)共同企業体 8 排水処理施設 プラント水・洗車水等処理 9 余熱利用設備 (1) 蒸気タービン発電設備 定格出力 2,400kW (2) 高温水装置 高温水温度 130℃ 供給熱量 300万kcal/H

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
六供清掃工場		<p>10 ダイオキシソ類削減対策工事</p> <p>(1) 工期 平成13年6月～平成15年3月</p> <p>(2) 事業費 3,910,200千円(工事費3,885,000+監理費25,200) <内訳> 国補 1,027,776千円 県補 37,902千円 市債 2,690,800千円 一般 153,722千円</p> <p>(3) 請負業者 ①設計施工 日本鋼管(株)【現JFEエンジニアリング(株)】 ②基本設計・工事監理 (株)総合エンジニアリング</p> <p>(4) ダイオキシソ排気ガス保証値 0.5ng-TEQ/N</p> <p>(5) 公害防止設備 ろ過式集じん機 消石灰と活性炭の吹き込み装置 飛灰の重金属安定剤添加装置</p> <p>11 ダイオキシソばく露防止設備</p> <p>(1) 竣工 平成14年3月</p> <p>(2) 設備内容 ①エアシャワー室1.5㎡(アマノ(株))、更衣室13.95㎡ ②エアコンプレッサー室及びエアラインマスク用エア源(8人用)</p> <p>12 工場延命化工事</p> <p>(1) 工期 平成28年6月～令和2年3月</p> <p>(2) 事業費 12,592,584千円(工事費12,528,000+監理費64,584) <内訳> 国補 5,415,806千円 市債 6,380,900千円 一般 795,878千円</p> <p>(3) 請負業者 ①設計施工 JFEエンジニアリング(株) ②工事監理 (株)日産技術コンサルタント</p> <p>(4) 基幹の設備更新 焼却炉、ボイラー、蒸気タービン発電設備、 ごみクレーン、灰クレーンほか</p>
荻窪清掃工場	荻窪町677番地	<p>1 敷地面積 19,381.30㎡</p> <p>2 工期 平成2年7月～平成4年3月</p> <p>3 事業費 3,522,600千円 <内訳> 国補 442,940千円 市債 1,970,600千円 一般 1,109,060千円</p> <p>4 処理能力 99トソ/5H(破砕83トソ+プラ容器16トソ:平成16年12月改造)</p> <p>5 処理方式 併用式 5種分別 (鉄・アルミ・可燃物・不燃物・プラ容器)</p> <p>6 建物</p> <p>(1) 工場棟 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 地上3階地下1階建 延床面積 3,252.06㎡ ごみピット容量 1,500㎡</p> <p>(2) 管理棟 鉄骨造 地上2階建 延床面積 1,147.72㎡</p> <p>(3) 計量棟 鉄骨造 平屋建 延床面積 108.00㎡ トラックスケール 西30トソ、東20トソ</p> <p>(4) 車庫棟 鉄骨造×2棟 延床面積 388.58㎡ (うち1棟はびん選別処理施設へ改装)</p> <p>(5) 危険物倉庫 鉄骨造 平屋建 12.00㎡</p> <p>(6) 重機修理棟 鉄骨造 平屋建 12.00㎡</p> <p>7 公害防止設備 サイクロソ、ろ過式集じん機、除じん機、排水処理施設</p> <p>8 請負業者 (1) 設計施工 日立造船(株) (2) 基本設計 (株)環境工学コンサルタント</p> <p>9 廃プラ可燃物ベールラッピング設備</p> <p>(1) 竣工 平成14年12月</p> <p>(2) 圧縮梱包設備 長さ1m(最大1.1m)×幅1m×高さ1m</p> <p>(3) 処理能力 95ベール/5H</p> <p>(4) 工事費 15,740千円</p> <p>(5) 請負業者 (株)モリタ<シグノード(株)></p> <p>10 ダイオキシソばく露防止設備</p> <p>(1) 竣工 平成14年3月</p> <p>(2) 設備内容 エアシャワー室 1.5㎡(アマノ(株))</p>

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
富士見 クリーンステーション	富士見町石井 1873番地2	1 敷地面積 約3,200㎡ 2 工期 平成8年6月～平成10年3月 3 事業費 1,542,091千円 <内訳> 国補 247,867千円 起債 1,228,400千円 一般 67,824千円 4 処理能力 18ト/5H 5 処理方式 (1) 資源ごみライン 破袋+鉄選別+アルミ選別 (2) 粗大ごみライン 粗破碎・回転破碎(縦型破碎機)+鉄選別+不燃物選別 +アルミ選別 6 建物 (1) 工場棟 鉄骨造 地上2階建 延床面積 2,372.79㎡ (2) スtockヤード棟 鉄骨造 平屋建 延床面積 273.36㎡ (3) 倉庫 鉄骨造 平屋建(平成28年10月) 延床面積 75.24㎡ 7 請負業者 (1) 設計施工 ㈱クボタ (2) 基本設計 ㈱総合エンジニアリング
びん選別処理施設	荻窪町677番地	1 竣工 平成8年3月 2 事業費 42,024千円 3 処理能力 18ト/5H 4 処理方法 3色手選別(透明・茶・その他) 5 建物 207.13㎡ (荻窪清掃工場の車庫棟を改装) 6 請負業者 設計施工 ㈱新成エンジニアリング
ペットボトル 選別処理施設	大渡町一丁目 19番地4	1 敷地面積 3,463.46㎡ 2 建物 ①処理施設棟 鉄骨造 平屋建 204.30㎡ ②作業員休憩所 軽量鉄骨造 平屋建 23.42㎡ 3 機器設備等 受入供給ホッパ1基、選別コンベア1基、供給コンベア1基、 ペットボトル減容機 2基 4 付帯設備 Stockヤード 486.00㎡ 5 処理能力 4ト/日(400kg/1H×2基×5H) 6 事業費 89,656,185円 (うち施設分 53,283,300円、収集車・フォークリフト除く) <内訳> 国補 22,414,000円 市債 66,800,000円 一般 442,185円 7 工 期 平成12年3月～平成12年8月

最終処分場

- (1) 荻窪最終処分場
- (2) 前橋市最終処分場
- (3) 堀越埋立地
- (4) 富士見最終処分場

名称	所在地	施設の概要
荻窪最終処分場	荻窪町671番地	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地面積 65,621.10㎡(浸出水処理施設を除く) 2 埋立面積 50,000㎡ 【1期:18,400㎡+2期:10,400㎡+3期:21,200㎡】 3 埋立容量 544,000㎡ 【1期:233,299㎡+2期:70,305㎡+3期:240,247㎡】 4 埋立期間 昭和60年4月～平成20年3月 埋立終了 【1期:昭和60年4月～,2期:平成3年6月～,3期:平成6年4月～】 5 埋立方法 サンドイッチ方式 6 事業費 1,747,629千円 〈内訳〉 国補 46,972千円 市債 1,108,400千円 一般 592,257千円 7 処分場の構造 法面高密度ポリエチレンシート、1.5mm張り(1期は防水シート) 浸出水集水管・底部地下水集水管埋設 底部水密アスファルトコンクリート 8 請負業者 (1) 1期・2期 設計 都市開発設計㈱ 施工 佐田建設㈱ (2) 3期 設計 ㈱環境工学コンサルタント 施工 宮下工業㈱
	荻窪町703番地5	<ol style="list-style-type: none"> 9 浸出水処理施設 (1) 第1水処理施設 ①敷地面積 1,310.53㎡(第2水処理施設を含む) ②管理棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 51.4㎡ ③脱水機棟 鉄骨造 2階建 45.6㎡ ④倉庫 鉄筋コンクリート造 平屋建 10.8㎡ ⑤浸出水処理量 処理能力:70㎡/日(最大110㎡/日) 調整槽:140㎡ ⑥浸出水処理方式 接触酸化処理ろ過 活性炭吸着 ⑦請負業者 設計 都市開発設計㈱ 施工 荏原実業㈱
	荻窪町703番地5	<ol style="list-style-type: none"> (2) 第2水処理施設(平成3年4月から休止中) ①浸出水処理量 処理能力300㎡/日(最大500㎡/日) ②浸出水処理方式 P B S 凝集沈殿処理 ③竣工 昭和62年3月 ④事業費 48,000千円(一般)
	荻窪町336番地1	<ol style="list-style-type: none"> (3) 第3水処理施設 ①敷地面積 4,471.00㎡ ②管理棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 118.20㎡ ③汚泥処理棟 鉄骨造 平屋建 82.07㎡ ④浸出水処理量 処理能力:800㎡/日 調整槽:1,920㎡ ⑤浸出水処理方式 接触曝気方式+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+活性炭吸着処理+滅菌 ⑥請負業者 設計施工 ㈱西原環境衛生研究所 ⑦工期 平成2年8月～平成5年3月 ⑧事業費 618,258千円(平成2～4年度の計)
前橋市最終処分場	荻窪町553番地3	<ol style="list-style-type: none"> 1 全体面積 79,151.43㎡(浸出水処理施設を含む) 2 埋立面積 46,700㎡ 3 埋立容量 383,000㎡ 4 埋立期間 平成16年3月～令和13年7月 5 貯留施設 (1) 敷地面積 75,255.75㎡ (2) 埋立方法 セル&サンドイッチ方式 (3) 遮水構造 遮水シート二重敷設、下部:コンクリート版(50cm) 上部:サンドマット(底面部)、布製型枠モルタル保護(法面部) 地下水モニタリング井戸(3か所)

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
		(4) 事業費 2,940,000千円 <内訳> 国補 557,048千円 貸付 115,556千円 市債 2,054,900千円 一般 212,496千円 (5) 請負業者 設計監理 ㈱日本環境工学設計事務所 施工 佐田建設・宮下工業・泉野建設特定建設工事企業体 (6) 工期 平成13年12月～平成15年12月
	荻窪町632番地9	6 第4水処理施設 (1) 敷地面積 3,895.68㎡ (2) 建物 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建 延床面積 1,611.05㎡ (3) 処理量 処理能力:120㎡/日 調整槽:5,200㎡ (4) 事業費 1,890,000千円 <内訳> 国補 293,747千円 貸付 65,930千円 市債 1,391,000千円 一般 139,323千円 (5) 請負業者 設計施工 共和化工㈱ 監理 ㈱日本環境工学設計事務所 (6) 工期 平成13年12月～平成15年12月
堀越埋立地	堀越町1662番地	1 敷地面積 27,290㎡ 2 埋立面積 17,414㎡ 3 埋立容量 91,288㎡ 4 埋立期間 昭和55年4月～平成7年8月 埋立終了 5 埋立方法 サンドイッチ方式 6 現在の状況 大胡総合運動公園の一部 7 水処理施設(稼働中) (1) 処理能力:70㎡/日 貯留槽:72㎡ (2) 建物 鉄筋コンクリート造 平屋建 99.25㎡ 薬剤タンク室 機械室 鉄筋コンクリート造 平屋建 19.25㎡ 8 事業費 241,930千円 <内訳> 国補 52,194千円 起債 181,900千円 一般 7,838千円 9 工 期 昭和54年6月～昭和55年3月
富士見最終処分場	富士見町石井 1873番地2	1 埋立面積 8,020㎡ 2 埋立容量 59,080㎡ 3 埋立期間 平成9年4月～平成39年3月(30年間) 4 貯留施設 (1) 埋立方法 準好気性埋立(サンドイッチ方式) (2) 遮水構造 高密度ポリエチレン 2重シート 法面部 5重構造+保護ウレタン 底面部 6重構造+ペントナイト充填マット+漏洩検知管 地下水モニタリング井戸(4か所) 5 水処理施設 (1) 処理能力:30㎡/日 調整槽:700㎡ (2) 建物 鉄骨造 平屋建 延床面積 275.52㎡ 6 管理棟 鉄骨造 平屋建 延床面積 147.73㎡ 7 工期 平成7年7月～平成9年3月 8 事業費 1,432,730千円 (埋立地工事費1,008,782+浸出水施設工事費391,503+監理費32,445) <内訳> 国補 177,158千円 起債 1,093,200千円 一般 162,372千円 9 請負業者 (1) 設計・監理 ㈱総合エンジニアリング (2) 埋立地施工 奥村・佐田一般廃棄物最終処分場建設工事 特定建設企業体 (3) 水処理施設施工 アタカ工業㈱東京支店

余熱利用施設

六供清掃工場内で発生する高圧蒸気を利用して、六供温水プール施設内の熱交換機により、プール・シャワー・暖房等に利用しています。

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
六供温水プール	六供町1068番地	<p>1 敷地面積 8,981㎡</p> <p>2 事業費 1,851,156千円</p> <p>3 工期 平成2年8月～平成3年9月(竣工:平成3年10月)</p> <p>4 設計施工 (1) 設計 ㈱桂建築設計事務所 (2) 施工 佐田建設㈱、上毛電業㈱、福田設備工業、三洋関東設備機器㈱</p> <p>5 建物 (1) 構造 プール棟 鉄骨造 平屋建 管理棟 鉄筋コンクリート造 3階建の1階 (2) 延床面積 3,322.40㎡ (3,285.73㎡+H22.3.18エレベーター増設:36.67㎡) (3) 機能 1階 25mプール(25m×7m) 流水プール(幅5m×長さ108m) 溪流プール(長さ72m) ちびっこプール 事務室、機械室、更衣室 2階 談話室・見学ギャラリー</p> <p>6 開館時間 平日:正午～午後8時 土曜・日曜・祝日・春季・夏季:午前10時～午後8時</p> <p>7 利用料金 大人310円、小人100円</p> <p>8 休館日 毎週月曜日(祝日と重なる場合は翌日)</p> <p>9 管理方法 文化スポーツ観光部スポーツ課 (指定管理者:一般財団法人 前橋市まちづくり公社)</p> <p>10 施設利用者数 平成30年度 127,307人 令和元年度 111,850人(3月 新型コロナウイルス感染予防対策のため休業) 令和2年度 22,228人(4～7月 新型コロナウイルス感染予防対策のため休業) 令和3年度 24,105人(9月 新型コロナウイルス感染予防対策のため休業) 令和4年度 45,929人</p> <p>11 駐車場 180台</p>

し尿処理施設・し尿浄化槽汚泥処理施設

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
し尿処理施設 (水質浄化 センター内)	六供町 516番地1	<p>1 敷地面積 15,339.45㎡</p> <p>2 し尿処理施設 (平成10年3月竣工、2か年継続事業) (1) 処理方法 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理 (2) 処理能力 33kl/日 (3) 事業費 1,331,817,000円 <内訳> 国補 215,555,000円 市債 1,003,300,000円 一般 112,962,000円 (4) 自動計量装置(トラックスケール) ①竣工 昭和60年3月 ②形式 クボタ社製、角型エアビーームロードセル方式 10kg～20,000kg ③事業費 23,900,000円 <内訳> 国補 7,730,000円 市債 13,100,000円 一般 3,070,000円</p>

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
し尿処理施設 (水質浄化 センター内)	六供町 1331番地	<p>3 し尿浄化槽汚泥処理施設</p> <p>(1) 竣工 昭和62年11月 (稼働 昭和63年3月)</p> <p>(2) 建築面積 1,505.94㎡</p> <p>(3) 延べ面積 2,200.39㎡</p> <p>(4) 処理能力 87kl/日</p> <p>(5) 処理方式 固液分離活性汚泥処理方式</p> <p>(6) 放流保証水質</p> <p style="padding-left: 20px;">PH 5.8~8.6</p> <p style="padding-left: 20px;">BOD 20mg/l 以下</p> <p style="padding-left: 20px;">SS 30mg/l 以下</p> <p style="padding-left: 20px;">大腸菌群数 3,000個/ml 以下</p> <p>(7) 事業費 976,620,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">①本体工事 964,833,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">・土木建築設備 406,383,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">・機械電気設備 558,450,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">②付帯工事 11,387,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">③事務費 400,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">〈財源内訳〉 国補 225,739,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">市債 403,600,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">一般 347,281,000円</p>

住宅団地排水処理施設

施 設 名 ・ 処 理 区 域	施 設 概 要
下川町住宅団地排水処理施設 ・ 下川町住宅団地	<p>(1) 処 理 方 式： 長時間曝気方式</p> <p>(2) 最大処理能力： 2,050 m³/日</p> <p>(3) 計画人口・戸数： 3,700人(743戸)</p> <p>(4) 供 用 開 始： S55.9 ~</p> <p>(5) 令和5.3.31現在使用人口:1,633人(785戸)</p>
城南住宅団地排水処理施設 ・ 城南住宅団地	<p>(1) 処 理 方 式： 長時間曝気式 + 生物膜濾過</p> <p>(2) 最大処理能力： 1,100m³/日</p> <p>(3) 計画人口・戸数： 1,900人(550戸)</p> <p>(4) 供 用 開 始： S61.12 ~</p> <p>(5) 令和5.3.31現在使用人口:1,258人(570戸)</p>
新堀西住宅団地排水処理施設 ・ 新堀西住宅団地	<p>(1) 処 理 方 式： 長時間曝気式</p> <p>(2) 最大処理能力： 575m³/日</p> <p>(3) 計画人口・戸数： 2,300人(372戸)</p> <p>(4) 供 用 開 始： H10.7 ~</p> <p>(5) 令和5.3.31現在使用人口:1,043人(367戸)</p>

(5) 環境部が実施している令和4年度の事業、予算額及び決算額の概要

環境部が実施している令和4年度の事業、予算額及び決算額の概要は以下のとおりである。

環境森林課(現:環境政策課) 一般会計

No	係名	事業名	細事業名	令和4年度予算額 (当初・再訂正) (千円)	令和4年度決算額(円)	事業の概要(当初予算附属説明書より)
1	環境政策係(現:GX戦略係)	環境対策	環境対策事業	116,559	143,211,991	環境関係事業を円滑に推進していく。
2	〃	〃	生態系保全事業	10,588	9,057,051	自然環境調査を通じて、市内に生息する生物種の把握に努めるとともに、身近な生態系を保全する観点から、市民参加型の調査方法を通じて生態系保全の普及啓発を推進する。
3	〃	〃	環境保全啓発事業	1,167	797,707	市民や事業者に対して環境保全の重要性を啓発してもらい環境保全意識を高める。
4	〃	〃	新エネ・省エネ機器導入補助事業	5,000	5,080,000	地球温暖化防止対策及び新エネルギー・省エネルギーの普及促進を図り、環境への負荷の少ないまちづくりを推進し、環境に対する市民意識を高める。
5	〃	〃	新エネルギー等管理運営事業	1,419	1,091,200	新エネルギー等の導入設備(EV充電インフラ)の適切な維持管理を実施し、安定した運用を継続していくことで、環境に対する市民意識の向上を図る。
6	〃	〃	省エネ家電買換補助事業	(475,000)	566,727,616	家庭におけるエネルギー消費の負担軽減のための、省エネ性能の高い家電製品(エアコン・冷蔵庫・テレビ・洗濯機)を買い換えた個人に対し、購入費用の一部を補助する。
7	〃	〃	次世代脱炭素設備導入補助事業	(45,000)	51,504,748	エネルギー価格高騰の影響を緩和するため、市内事業者に対し、省エネ化・脱炭素化を促進する設備(太陽光発電設備・定置蓄電池設備・外部給電機付電動車・V2H)導入費用の一部を補助する。
8	環境保全係	環境保全	大気汚染悪臭防止調査事業	15,730	14,509,832	大気に関する調査を実施することにより汚染状況を詳細に把握し、その対策を推進する。また、新たな環境汚染を防止するための施策の展開を図る。
9	〃	〃	騒音振動防止調査事業	2,828	2,665,300	騒音・振動に関する調査を実施することにより騒音を詳細に把握し、その対策を推進する。また、新たな騒音を防止するための施策の展開を図る。
10	〃	〃	水質汚濁防止調査事業	14,429	14,112,212	水質に関する調査を実施することにより水質汚濁の状況を把握し、その対策を推進する。また、新たな環境汚染を防止するための施策の展開を図る。
11	赤城森林事務所	林業振興	林業対策事業	23,352	22,089,439	市民に多大な恩恵を与えてくれる森林を守るため、森林整備を適切に整備・保全していく。また、林業振興事業の推進を図る。
12	〃	〃	森林整備推進事業	108,176	54,145,483	多面的機能を有する森林整備を推進し、緑の保全に努める。
			合 計	299,248 (819,248)	884,992,579	

環境森林課(現:環境政策課) 新エネルギー発電事業特別会計

No	係名	事業名	細事業名	令和4年度予算額 (当初・再訂正) (千円)	令和4年度決算額(円)	事業の概要(当初予算附属説明書より)
1	環境政策係(現:GX戦略係)	太陽光発電事業	堀越町太陽光発電事業	20,586	20,325,756	新エネルギーによる発電設備の導入により、環境負荷の少ないまちづくりを推進し、環境に対する市民意識の向上を図る。
2	〃	〃	狹野町太陽光発電事業	30,308	30,051,946	新エネルギーによる発電設備の導入により、環境負荷の少ないまちづくりを推進し、環境に対する市民意識の向上を図る。
3	〃	〃	粕川町中之沢太陽光発電事業	14,268	14,000,157	新エネルギーによる発電設備の導入により、環境負荷の少ないまちづくりを推進し、環境に対する市民意識の向上を図る。
4	〃	水力発電事業	赤城山小水力発電事業	5,776	5,406,868	本市の地域特性を生かした小水力発電の普及を進めることで、地球温暖化対策を推進するとともに、近年の新エネルギー導入機運の高まりを受け、行政が率先的に導入・活用することで、本市の環境保全に寄与していくことを目的に実施する。
					198,000	(前年度事故繰越金)
5	〃	総務管理事業	総務管理運営事業	10,872	7,953,200	新エネルギーによる発電設備の導入により、環境負荷の少ないまちづくりを推進し、環境に対する市民意識の向上を図る。
8	〃	繰出金	一般会計繰出金	20,511	41,562,768	新エネルギーによる発電設備の導入により、環境負荷の少ないまちづくりを推進し、環境に対する市民意識の向上を図る。
9	〃	元金	市債元金償還	22,632	22,631,666	市債に係る元金を償還するもの。
10	〃	利子	市債利子	879	878,874	市債に係る利子を償還するもの。
11	〃	利子	一時借入金利	1	0	新エネルギー発電事業特別会計の運用に係る一時借入金利子を償還する。
12	〃	予備費	予備費	10,000	0	予算外の支出又は予算超過の支出に充てる。
			合 計	135,833	143,009,235	

ごみ政策課

No	係名	事業名	細事業名	令和4年度予算額(専決処分・補正予算) (千円)	令和4年度決算額(円)	事業の概要(当初予算附属説明書より)
1	ごみ減量係	環境美化	職員人件費	846,262 (848,705)	838,393,057	職員の給与の支給を行う。
2	〃	〃	清掃業務運営事業	4,243 (4,187)	4,062,774	清掃業務の運営に必要な施策を行うとともに、循環型社会へ転換するための施策の研究等により廃棄物・環境問題への対応を図る。
3	〃	〃	環境美化推進員制度運営事業	761 (693)	683,100	一般廃棄物の減量化及び適正な処理を促進し、地域の環境美化を推進する。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく廃棄物減量等推進員)
4	〃	ごみ減量・資源化	ごみ減量化対策事業	345 (116)	89,377	廃棄物減量等推進審議会の開催等によって、ごみ減量・リサイクル推進を市民と協働して進める。
5	〃	〃	ごみ減量・資源化啓発事業	3,936 (4,654)	4,454,076	市民目線で分かりやすい啓発を行い、ごみの減量とリサイクルの推進を図る。
6	〃	〃	ごみ減量化器具購入助成事業	1,000 (1,006)	908,396	ごみ減量化器具購入費の一部を助成し、家庭から出る生ごみの減量とリサイクルを推進する。
7	施設整備室	し尿処理	し尿処理施設管理事業	326,314 (404,785)	366,308,895	し尿処理施設及び浄化槽汚泥処理施設等の運転・維持管理を行う。
8	〃	〃	住宅団地排水処理施設管理事業	98,347 (111,505)	79,671,810	下川町住宅団地、城南住宅団地、新堀西住宅団地等の各排水処理施設の運転・維持管理を行う。
9	〃	清掃施設整備	清掃施設計画事業	2,807 (2,608)	2,586,396	焼却施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場等の整備を進めるため、計画策定及び用地選定業務等を行う。
			合 計	1,284,015 (1,378,259)	1,297,157,881	

ごみ収集課

No	係名	事業名	細事業名	令和4年度予算額(専決処分・補正予算) (千円)	令和4年度決算額(円)	事業の概要
1	管理係	環境衛生	あき地の環境管理事業	156	145,030	あき地の環境管理に関する指導を行う。
2	〃	環境美化	清掃業務運営事業	3,686	3,682,435	清掃業務の運営に必要な施策を行う。
3	〃	〃	不法投棄対策事業	1,275	1,122,474	不法投棄された一般廃棄物を、迅速かつ適切に処理を行うことにより、良好な生活環境の保全を図る。
4	〃	ごみ減量・資源化	ごみ減量・資源化啓発事業	1,258	1,249,890	市民目線で分かりやすい啓発を行い、ごみの減量とリサイクルの推進を図る。
5	〃	〃	有価物集団回収事業	88,929	75,705,740	地域の有価物集団回収を奨励し、家庭ごみの減量化を図るとともに資源を有効利用する。
6	〃	〃	3R推進事業	2,192	5,341,710	環境への負担が少ない循環型社会を形成するため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進する。
7	〃	ごみ収集運搬	ごみ分別収集運搬事業	854,935	862,555,270	各種家庭ごみの収集運搬業務を一部民間委託し、経費削減を図る。また、ルール違反ごみ用の啓発シール作成等により市民にごみの適正排出を啓発する。
8	〃	〃	ごみ収集運搬事業(粗大ごみ)	120,000	113,845,229	清掃工場への持込みや戸別収集及び自治会の集団回収に係る粗大ごみの収集運搬及び処分業務を委託し、廃棄物の適正な処理による生活環境の保全を図る。
9	管理係 ごみ収集係	〃	ごみ収集運営事業	55,620	60,288,465	各種家庭ごみの収集運搬の実施や小動物の死体収集運搬業務を委託し、清潔な生活環境の保全を図る。
10	ごみ収集係	〃	こんには収集事業	4,696	5,474,644	家庭ごみを集積場所へ運ぶことが困難でかつ親族等の協力を得られない高齢者や障害者に対し、ごみの収集支援を実施するとともに、希望者への声掛けを行う。
11	〃	し尿処理	し尿処理事業	4,254	4,309,487	し尿収集や浄化槽清掃業者の許可、指導監督を行う。
12	〃	〃	公衆便所管理事業	2,946	2,807,469	前橋駅南口高架下公衆便所及び新前橋駅前公衆便所の管理を行う。
13	〃	〃	し尿処理手数料市民負担軽減事業	10,673	10,355,100	公共下水道未整備地域又は浄化槽未設置の市民のし尿汲み取り料の一部を助成し、市民負担の軽減を図ることにより、し尿収集事業の円滑な推進を図る。
14	〃	〃	浄化槽法対応事業	318	272,640	中核市移行に伴う浄化槽法対応事業を実施する。
			合 計	1,150,938	1,147,155,583	

廃棄物対策課

No	係名	事業名	細事業名	令和4年度予算額 (専決処分・雑入下 算) (千円)	令和4年度決算額(円)	事業の概要(当初予算附属説明書より)
1	指導係	土砂等処理適正 化事業	土砂等処理適正化推進事業	2,750	2,619,224	「前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」に基づく許可や土砂等の適正処理に向けた指導及び啓発を実施する。
2	審査係・指導係	産業廃棄物対策	産業廃棄物処理対策事業	17,657	15,866,126	廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可等の事務や不法投棄等防止のための監視指導を行い、廃棄物等の適正処理と生活環境の保全を図る。
3	(環境部共道)	産業廃棄物対策	職員人件費	74,026	72,593,941	環境部職員の給与の支給を行う。
合 計				94,433	91,079,291	

清掃施設課

No	係名	事業名	細事業名	令和4年度予算額 (専決処分・雑入下 算) (千円)	令和4年度決算額(円)	事業の概要(当初予算附属説明書より)
1	管理係	ごみ減量・資源化	資源化推進・最終処分場延命化事業	83,646	79,473,047	ごみ処理における資源化を推進するとともに、最終処分を行う埋立物を減少させることで、建設に多大な経費を必要とする最終処分場の延命化を図る。
2	管理係	ごみ減量・資源化	ペットボトル選別処理施設運営事業	42,558	40,777,325	分別収集されたペットボトルを選別・圧縮処理し、容器包装リサイクル法に基づく引き取り基準物とすることで、ペットボトルのリサイクルを円滑、適正に行う。
3	管理係	ごみ焼却	清掃施設管理事業	35,561	23,731,397	清掃施設課の円滑な運営を行うとともに、各清掃工場の職員が業務に必要な資格を取得する。
4	管理係	不燃ごみ処理	乾電池等処理業務	30,000	29,856,002	中間処理が困難な廃棄物を安全かつ適正に処理する。
5	管理係	不燃ごみ処理	災害廃棄物処理事業	1		自然災害等により発生した災害廃棄物を適正に処理するため民間に処理業務委託を行うもの。
6	施設係	ごみ焼却	清掃施設環境調査測定事業	9,583	9,115,161	六供清掃工場において、ダイオキシン類等の法令等定める項目を選定し、その結果を公表することで施設への信頼性を確保する。
7	施設係	不燃ごみ処理	清掃施設環境調査測定事業	17,718	16,911,037	茅渚・富士見の各工場、各最終処分場・水処理施設において水質等の法定項目等を選定し、その結果を公表することで施設への信頼性を確保する。
8	施設係	ごみ焼却	六供清掃工場維持整備事業	230,564	226,116,000	可燃ごみ焼却処理施設である六供清掃工場を維持整備し、可燃ごみを安全かつ安定的に焼却する。
9	施設係	不燃ごみ処理	萩窪清掃工場維持整備事業	82,349	78,018,600	不燃・粗大ごみ及び資源ごみの処理施設である萩窪清掃工場を維持整備し、ごみを安全かつ安定的に処理する。
10	施設係	不燃ごみ処理	最終処分場維持整備事業	44,407	44,007,700	最終処分場及び水処理施設を維持整備し、適正に最終処分を行う。
11	施設係	不燃ごみ処理	富士見クリーンステーション維持整備	15,395	18,529,170	不燃・粗大ごみ及び資源ごみの処理施設である富士見クリーンステーションを維持整備し、ごみを安全かつ安定的に処理する。
12	六供清掃工場	ごみ焼却	六供清掃工場運営事業	406,899	401,778,680	可燃ごみ焼却処理施設である六供清掃工場を適正に管理運営する。
13	萩窪清掃工場	不燃ごみ処理	萩窪清掃工場運営事業	122,714	129,188,426	不燃・粗大ごみ及び資源ごみの処理施設である萩窪清掃工場を適正に管理運営する。
14	萩窪清掃工場・富士見CS	不燃ごみ処理	最終処分場運営事業	151,954	147,581,305	焼却及び破砕選別処理後の不燃残渣を埋立処分する最終処分場及び湧出水処理施設を適正に管理運営する。
15	富士見クリーンステーション	不燃ごみ処理	富士見クリーンステーション運営事業	100,276	101,223,216	不燃・粗大ごみ及び資源ごみの処理施設である富士見クリーンステーションを適正に管理運営する。
合 計				1,373,625	1,346,307,066	

(6) 一般廃棄物の広域処理に関する協議会の設立

令和5年10月24日に、前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市、玉村町の5市町は、一般廃棄物の広域処理に関する協議会を11月20日に設立することを発表した。今後、ごみの減量化や人口減少が予想される中、廃棄物を安定的かつ効率的に処理するため及び各市町の処理施設の老朽化等を勘案し、複数の市町が共同して広域的に廃棄物を処理する施設整備の協議を行うため、とのことである。

現時点においては、協議会は設立された段階であるが、県は平成29年3月に策定（令和3年3月改訂）した「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」で5市町を3ブロックに区分して広域処理を促している状況であり、今回は、その枠組みを超えて更なる広域化を目指す県内初の取組になるとのことである。

前に記述したとおり、現在、前橋市で稼働している六供清掃工場の焼却能力は、405 t / 日 (135 t / 24 時間 × 3 炉) であるが、これが5市町に広域化した場合、新しい施設は、相当大規模な焼却能力が必要になると予想される。現在、この5市町で稼働している焼却施設は4か所であり、全施設で長寿命化改修が完了しているが、令和13年ごろから順次再度の長寿命化改修が必要になる見込みとのことである。伊勢崎市で平成26年度から27年度にかけて行った基幹的

設備改良工事（長寿命化改修）の費用が3,596百万円に上ったとのことであり、新しい施設を建設する場合だけでなく、現施設を継続して運用する場合にも多額の費用が必要になると思われる。

施設が集約化された場合、建設費用や維持管理費用の抑制が期待されるが、ごみの搬入先が遠くなることにより、地域によっては収集運搬費用の増加や住民がごみを搬入する際に利便性の低下が発生すると考えられる。

広域化の検討に当たっては、建設費用等の初期費用や維持管理費用だけでなく、収集運搬費用も含めた全体のコストが割高にならないように注意するとともに、住民のごみの回収サービス等の利便性の確保に配慮することが必要である。

第3 環境部が実施する事業に係る監査結果及び意見

1. サンプルing基準

環境部の各課が所管する事業・契約の状況および補助金は下記のとおりであり、これをもとにサンプルにて契約を抽出し内容を検証した。抽出したサンプルの基準は下記の契約の状況の次に記載している。

・環境森林課

No	細事業	委託 契約数	委託 以外	補助金 負担金
1	環境対策事業	1	2	0
2	生態系保全事業	1	2	0
3	環境保全啓発事業	0	3	0
4	新エネ・省エネ機器導入補助事業	0	0	1
5	新エネルギー等管理運営事業	2	0	0
6	省エネ家電買換補助事業	0	0	1
7	次世代脱炭素設備導入補助事業	0	0	1
8	大気汚染悪臭防止調査事業	12	0	1
9	騒音振動防止調査事業	2	0	0
10	水質汚濁防止調査事業	36	0	0
11	林業対策事業	0	1	5
12	森林整備推進事業	30	1	10
13	堀越太陽光発電事業	1	0	0
14	荻窪町太陽光発電事業	1	0	0
15	粕川町中之沢太陽光発電事	1	1	0
16	赤城山小水力発電事業	3	2	0
合 計		90	12	19

・ごみ政策課

No	細事業	委託 契約数	委託 以外	補助金 負担金
1	清掃業務運営事業	0	0	1
2	環境美化推進員制度運営事業	0	0	0
3	ごみ減量化対策事業	0	0	0
4	ごみ減量・資源化啓発事業	3	0	0
5	ごみ減量化器具購入助成事業	0	0	1
6	し尿処理施設管理事業	6	1	4
7	住宅団地排水処理施設管理事業	1	0	2
8	清掃施設計画事業	1	0	0
合 計		11	1	8

・ごみ収集課

No	細事業	委託 契約数	委託 以外	補助金 負担金
1	あき地の環境管理事業	0	0	0
2	清掃業務運営事業	2	0	0
3	不法投棄対策事業	1	0	0
4	ごみ減量・資源化啓発事業	0	0	0
5	有価物集団回収事業	0	0	2
6	3 R 推進事業	3	0	0
7	ごみ分別収集運搬事業	22	7	0
8	ごみ収集運搬事業（粗大ごみ）	1	0	0
9	ごみ収集運営事業	4	4	0
10	こんにちは収集事業	0	0	0
11	し尿処理事業	0	1	0
12	公衆便所管理事業	0	1	1
13	し尿収集手数料市民負担軽減事業	0	0	1
14	浄化槽法対応事業	0	0	2
15	資産経営課予算	0	2	0
合 計		33	15	6

・廃棄物対策課

No	細事業	委託 契約数	委託 以外	補助金 負担金
1	産業廃棄物処理対策事業	1	0	2
合 計		1	0	2

・清掃施設課

No	細事業	工事契 約	委託 契約数	委託 以外	補助金 負担金
1	資源化推進・最終処分場延命化事業	0	3	0	0
2	ペットボトル選別処理施設運営事業	3	1	0	0
3	清掃施設管理事業	8	9	9	14
4	乾電池等処理事業	0	3	0	0
5	災害廃棄物処理事業	0	0	0	0
6	(ごみ焼却) 清掃施設環境調査測定事業	0	9	0	0
7	(不燃ごみ処理) 清掃施設環境調査測定事業	0	6	0	0
8	六供清掃工場維持整備事業	28	11	0	0
9	荻窪清掃工場維持整備事業	18	6	0	0
10	最終処分場維持整備事業	24	1	8	0
11	富士見クリーンステーション維持整備事業	14	3	0	0
12	六供清掃工場運営事業	0	17	68	0
13	荻窪清掃工場運営事業	0	16	5	0
14	最終処分場運営事業	0	14	0	3
15	富士見クリーンステーション運営事業	0	8	8	0
合 計		95	107	98	17

上記より環境部の事業数及び契約数をまとめると以下のとおりである。

課名	事業数	工事 契約数	委託 契約数	委託以外 契約数	契約数の 合計	補助金 負担金
環境森林課	16	0	90	12	102	19
ごみ政策課	8	0	11	1	12	8
ごみ収集課	15	0	33	15	48	6
廃棄物対策課	1	0	1	0	1	2
清掃施設課	15	95	107	98	300	17
合計	55	95	242	126	463	52

以下の基準により契約を抽出して、その内容を検証した。

- ・各事業のうち契約が大きいもの
- ・契約金額が2,000千円以上のもの
- ・単価契約のもの
- ・特に契約金額の低いもの

サンプリング結果は以下のとおりである。

課	工事	委託	委託 以外	補助金 負担金	合計
環境森林課	0	20	3	4	27
ごみ政策課	0	9	1	8	18
ごみ収集課	0	25	1	5	31
廃棄物対策課	0	1	0	2	3
清掃施設課	22	37	17	6	82
合計数	22	92	22	25	161

また、環境部では、決算書には動物の死体処理料や地域し尿処理施設使用料といった歳入も計上されている。これらの課ごとの内訳は以下のとおりである。

課	件数
環境森林課	24
ごみ政策課	6
ごみ収集課	13
廃棄物対策課	5
清掃施設課	32
合計数	80

これら歳入については、下記基準によるサンプルにて内容を検証した。

i. 各課における金額の上位2件	10件
ii. 決算額が1,000千円以上の歳入について	15件
iii. 任意に抽出したもの	7件
合計	32件

2. 全般的事項

(1) 監査結果及び意見

① 前橋市自然環境保全推進委員会の開催状況について【意見】

(現状)

前橋市自然環境保全推進委員会は、市の自然環境保全の専門機関として、また、環境基本計画の推進を図るために設置された委員会である。同委員会の設置要綱によれば、委員の任期は2年間である。直近の開催状況は、令和元年度は対面開催が2度、令和2年度は対面開催が1度、令和3年度は書面開催が1度、令和4年度は対面開催と書面開催で1度ずつ開催されている。

(問題点)

本委員会の直近の開催状況について、令和2年度及び令和3年度は年に1度しか開催されていない。市の自然環境保全の専門機関として、また、環境基本計画の推進を図るために設置された委員会として十分な機能を果たしているか疑問である。

(改善案)

同委員会設置要綱には年間での委員会の開催回数等は規定されていないが、市にとって有意義な委員会が設置されているのであるから、書面開催でも可能な限り開催することが望ましい。

② 前橋市自然環境保全推進委員会の開催状況の公開について【意見】

(現状)

令和4年度において前橋市自然環境保全推進委員会は、書面開催と対面開催で1度ずつそれぞれ開催されている。このうち市のホームページで公開されているのは、令和4年11月に開催された対面開催の委員会だけである。書面開催された委員会は、ホームページにおいて公開されていない。

(問題点)

前橋市自然環境保全推進委員会は、市の自然環境保全の専門機関として、また、環境基本計画の推進を図るために設置された委員会であるため、市にとっても有意義な委員会であり書面開催であってもその内容が公開されないのは問題である。

(改善案)

前橋市自然環境保全推進委員会について、書面開催されたものであってもその内容については、ホームページ等で公開し市民に周知することが望ましい。

③ 「まえばしのかんきょう」の記載内容について【意見】

(現状)

「まえばしのかんきょう」は、環境の現況をデータで市民に公表するとともに、前橋市環境基本計画に定められた環境保全に関する施策の実施状況を記載したもので、前橋市環境基本条例に基づき毎年度作成し公表するものである。

(問題点)

「まえばしのかんきょう」の令和3年度版、令和4年度版、令和5年度版の直近の3か年分を通査すると、目次はほとんど同じであり、各箇所の記載ぶりも毎年度のデータの数値が置き換わっている程度でほとんど同様の記載である。前橋環境基本計画の計画期間が10年間であり、その期間の毎年度のデータを公表するものという性格上毎年記載内容がほとんど変わらないというのも理解できなくはないが、例えば国の環境指針の変更、市の環境指針の変更等があった場合には、せめてその部分について記載ぶりを変更しないと例年同じ記載であり、市民に情報が伝わらなくなる可能性が考えられる。

(改善策)

「まえばしのかんきょう」の役割は、毎年度の環境基本計画の進捗状況を確認するということではあるが、最初から最後まで例年同じ記載ぶりでは、読んでいる読者は新鮮味もなく意識が薄弱になってしまう。その年その年のトピックやイベント等については、その年その年の特徴を記載した文書を作成することが望まれる。

④ 施設の合理化について【意見】

(現状)

前述したように、環境部が所管する中間処理施設等として、以下の清掃事務所及び清掃工場施設を有している。

清掃事務所

- ・西部清掃事務所 前橋市大渡町一丁目19番地の5 昭和42年3月 竣工

清掃工場

- ・六供清掃工場 前橋市六供町1536番 平成3年9月 竣工
- ・荻窪清掃工場 前橋市荻窪町677番地 平成4年3月 竣工
- ・富士見クリーンステーション 前橋市富士見町石井1873番地2 平成10年3月 竣工

市では、それぞれの施設が遠く離れて立地し、それぞれが重複してごみの処理を行っている。

(問題点)

既存の施設は新しいものでも建設から20年以上が経過しており、全般的に老朽化が進んでいる。今後、それぞれの施設について長寿命化等を目的として修繕を続けていく場合、それぞれの施設の維持管理に多額の経費がかかることが予想される。

(改善案)

将来的な施設整備を検討する際には、機能収集と処理施設統合により、維持管理経費の軽減並びに機能及び職員の集約化を図り、効率的な運営を行うことが望まれる。

⑤ 行政文書の紛失について【監査結果】

(現状)

環境部の契約書類を監査していたところ行政文書に関して誠意に欠ける対応が発生した。事

案が発生した経緯は以下のとおりである。

＜事案の発生の経緯＞

- ・令和5年10月2日 メールにてヒアリングの質問事項、回答の準備を依頼
- ・令和5年10月11日 ヒアリングを実施

監査人がヒアリングした時点では、委託業者から提出される令和4年4月分の業務完了報告書等必要書類が添付されていなかった。その時担当者はその理由について「会計室に提出しているため」ということであった。監査人はその時に、「写しでもよいので提出してほしい」旨を伝えた。

- ・令和5年10月12日 市の担当者より監査人に対して文書の写しを提出

この時、印影が薄かったため、監査人より担当者に対して念のため原本の提出を求めた。

その後、同日市の担当者が監査人に対して原本を紛失していたことを報告した。

監査人が文書を精査したところ10月12日に提出された文書の写しは、相手方（委託業者）が作成したものではないことが判明した。

（問題点）

監査人が質問し、徴求した文書は、担当者が保管すべきところ、保管されず紛失していたことが判明した。業務上保管されるべき文書が保管されず紛失していたことは、それだけでも問題であるが、相手方において市が委託した業務を適切に履行したか否か確認をする点において、また、翌年度以降同様の業務について参考とする点においても問題である。

（改善策）

文書管理については、それが単なる文書ではなく行政文書であることを認識し、契約の相手方の履行状況の確認や後年において同様の事業が行われる場合の参考に資するためのものとして保管することが必要である。

3. 環境森林課

(1) 監査結果及び意見

① 予定価格の積算根拠について【意見】

課名	環境森林課
事業名	赤城山小水力発電事業
契約名	まえばし赤城山小水力発電所発電設備（土木、機械）保安管理業務委託
契約の概要	電気事業法の規定に基づき定めた保安規程により、発電設備（土木・機械設備）の運転監視、点検保守を委託するもの。
契約先	株式会社ヤマト
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	2,860,000 円
支払金額	2,860,000 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(現状)

赤城山小水力発電事業は、平成 30 年 7 月に整備工事が完了し、同年 8 月 1 日から運転が開始されている。本事業は、電気事業法の規定に基づき定めた保安規程により、発電設備（土木・機械設備）の適切な維持及び運用等の保安管理業務履行を行うことによって、発電設備を良好な状態に保つことを目的として、その業務を委託するものである。委託先は、本発電所の建設にあたり、機械設備の工事を担い、水車発電機の据付工事や試験運転などを行っており、他の自治体においても小水力発電所の建設から維持管理まで担って保守管理の実績、知見が豊富ななどの理由により選定された。

(問題点)

契約金額の予定価格の算定のための根拠は、委託先業者の見積書とされており、当該発電設備の特殊性（オーダーメイドによるため、他の設備と比較検討がしにくい）を考慮しても、適正金額の根拠としては薄弱である。

(改善案)

適正金額算定のため、他の自治体の同種、同規模の保守管理業務委託の契約内容を調査するなど当該業者以外の視点をもつことが有用である。

② 契約の締結における交渉過程等の記録の不存在について【意見】

課名	環境森林課
事業名	堀越太陽光発電事業
契約名	まえばし堀越町太陽光発電所包括的施設リース 20年契約の10年目
契約の概要	まえばし堀越町太陽光発電所の包括的施設リース（プロポーザル方式）
契約先	東和銀リース株式会社
契約の方法	プロポーザル方式による随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	405,720,000円
支払金額	令和4年度 年額20,286,000円
契約日	平成25年1月22日
契約期間	当初契約平成25年4月1日～平成45年（令和15年）3月31日 20年間 変更後 平成25年9月1日～平成45年（令和15年）8月31日

課名	環境森林課
事業名	荻窪太陽光発電事業
契約名	まえばし荻窪町太陽光発電所包括的施設リース 20年契約の8年目
契約の概要	まえばし荻窪町太陽光発電所の包括的施設リース（プロポーザル方式）
契約先	大和リース株式会社 群馬支店
契約の方法	プロポーザル方式による随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	598,752,000円
支払金額	令和4年度 年額29,937,600円

契約日	平成 26 年 5 月 21 日
契約期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 46 年（令和 16 年）11 月 30 日 20 年間 ※平成 26 年 11 月 28 日変更契約 平成 27 年 3 月 31 日～平成 47 年（令和 16 年）3 月 30 日 ※平成 27 年 2 月 27 日変更契約 平成 27 年 4 月 1 日～平成 47 年（令和 16 年）3 月 31 日

課名	環境森林課
事業名	粕川町中之沢太陽光発電事業
契約名	まえばし粕川町中之沢太陽光発電所包括的施設リース 20 年契約の 8 年目
契約の概要	まえばし粕川町中之沢太陽光発電所の包括的施設リース（プロポーザル方式）
契約先	大和リース株式会社 群馬支店
契約の方法	プロポーザル方式による随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	277,344,000 円
支払金額	令和 4 年度 年額 13,867,200 円
契約日	平成 26 年 5 月 21 日
契約期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 47 年（令和 17 年）2 月 28 日 20 年間 ※平成 27 年 2 月 27 日変更契約 平成 27 年 5 月 1 日～平成 47 年（令和 17 年）4 月 30 日

（現状）

本契約は、地球温暖化対策の推進と太陽光発電の普及拡大を図ることを目的として、市では初めて大規模な太陽光発電事業に取り組むべく、太陽光発電施設の包括的施設リース契約の形式で同事業を委託するものとして、公募型プロポーザル方式により業者を選定した。

堀越町に設置の施設は、平成 25 年 9 月から契約が開始され、令和 4 年度は 20 年契約の 10 年目を迎えている。

荻窪町及び粕川町中之沢に設置の施設は、それぞれ平成 27 年 4 月及び同年 5 月から契約が開始され、令和 4 年度は 20 年契約の 8 年目を迎えている。

課名	環境森林課
事業名	省エネ家電買換補助事業
契約名	前橋市省エネ家電買換え補助金交付事務人材派遣業務
契約の概要	前橋市省エネ家電買換え補助金の交付に係る事務
契約先	ケービックス株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項5号
契約金額	1時間あたり単価 リーダー2,500円 (時間外 3,125円) 一般 1,950円 (時間外 2,437円)
支払金額	16,726,960円
契約日	令和4年11月1日
契約期間	令和4年11月14日～令和5年3月31日

課名	環境森林課
事業名	水質汚濁防止調査事業
契約名	公共用水域水質等検査業務（一般河川の水質及びダイオキシン類調査）
契約の概要	一般河川水質調査(22河川、38地点)、ダイオキシン類水質調査（河川水：3河川、3地点、底質：3河川、3地点）
契約先	株式会社群馬分析センター 前橋営業所
契約の方法	指名競争入札 2者
契約金額	7,587,800円
支払金額	7,587,800円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

課名	環境森林課
事業名	水質汚濁防止調査事業
契約名	地下水質検査業務
契約の概要	地下水概況調査(15 地点) 地下水モニタリング調査(6 地点) 地下水ダイオキシン類調査 (1 地点)
契約先	株式会社群馬分析センター 前橋営業所
契約の方法	指名競争入札 2 者
契約金額	2,328,150 円
支払金額	2,328,150 円
契約日	令和 4 年 7 月 28 日
契約期間	令和 4 年 7 月 28 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	環境森林課
事業名	生態系保全事業
契約名	前橋市自然環境調査(哺乳類・は虫類・両生類)業務委託料
契約の概要	本市の自然環境の現況を調査・把握し、過去に実施した調査結果との比較・評価を行うことで自然環境の現状及び経年変化を把握するもの。
契約先	株式会社総合環境計画 北関東事務所
契約の方法	指名競争入札 5 者
契約金額	9,020,000 円
支払金額	9,020,000 円
契約日	令和 4 年 5 月 2 日
契約期間	令和 4 年 5 月 2 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	環境森林課
事業名	騒音振動防止調査事業
契約名	自動車騒音常時監視に係る面的評価業務

契約の概要	騒音に係る環境基準の達成状況を調査し、騒音の現状把握影響を調査する。
契約先	エヌエス環境株式会社 北関東営業所
契約の方法	指名競争入札 4者
契約金額	1,012,000円
支払金額	1,012,000円
契約日	令和4年10月18日
契約期間	令和4年10月18日～令和5年3月24日

課名	環境森林課
事業名	大気汚染悪臭防止調査事業
契約名	有害大気汚染物質等モニタリング調査業務
契約の概要	市内の調査地点（1地点）にて有害大気汚染物質（21項目）のモニタリング調査を行う。
契約先	株式会社環境技研 前橋営業所
契約の方法	指名競争入札 3者
契約金額	7,062,000円
支払金額	7,062,000円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年5月31日

課名	環境森林課
事業名	大気汚染悪臭防止調査事業
契約名	大気汚染常時監視局測定機器保守点検業務
契約の概要	大気汚染常時監視局（南局・東局）に設置されている測定機器の保守点検を行う。
契約先	環境計測株式会社 北関東事業所
契約の方法	指名競争入札 3者
契約金額	3,025,000円

支払金額	3,025,000 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

③ 入札・契約保証金の免除について【意見】

(現状)

これらの環境森林課の契約は、時間の都合（補正予算が専決処分で成立後、10 日ほどで対応する必要性があった）上、入札等を行うことができず、随意契約において契約締結したものが 1 契約、その他の契約はそれぞれ指名競争入札を実施している。

(問題点)

各事業の業者選定の指名競争入札における入札保証金、契約における契約保証金は、いずれも免除とされている。その理由としていずれも前橋市契約規則の該当条文は引用されているが、免除の要件への該当性について、いずれも過去の実績を主とした理由とし、明確な基準はない。

(改善案)

環境部の他の課及び他の部でも、指名競争入札の場合でも、各種保証金は免除の扱いとされていることが多いものと推察されるが、法令上、原則保証金を徴収し、例外として免除とされる建付けであるため、判断基準を明確にし、免除と判断した理由（過去の実績とはいかなるものかなど）として同基準に該当することを示すよう努めるべきである。

④ 予定価格の積算根拠について【意見】

(現状)

地下水質検査業務について、本契約は水質汚濁防止法第 15 条第 1 項及びダイオキシン類特措法第 26 条第 1 項に基づき地下水質の状況の計画的な監視及び把握、及び汚染の発見された井戸の経年変化の監視をすることにより環境の保全に資することを目的とし、地下水質検査業務を委託するものである。

当該業務は専門性が高く、群馬県内でMLAP（特定計量証明事業者認定制度）を取得している業者が 2 者しかないため、指名選定業者は 2 者のみとされた。

(問題点)

予定価格の算定のための根拠は、指名業者の見積書とされ、かつ、その作成時期は前年度令和 3 年 9 月である（入札は令和 4 年 7 月に実施）。対応可能な業者が 2 者しかないとしても、指名業者作成の見積書のみをもって、かつ、その作成が入札時よりも 10 か月以上前であることからすれば、適正金額の根拠としては薄弱である。

(改善案)

適正金額算定のため、他自治体の同種、同規模の契約内容を調査するなど当該業者以外の視点をもつこと及び最低限 3 か月以内程度の見積書の取得を検討する。

⑤ 調査結果の有効活用について【意見】

(現状)

前橋市自然環境調査業務委託料について、本契約は本市の自然環境の現況を調査・把握し、過去に実施した調査結果との比較・評価を行うことで自然環境の現状及び経年変化を把握するために行う業務である。令和4年度については、哺乳類・は虫類・両生類についてその生態系を調査し、調査委託業者は5者（うち4者が県外）の指名競争入札で選定された。

(問題点)

前橋市自然環境調査は生態系を調査・把握し、過去に実施した調査結果との比較・評価を行ない、その調査結果を報告書としてまとめ生態系の保全を推進することを目的としているものである。しかしこれまで報告書として取りまとめられた調査結果について、調査方法に則った定性的な比較・評価は十分になされているものの、最終的には報告書内での分析に留まっていることから、その結果を生態系保護のための施策立案等に十分に活用しているとは認めがたい。

(改善案)

調査結果の報告書に基づき、今後、市として生態系保護のためにどのような施策が必要なのか、前橋市自然環境保全推進委員会等を活用しながら、より良い自然環境保護事業を推し進めていくことが望まれる。

⑥ 見積もり合わせの実施について【意見】

課名	環境森林課
事業名	環境保全啓発事業
契約名	まえばし環境の学び舎事業 損害保険 3
契約の概要	環境教育等促進法に基づく「体験の機会のある場」に認定された場所において体験活動を行うことで市民の自然環境保全意識の高揚を図ることを目的として開催された「まえばし環境の学び舎事業」の行事（レクリエーション）参加者の傷害保険契約である。
契約先	三井住友海上火災保険株式会社 代理店 株式会社北栄
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	1,665円
支払金額	1,231円（戻入額434円）
契約日	令和4年12月3日
契約期間	保険期間 令和4年12月18日～令和5年1月29日

(現状)

本契約は、環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」に認定された場所において体験活動を行うことで市民の自然環境保全意識の高揚を図ることを目的として開催された「まえばし環境の学び舎事業」の行事（レクリエーション）参加者の傷害保険契約である。その内容については以下のとおりである。

被保険者数 23名×2日（令和4年12月18日、令和5年1月29日）＝46名

(問題点)

本事業は、傷害保険契約締結の必要性のある事業として毎年実施されている。そしてこれに係る傷害保険について契約先保険代理店、保険会社は固定化している。随意契約の要件は満たしているものの、長期にわたり同一の業者とのみ保険契約を継続している事実は、他の視点の介入の余地がなくなり、適切な契約内容とするチェックが働かなくなる弊害を招く要因となる。

(改善案)

他の保険代理店、保険会社の見積を入手することを検討されたい。

(2) 契約書類等を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の契約について契約書類を確認したが、監査結果及び意見として、特筆すべき事項はなかった。

課名	環境森林課
事業名	省エネ家電買換補助事業
契約名	前橋市省エネ家電買換え補助金電算入力業務等労働者派遣業務
契約の概要	前橋市省エネ家電買換え補助金の申請情報等の電算入力及び申請書類の綴り込みに係る人材派遣業務
契約先	ケービックス株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
契約金額	1時間あたり単価 1,950円（時間外 2,437円）
支払金額	3,262,008円
契約日	令和5年2月14日
契約期間	令和5年2月15日～3月31日

課名	環境森林課
事業名	新エネルギー等管理運営事業

契約名	電気自動車用急速充電器保守業務委託
契約の概要	コールセンターサービス等により、利用者の利便性を確保し、適切な機能維持を図る。
契約先	株式会社ミントウェーブ
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	976,800 円
支払金額	976,800 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>粕川支所（粕川町）、城南支所（二之宮町）及び富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館（道の駅富士見内）に設置されている電気自動車用急速充電器の保守業務の委託契約であり、利用者からの問い合わせに対して電話対応するなどを業務内容としている。</p> <p>委託業者は、同充電器を調達した急速充電器メーカーの会社から分社化により設立した会社であり、メーカーとの緊密な連携により保守運用を適切に行えるとの理由で、保守業務開始当初（平成 24 年ないし平成 26 年）より随意契約している。</p>

課名	環境森林課
事業名	水質汚濁防止調査事業
契約名	水質検査業務におけるモーターボート賃借
契約の概要	赤城大沼水質調査におけるモーターボート賃借
契約先	有限会社しおばら
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	33,000 円
支払金額	33,000 円
契約日	—

契約期間	—
備考	赤城大沼水質調査の際に使用するモーターボートの賃貸借契約である。令和4年度は、5月～10月の間で計6回（1回5,500円の賃借料）利用した。

課名	環境森林課
事業名	水質汚濁防止調査事業
契約名	事業場排水等水質調査業務（15）
契約の概要	事業場からの排出水の汚染状態を検査し、排出基準遵守状況を確認
契約先	一般社団法人群馬県薬剤師会 環境衛生試験センター
契約の方法	指名競争入札（単価契約）5者
契約金額	18,040円
支払金額	18,040円
契約日	調査業務（15）発注 令和4年10月21日 ※単価契約日 令和4年4月1日
契約期間	令和4年10月21日～令和4年11月22日

課名	環境森林課
事業名	水質汚濁防止調査事業
契約名	事業場排水等水質調査業務（21）
契約の概要	事業場からの排出水の汚染状態を検査し、排出基準遵守状況を確認
契約先	一般社団法人群馬県薬剤師会 環境衛生試験センター
契約の方法	指名競争入札（単価契約）5者
契約金額	16,830円
支払金額	16,830円
契約日	調査業務（21）発注 令和4年12月19日 ※単価契約日 令和4年4月1日
契約期間	令和4年12月19日～令和5年1月20日

課名	環境森林課
事業名	水質汚濁防止調査事業
契約名	産業廃棄物（使用済油吸着材等）処理委託業務
契約の概要	河川等に油が流出した際に流下防止用の吸着材の処分
契約先	有限会社須田工業
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	3,850 円
支払金額	3,850 円
契約日	令和 5 年 1 月 18 日
契約期間	令和 5 年 1 月 18 日～令和 5 年 3 月 31 日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>油流出事故で油の吸着処理に使用したオイルマット等を産業廃棄物処理業者へ委託処理することにより適正に産業廃棄物を処理するために委託するものである。市内で同処理を行うことができるのは委託先業者のみである。</p>

課名	環境森林課
事業名	大気汚染悪臭防止調査事業
契約名	水銀排出施設基準遵守調査業務（1）
契約の概要	水銀排出施設について、排出基準の遵守状況を調査する
契約先	株式会社環境技研 前橋営業所
契約の方法	随意契約（単価契約） 競争数 2
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	110,000 円
支払金額	110,000 円
契約日	令和 5 年 1 月 27 日
契約期間	<p>契約期間 令和 4 年 8 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日</p> <p>履行期間 令和 5 年 1 月 27 日～令和 5 年 2 月 27 日</p>

課名	環境森林課
事業名	大気汚染悪臭防止調査事業
契約・委託事業名	アスベスト調査業務 (1)
契約・委託事業の概要	大気中アスベスト濃度の実態把握、緊急時測定を行う。
契約・委託先	株式会社環境技研 前橋営業所
契約の方法	随意契約 (単価契約)
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	55,000 円
支払金額	55,000 円
契約日	令和 5 年 3 月 6 日
契約期間	単価契約期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 履行期間 令和 5 年 3 月 6 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	環境森林課
事業名	赤城山小水力発電事業
契約名	赤城山小水力発電事業用地 土地賃貸借契約
契約の概要	まえばし赤城山小水力発電所用地の土地賃貸借
契約先	土地所有者
契約の方法	—
契約金額	3,990 円 (年額)
支払金額	3,990 円 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日分)
契約日	平成 28 年 9 月 16 日 ※平成 31 年 3 月 28 日 変更契約
契約期間	当初契約 平成 28 年 10 月 1 日～平成 60 年 (令和 30 年) 6 月 30 日 変更契約 ～平成 60 年 (令和 30 年) 7 月 31 日

課名	環境森林課
事業名	赤城山小水力発電事業
契約名	まえばし赤城山小水力発電所除塵機制御盤・監視盤補修工事
契約の概要	除塵機制御盤・監視盤の無停電電源装置劣化によるバッテリー交換
契約先	株式会社ヤマト
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	46,200円
支払金額	46,200円
契約日	令和4年9月5日
契約期間	施工期間 令和4年9月5日～令和4年9月30日 完了 令和4年9月21日

4. ごみ政策課

(1) 監査結果及び意見

① 検査調書の記載誤りについて【監査結果】

課名	ごみ政策課
事業名	ごみ減量・資源化啓発事業
契約名	令和5年度上半期家庭用資源・ごみ収集カレンダー作成業務
契約の概要	家庭ごみの収集日及び分別ルールを周知し、市民による適正なごみの排出を促すことにより、円滑な清掃事業運営を行うこと。
契約先	朝日印刷工業株式会社
契約の方法	指名競争入札
契約金額	1,657,656円
支払金額	1,657,656円
契約日	令和4年12月1日
契約期間	令和4年12月2日～令和5年3月10日

(現状)

本契約の契約書に記載された契約年月日は令和4年12月1日であるが、検査調書記載の契約年月日は令和4年12月2日となっている。

(問題点)

検査調書における記載の誤りであり、検査員を含めて7名が確認しているにもかかわらず、誰も誤りに気付かず承認している。

(改善案)

検査調書は、業務が適切に遂行されていることを検査し、それを決裁する重要な書類である。その記載事項の確認は十分に注意して行う必要がある。

② アンケートアプリの登録者の集計表が起案書に綴じ込まれていないことについて【意見】

課名	ごみ政策課
事業名	ごみ減量・資源化啓発事業
契約名	ごみ分別周知サービス利用
契約の概要	ごみの収集日程や家庭ごみの収集等に係る情報をスマートフォンアプリを通じて提供するため、当該アプリのカスタマイズやメンテナンスを行い、その登録者数を確認でき

	るようにするためのもの。
契約先	株式会社ディライトシステム
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	211,200 円
支払金額	211,200 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>本契約においては、前橋市契約規則第 15 条及び前橋市契約規則第 17 条第 1 項ただし書の規定を適用し、1 者による見積合わせで実施。</p> <p>本事業は、平成 29 年度から上記業者のサービスを利用して実施しており、アプリを通じて情報を提供するという性質上、市民の利便性を確保するためには、継続して同一のサービスを利用する必要があるため、上記業者を選定するもの。</p>

(現状)

本契約を締結するにあたりその仕様書において、アプリの登録者数(月別、OS 毎、言語毎)の統計データはインターネットを通じた PC 環境で閲覧できる機能を有することとし、その登録者数については、ごみ政策課において集計を行っている。

(問題点)

当該アプリは、現在の仕様書では英語、中国語、ポルトガル語、ハングル、ベトナム語に対応しており、担当課が作成している集計表は、これらの言語対応でどの程度利用されているかを判断するための資料として有用であるが、起案書における関係綴りとして保管されていない。

(改善案)

検査調書作成時又は契約起案時に集計表を添付し、アプリのインストール状況を共有することが望ましい。参考までに令和 4 年度におけるインストール状況は以下のとおりである。なお、当該アプリは様々な自治体が利用しており、各種言語に対応している。そのため、仕様書に記載していない言語にも対応しているが、仕様書に記載していない場合には当該言語でのサービス利用が継続できなくなる可能性があるとのことである。

(アプリ利用者数の状況)

単位：インストール数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
日本語	25,499	26,251	26,675	27,043	27,330	27,815
英語	712	742	751	763	787	807
中国語（簡体）	154	158	165	171	174	178
ハングル	16	17	19	20	21	21
ポルトガル語	145	150	154	156	156	159
ベトナム語	335	348	356	373	386	389
*中国（繁体）	11	11	11	10	10	11
*イタリア語	2	2	2	2	2	2
*フランス語	2	2	2	2	2	2
*スペイン語	12	12	12	13	13	13
*ドイツ語	1	1	1	1	1	1
*インドネシア語	77	76	82	86	89	91
*タイ語	R4.5 追加	1	1	1	1	1
*ネパール語						
*ロシア語	R4.5 追加	2	2	2	5	6
合計	26,966	27,773	28,233	28,643	28,977	29,496

*は仕様書で定めていない言語

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日本語	28,359	28,844	29,156	29,706	29,997	30,305
英語	827	846	860	883	895	906
中国語（簡体）	183	188	192	196	199	200
ハングル	21	21	21	21	21	21
ポルトガル語	163	166	174	178	177	180
ベトナム語	397	407	410	414	417	419

*中国（繁体）	11	11	11	12	12	12
*イタリア語	2	2	2	2	2	2
*フランス語	2	2	2	2	3	3
*スペイン語	12	12	14	14	14	15
*ドイツ語	1	1	1	1	1	1
*インドネシア語	92	92	93	97	97	98
*タイ語	1	1	1	1	1	1
*ネパール語					R5.3 追加	1
*ロシア語	8	9	12	12	12	13
合計	30,079	30,602	30,949	31,539	31,848	32,177

*は仕様書で定めていない言語

- ③ 別冊仕様書及び図面が綴じ込まれていないことについて【意見】
 ④ 作業予定数量と実績数量の相違協議が行われていないことについて【意見】

課名	ごみ政策課
事業名	し尿処理施設管理事業
契約名	令和4年度前橋市し尿処理施設等浚渫・処分業務
契約の概要	施設の機能を維持するため、処理槽に堆積した沈砂等の浚渫及び浚渫物の処理を実施するもの。
契約先	株式会社南信サービス
契約の方法	指名競争入札
契約金額	3,867,600円
支払金額	3,867,600円
契約日	令和4年12月21日
契約期間	令和5年1月10日～令和5年3月31日

課名	ごみ政策課
事業名	し尿処理施設管理事業
契約名	令和4年度下川町住宅団地排水処理施設浚渫・処分業務
契約の概要	施設の機能を維持するため、処理槽に堆積した沈砂等の浚渫及び浚渫物の処理を実施するもの。
契約先	株式会社南信サービス
契約の方法	指名競争入札
契約金額	484,000 円
支払金額	484,000 円
契約日	令和4年8月24日
契約期間	令和4年9月1日～令和4年10月31日

・③別冊仕様書及び図面が綴じ込まれていないことについて

(現状)

上記契約における契約書には別冊仕様書及び図面に基づいて業務を遂行する、という文言があるが、別冊仕様書及び図面は契約書と一体として綴じ込まれておらず、割印等も行われていなかった。

(問題点)

通常、契約書は、契約をした当事者がそれぞれ1部ずつ保管することとされ、契約書は複数存在することとなり、改ざんされたり、複製されたりすることを防止するために割印をする場合が多い。割印がない場合であっても、その契約書の効力がなくなるわけではないが、割印があることで同一性、非改ざん性を証明することができる。

仕様書及び図面が、契約書と一体として綴じ込まれていない場合、改ざんが可能であり、好ましくない。

(改善案)

仕様書及び図面も契約書と一体として綴じ込むことが望ましい。

・④作業予定数量と実績数量の相違協議が行われていないことについて

(現状)

○令和4年度前橋市し尿処理施設等浚渫・処分業務

本契約における仕様書では、前橋市し尿処理施設の浚渫物の作業予定数量は13t、前橋市浄化槽汚泥処理施設の浚渫物の作業予定数量は48tとし、実績値との差異については発注者と協議することとされている。

前橋市し尿処理施設の浚渫物の実績値は12.7t、前橋市浄化槽汚泥処理施設の浚渫物の実績値は48.84tであり、差異が生じているが、協議は行われていない。

○令和4年度下川町住宅団地排水処理施設浚渫・処分業務

仕様書では、浚渫物の作業予定数量は10tとし、実績値との差異については発注者と協議することとされている。

浚渫物の実績値は10.06tであり、差異が生じているが、協議は行われていない。

(問題点)

実績と予定数量が相違しているにもかかわらず、協議を行っていない場合、差異分の取り扱いが明確とならず、後日になって追加請求や返納請求といった事象が発生する可能性がある。

(改善案)

実績と予定数量が相違しているにもかかわらず、協議しない場合には、業務完了報告書のメモ欄に予定数量と実績数量を記載し、協議不要とする旨を先方より申し出てもらうなどし、予定数量と実績数量の相違について双方が承諾していることを明確に記録することなどが考えられる。

(2) 契約書類等を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の契約について契約書類を確認したが、監査結果及び意見として、特筆すべき事項はなかった。

課名	ごみ政策課
事業名	し尿処理施設管理事業
契約名	大胡衛生センター除草業務
契約の概要	大胡衛生センター敷地の除草を行うもの。
契約先	環境システム株式会社
契約の方法	随意契約（資産経営課において年間単価契約）
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	296,142円
支払金額	296,142円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年5月9日～令和5年3月31日

課名	ごみ政策課
事業名	し尿処理施設管理事業
契約名	有機肥料供給センター敷地内除草業務
契約の概要	有機肥料供給センター敷地の除草を行うもの。

契約先	有限会社粕川衛生
契約の方法	随意契約（資産経営課において年間単価契約）
随意契約の場合その理由	—
契約金額	269,148 円
支払金額	269,148 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 6 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ政策課
事業名	ごみ減量・資源化啓発事業
契約名	令和 4 年度下半期家庭用資源・ごみ収集カレンダー作成業務
契約の概要	家庭ごみの収集日及び分別ルールを周知し、市民による適正なごみの排出を促すことにより、円滑な清掃事業運営を行うため。
契約先	朝日印刷工業株式会社
契約の方法	指名競争入札
契約金額	1,632,620 円
支払金額	1,632,620 円
契約日	令和 4 年 5 月 24 日
契約期間	令和 4 年 6 月 1 日～令和 4 年 9 月 5 日

課名	ごみ政策課
事業名	し尿処理施設管理事業
契約名	前橋市し尿・浄化槽汚泥の運搬及び処分業務
契約の概要	水質浄化センター炭化炉の休炉期間等に、し尿・浄化槽汚泥処理施設から排出する汚泥等の運搬・処分を行う。
契約先	株式会社エコ計画
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

契約金額	【単価契約】 運搬:7,700 円/t 処理:16,500 円/t コンテナ設置:22,000 円/回
支払金額	9,003,456 円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
備考	随意契約とした根拠は以下のとおりである。 し尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設及び住宅団地排水処理施設から排出される脱水汚泥は、1日当たり平均11t程度あり、11t/日の脱水汚泥を毎日収集運搬し且つ適正処理が可能な業者が近隣都県には1者のみであるため。

課名	ごみ政策課
事業名	清掃施設計画事業
契約名	前橋市新最終処分場基本計画策定業務（債務負担行為3年契約の3年目）
契約の概要	新最終処分場建設に係る基本計画を策定するもの。
契約先	八千代エンジニアリング株式会社 関東センター
契約の方法	条件付指名競争入札
契約金額	総額 5,346,000 円 1年目 519,200 円 2年目 2,257,200 円 3年目 2,569,600 円
支払金額	2,569,600 円
契約日	令和2年7月15日
契約期間	令和2年7月15日～令和4年12月27日

課名	ごみ政策課
事業名	し尿処理施設管理事業
契約名	大胡衛生センターに係る河原浜町向町会館駐車場用地の土地賃貸借契約
契約の概要	大胡衛生センターの設置に伴う地元対策として、向町会館の駐車場用地を確保するもの。
契約先	個人のため記載省略
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	166,000 円
支払金額	166,000 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

5. ごみ収集課

(1) 監査結果及び意見

① 産業廃棄物処分業許可証の入手【監査結果】

課名	ごみ収集課
事業名	不法投棄対策事業
契約名	産業廃棄物（廃タイヤ処理）業務
契約の概要	ごみ集積場所等に不法投棄された自動車用タイヤ等について、本市清掃工場では処理できないことから、その処理（収集運搬及び処分）を民間処理業者に委託するもの。
契約先	株式会社明輪
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	155,925円
支払金額	155,925円
契約日	令和5年3月13日
契約期間	令和5年3月13日～令和5年3月31日

(現状)

契約書には「(廃棄物)許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付すること。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付すること」といったことが定められている。しかし、契約書には許可の有効期限が到来済みの許可証と新許可書の発行申請書が綴られているのみであり、有効期限内の許可証が綴られていなかった。なお、その後令和5年11月8日時点において有効期限が更新された新許可証が入手済みであることが確認できている。

(問題点)

契約書には、契約時点において許可証を添付することが明記されているにも拘らず、契約時点では許可申請書のみの入手であった。また、契約後に有効期限が更新された新許可証を入手していたものの、ファイルには綴じ込まれていなかった。

(改善案)

契約後に有効期限が更新された新許可証を入手したのであれば、それをファイルに綴じ込む必要がある。

② 業務仕様書に記載する業務量の目安が不明確なことについて【意見】

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ収集運営事業
契約名	令和4年度前橋市小動物死体収集運搬業務
契約の概要	飼育動物及び遺棄動物の死体の収集運搬業務を委託することにより、市民サービスの向上と生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
契約先	有限会社大三興業
契約の方法	指名競争入札
契約金額	8,976,000円
支払金額	8,976,000円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

(現状)

令和4年度の業務委託仕様書には、業務量の目安として年間収集運搬件数と年間の走行距離が記載されている。年間収集運搬件数は平成28年度から令和2年度の5年間、年間の走行距離は平成23年度と平成24年度の2年間の平均値が記載されている。

(問題点)

年間の走行距離は記載されている情報が古く、業務量の目安となる情報とはいえない。本業務は平成24年度まで市の直営であったため、年間の走行距離を把握できていたが、平成25年度以降、業務委託を開始し、市に走行距離の情報がない。また、業務委託先では、車両を別の仕事に兼用しており、本業務に係る走行距離を把握することは困難である。

(改善案)

本業務の走行距離を容易に把握できないのであれば、業務量の目安は、年間収集運搬件数のみとするべきである。

③ 委託業務先の財政的基礎及び相当の経験の確認方法が不十分なことについて【意見】

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	一般廃棄物収集運搬業務
契約の概要	ごみ集積場所に排出された家庭ごみ(一般廃棄物)を地域別に収集し市の清掃工場等へ運搬するもの。

契約先	有限会社秦野清掃
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	163, 670, 176 円
支払金額	163, 670, 176 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	一般廃棄物収集運搬業務
契約の概要	ごみ集積場所に排出された家庭ごみ（一般廃棄物）を地域別に収集し市の清掃工場等へ運搬するもの。
契約先	有限会社富士見清掃センター
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	49, 781, 008 円
支払金額	49, 781, 008 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	一般廃棄物収集運搬業務（六供町・南町地区）
契約の概要	ごみ集積場所に排出された家庭ごみ（一般廃棄物）を地域別に収集し市の清掃工場等へ運搬するもの。
契約先	株式会社オダワラ
契約の方法	プロポーザル方式による随意契約（長期）
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

契約金額	月額 3,751,000 円：令和 4 年 4 月～令和 4 年 12 月 月額 3,810,477 円：令和 5 年 1 月～令和 5 年 2 月 月額 3,810,478 円：令和 5 年 3 月
支払金額	45,190,432 円
契約日	令和 2 年 8 月 31 日
契約期間	令和 2 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	一般廃棄物収集運搬業務
契約の概要	ごみ集積場所に排出された家庭ごみ（一般廃棄物）を地域別に収集し市の清掃工場等へ運搬するもの。
契約先	有限会社前橋衛生舎
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	43,286,416 円
支払金額	43,286,416 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	一般廃棄物収集運搬業務
契約の概要	ごみ集積場所に排出された家庭ごみ（一般廃棄物）を地域別に収集し市の清掃工場等へ運搬するもの。
契約先	有限会社坂本清掃社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	33,474,384 円

支払金額	33,474,384 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(現状)

本業務は、市民の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をごみ集積場所より収集運搬し、清潔な、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることを目的とする。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 1 項に「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し及び処分しなければならない。」とあり、一般廃棄物の収集、運搬及び処分は市町村の責務である。

本業務の一部を民間委託することで、収集の効率化を図っている。

主な家庭ごみは以下のように区分される。

区分	収集頻度	収集方法	収集主体
可燃ごみ	週 2 回	ステーション方式	直営・委託
不燃ごみ	月 1 回	ステーション方式	直営・委託
プラ容器	月 3 回	ステーション方式	直営・委託
資源ごみ	隔週 1 回	ステーション方式	直営・委託
危険ごみ・有害ごみ	資源ごみと同時		直営・委託
紙・衣類等	隔週 1 回	ステーション方式	委託

他方、本業務は市民の生活に必要な不可欠な公共性の高いものであり、その遂行に支障が生じた場合には、市の衛生や環境が悪化する事態を招き、ひいては一定の範囲で市民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るため、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある。

そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第 4 条第 1 号では、業務を遂行するに足りる①施設、②人員、③財政的基礎、④業務の実施に関し相当の経験を有する者、を有していることを委託先選定の条件としている。

下記は随意契約によって業務を委託している業者の一覧である。

業者名	当初契約金額	備考
野口環境衛生 有限会社	166,892,000 円	
有限会社 秦野清掃	162,900,000 円	
株式会社 前橋かんせいセンター	164,896,000 円	
有限会社 双葉清掃社	43,140,000 円	

有限会社 前橋衛生舎	43,140,000 円	
有限会社 大胡清掃社	43,778,000 円	
有限会社 坂本清掃社	33,210,000 円	
有限会社 富士見清掃センター	49,506,000 円	
有限会社 坂本清掃社	21,080,400 円	プロポーザル方式
株式会社 オダワラ	45,012,000 円	プロポーザル方式
合計	773,554,400 円	

なお、見積書の徴取に関して、本事業の委託料は市が算定することから、前橋市契約規則第17条第2項第6号見積書を徴することが困難又は不適当と認められるときに該当し、見積書の徴取は要しない。

(問題点)

市は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号をもとに、徴取した業者の決算書や職員一覧、使用予定車両の車検証や任意保険の証券等を確認し、委託先が条件を満たしていることの確認をしている。

徴取した書類は整然と保管されていたが、実際にどのような確認を行っているか書類から把握できなかった。

(改善案)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」における業務を遂行するに足る①施設、②人員を有しているかは書類を入手することで概ね確認できると思われるが、③財政的基礎及び④相当の経験を有するかという点は、書類の入手だけでは難しいと思われる。具体的に入手した決算書のどの部分を確認したのか、過去の実績をどのように経験として評価しているのか等、あとから確認できるように評価過程を文書化することが望ましい。

④ 予定価格の算定方法が不十分なことについて【意見】

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	前橋市紙・衣類等分別収集事業収集運搬業務（第3ブロック）
契約の概要	ごみ集積場所の紙・衣類等を収集し、資源化による可燃ごみの減量化を推進するもの
契約先	前橋市再生資源事業協同組合
契約の方法	条件付一般競争入札
契約金額	11,484,000 円
支払金額	11,484,000 円

契約日	令和4年9月8日
契約期間	令和4年10月1日～令和7年9月30日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	前橋市紙・衣類等分別収集事業収集運搬業務（第1ブロック）
契約の概要	ごみ集積場所の紙・衣類等を収集し、資源化による可燃ごみの減量化を推進するもの
契約先	有限会社斉田商事
契約の方法	条件付一般競争入札
契約金額	10,296,000円
支払金額	10,296,000円
契約日	令和4年8月17日
契約期間	令和4年10月1日～令和7年9月30日

（現状）

本業務は、市内を下記の4ブロックに分け、紙・衣類等集積場所に搬出された紙・衣類等全てを収集し、市が指定する市内の古紙問屋へ持込み、品目別（①新聞②雑誌③段ボール④紙パック⑤雑古紙⑥衣類等）に計量する。また、ごみ集積所における紙・衣類等の分別収集事業を実施し、紙・衣類等の資源化による可燃ごみの減量化及び循環型社会の構築を推進することを目的とする。

収集ブロック	集積場所数	世帯数	契約金額（税込月額）
第1ブロック	1,948	35,519	1,716,000円
第2ブロック	1,230	38,810	1,210,000円
第3ブロック	1,687	38,386	1,914,000円
第4ブロック	1,569	40,414	880,000円
合計	6,434	153,129	5,720,000円

注：集積場所数と世帯数は令和4年5月末日時点のもの。

また、前橋市紙・衣類等分別収集事業収集運搬業務のうち、第1ブロックから第3ブロックの契約は、条件付一般競争入札であり、委託先が変更となることも想定されるため、業務の継続性を確保しつつ入札や引継ぎの時間を確保するために、契約期間を10月開始としている。

3年間の長期継続契約であり、前橋市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号の規定に該当する清掃に関する業務委託の契約に該当する。

(問題点)

当該契約は本業務に関する情報が公開される競争入札であるものの、入札に参加する業者は1者という状況が続いている。また、予定価格設定の参考に徴取する見積書も同じ1者からであり、契約金額の妥当性が十分に担保されているか疑問である。

随意契約であれば、2者以上から見積書を徴取するところ、本契約は競争入札であるため、結果的に1者からの金額をもとに契約締結に至っている。

(改善案)

競争入札に参加する業者数が今後も変わらないのであれば、予定価格の設定にあたって、数者から見積書を徴取することが望ましい。なお、競争入札に参加する業者が少ない現状を鑑みると、見積書を徴取する業者が現実的な見積を算定しているのか否かという評価も必要である。

⑤ 小規模工事における事務処理要領の整合性について【監査結果】

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ収集運営事業
契約名	西部清掃事務所車庫外壁補修工事
契約の概要	建築基準法第12条に基づく点検を受けたことにより指摘された西部清掃事務所車庫外壁の補修をおこなうもの。
契約先	市川建設株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	1,287,000円
支払金額	1,287,000円
契約日	令和4年6月2日
契約期間	令和4年6月2日～令和4年7月27日

(現状)

本契約は、契約金額が130万円以下の工事である。本工事は、少額工事要領で定めるところの少額工事（小規模工事）に該当し、少額工事（小規模工事）については、前橋市契約規則第17条では、「見積書を2人以上から徴取するもの」とされており、予定価格調書の作成を省略することは出来ないものとなっている。

随意契約理由書の添付の必要の有無について、前橋市工事等随意契約事務処理要領第6条では、契約監理課に随意契約を依頼しない小規模工事（設計金額が130万円以下の工事）を行う場合は、随意契約理由書の添付は要求されていないが、少額工事要領第7条では、小規模工事の起案の際に、随意契約理由書の添付が要求されている。

(問題点)

前橋市工事等随意契約事務処理要領第 6 条では、「工事担当課長は、契約監理課に随意契約を依頼するときは、運用基準で判断し作成した随意契約理由書（様式第 1 号）を契約依頼書に添付しなければならない。」とあり、「契約監理課に随意契約を依頼するとき」とは、同要領第 4 条によると、契約金額が 130 万円超の建設工事及び 50 万円超の測量、建設コンサルタント業務等となっている。そのため契約金額が 130 万円以下で契約監理課に随意契約を依頼しない小規模工事の場合には、随意契約理由書の添付が要求されないこととなる。

一方で、少額工事要領第 7 条では、「工事担当課長は、小規模工事を施工しようとするときは、工事を施工及び契約について（伺）に、次に掲げる書類を添付の上起案し、所要の決済を得なければならない。」とあり、「次に掲げる書類」には随意契約理由書が含まれている。

上記に記載したとおり「前橋市工事随意契約事務処理要領」と「少額工事要領」では契約金額が 130 万円以下の工事に関して、随意契約理由書について異なる取扱いが定められている。

(改善案)

いずれの事務処理要領に従っても同様の取扱いとなるよう、事務処理要領間の整合性を整える必要がある。

(2) 契約書類等を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の契約について契約書類を確認したが、監査結果及び意見として、特筆すべき事項はなかった。

課名	ごみ収集課
事業名	清掃業務運営事業
契約名	令和 4 年度 西部清掃事務所等産業医ストレスチェック面接指導委託料
契約の概要	ストレスチェックの結果、高ストレス判定が出た職員の中で、希望者に個人面接指導を行う
契約先	個人のため記載省略
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	1 人 1 回につき 6,000 円
支払金額	0 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	紙・衣類等拠点回収事業収集運搬業務
契約の概要	各支所及び市民サービスセンター等に設置されたリサイクル庫へ排出された有価物（紙・衣類等）を拠点回収し、売却先である古紙問屋へ運搬するもの。
契約先	前橋市再生資源事業協同組合
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	8.8 円/kg
支払金額	11,702,680 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	3R 推進事業
契約名	令和 4 年度 使用済み小型家電引渡し業務
契約の概要	回収または収集した使用済み小型家電を業者に引渡し、適切に再資源化するもの
契約先	東金属株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	33.0 円/kg
支払金額	4,628,580 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	3R推進事業
契約名	リサイクル庫解体撤去業務（けやきウォーク）
契約の概要	けやきウォーク前橋敷地内設置されたリサイクル庫を解体撤去するもの。
契約先	株式会社ヒロタ
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	396,000円
支払金額	396,000円
契約日	令和5年2月8日
契約期間	令和5年2月13日～令和5年2月28日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	一般廃棄物収集運搬業務（宮城地区）
契約の概要	<p>ごみ集積場所に排出された家庭ごみ（一般廃棄物）を地域別に収集し市清掃工場等へ運搬するもの。</p> <p>※3年間の長期継続契約</p> <p>※令和4年度契約期間（令和4年7月1日～令和5年3月31日の9か月間）</p>
契約先	有限会社坂本清掃社
契約の方法	プロポーザル方式による随意契約（長期）
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	月額1,756,700円
支払金額	15,810,300円
契約日	令和4年6月21日
契約期間	令和4年7月1日～令和7年6月30日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	一般廃棄物収集運搬業務
契約の概要	ごみ集積場所に排出された家庭ごみ（一般廃棄物）を地域別に収集し市清掃工場等へ運搬するもの。
契約先	野口環境衛生有限会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	168, 169, 008 円
支払金額	168, 169, 008 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	一般廃棄物収集運搬業務
契約の概要	ごみ集積場所に排出された家庭ごみ（一般廃棄物）を地域別に収集し市清掃工場等へ運搬するもの。
契約先	株式会社前橋かんせいセンター
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	165, 622, 928 円
支払金額	165, 622, 928 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	一般廃棄物収集運搬業務

契約の概要	ごみ集積場所に排出された家庭ごみ（一般廃棄物）を地域別に収集し市清掃工場等へ運搬するもの。
契約先	有限会社大胡清掃社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	44,034,464 円
支払金額	44,034,464 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	一般廃棄物収集運搬業務
契約の概要	ごみ集積場所に排出された家庭ごみ（一般廃棄物）を地域別に収集し市清掃工場等へ運搬するもの。
契約先	有限会社双葉清掃社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	43,341,856 円
支払金額	43,341,856 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	前橋市紙・衣類等分別収集事業収集運搬業務（第 3 ブロック）2 年 6 か月契約の 3 年目
契約の概要	ごみ集積場所の紙・衣類等を収集し、資源化による可燃ごみの減量化を推進するもの
契約先	有限会社旭

契約の方法	条件付一般競争入札（長期）
契約金額	9,240,000 円
支払金額	9,240,000 円
契約日	令和 2 年 4 月 1 日
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	前橋市紙・衣類等分別収集事業収集運搬業務（第 4 ブロック）
契約の概要	ごみ集積場所の紙・衣類等を収集し、資源化による可燃ごみの減量化を推進するもの
契約先	社会福祉法人しののめ会 とも
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号
契約金額	5,280,000 円
支払金額	5,280,000 円
契約日	令和 4 年 9 月 1 日
契約期間	令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	ガラスびん分別収集用コンテナ洗浄業務
契約の概要	ガラスびん分別収集用コンテナ洗浄業務
契約先	力丸流通サービス株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	3,214,728 円
支払金額	3,214,728 円

契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ分別収集運搬事業
契約名	令和4年度在宅医療廃棄物収集運搬業務
契約の概要	在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利なものについて、市内の医療機関及び薬局を通して専用容器で収集する
契約先	有限会社斉田商事
契約の方法	指名競争入札
契約金額	2,178,000円
支払金額	2,178,000円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

課名	ごみ収集課
事業名	資産経営課予算
契約名	【維持修繕】西部清掃事務所南棟玄関庇修繕
契約の概要	西部清掃事務所南棟玄関庇が劣化し軒天仕上材が剥離落下する恐れがあるため修繕するもの。
契約先	市川建設株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	748,000円
支払金額	748,000円
契約日	令和4年11月18日
契約期間	令和4年11月18日～令和4年12月23日

課名	ごみ収集課
事業名	資産経営課予算
契約名	【維持修繕】西部清掃事務所北棟照明器具改修工事
契約の概要	西部清掃事務所北棟技士控室天井に設置された照明器具をLED照明に交換するもの。
契約先	有限会社リョウモウ
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	596,200円
支払金額	596,200円
契約日	令和4年11月14日
契約期間	令和4年11月14日～令和4年12月23日

課名	ごみ収集課
事業名	し尿処理事業
契約名	土地賃貸借契約
契約の概要	し尿・浄化槽汚泥一時貯留槽用地の土地賃貸借契約
契約先	個人のため記載省略
契約の方法	長期継続契約
契約金額	年額10,000円
支払金額	10,000円
契約日	令和3年4月1日
契約期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ収集運営事業
契約名	前橋市西部清掃事務所機械警備業務
契約の概要	西部清掃事務所内の機械警備業務
契約先	ALSOK群馬株式会社

契約の方法	指名競争入札
契約金額	月額 11,000 円
支払金額	183,326 円
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ収集運搬事業（粗大ごみ）
契約名	粗大ごみ収集運搬・処分業務
契約の概要	粗大ごみ収集運搬・処分業務
契約先	前橋市再生資源事業協同組合
契約の方法	プロポーザル方式による随意契約（長期）
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	113,845,229 円
支払金額	113,845,229 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。 粗大ごみの収集運搬・処分業務を委託することにより、市民サービスの向上を図るとともに、ごみ減量及び資源化率の向上並びに業務の効率化を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額（単価契約） <ul style="list-style-type: none"> 収集運搬業務費 金 20.25 円（1 kgにつき） 処分業務費 <ul style="list-style-type: none"> 金属類 金△20.00 円（1 kgにつき） 木類 金 20.00 円（1 kgにつき） その他 金 40.00 円（1 kgにつき） 管理費 5%（全体経費に乗じる比率） <p>上記金額に消費税及び地方消費税の額 10%を加算する。 また、本契約は随意契約であるが、プロポーザル方式であるため、前橋市契約規則第 17 条第 1 項第 1 号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるものであるとき。」に該当し、見積書の徴取は 1 者からとなる。</p>

課名	ごみ収集課
事業名	清掃業務運営事業
契約名	令和4年度 西部清掃事務所等産業医委託料
契約の概要	産業医業務を委託し、職員の安全及び衛生の促進を図るもの
契約先	個人のため記載省略
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	600,000円
支払金額	600,000円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

課名	ごみ収集課
事業名	公衆便所管理事業
契約名	JR前橋駅公衆便所ほか照明器具改修工事
契約の概要	JR前橋駅公衆便所及び通路天井に設置された照明器具をLED照明に交換するもの。
契約先	有限会社リョウモウ
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	792,000円
支払金額	792,000円
契約日	令和4年9月5日
契約期間	令和4年9月5日～令和4年10月31日

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ収集運営事業
契約名	西部清掃事務所駐車場整備工事（受託第9号）
契約の概要	総社町大渡自治会公民館移転に伴い西部清掃事務所駐車場を整備するもの。
契約先	城田興業株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	781,000円
支払金額	781,000円
契約日	令和4年11月25日
契約期間	令和4年11月28日～令和4年12月23日

6. 廃棄物対策課

(1) 監査結果及び意見

① 入札・契約保証金の免除について【意見】

課名	廃棄物対策課
事業名	産業廃棄物処理対策事業
契約名	休日等における廃棄物不適正処理監視業務
契約の概要	・ 廃棄物の不法投棄、不法焼却及び不適正処理箇所の定点監視 ・ 不法投棄等の新規発見
契約先	太平ビルサービス株式会社 前橋支店
契約の方法	指名競争入札 4者
契約金額	3,168,000円
支払金額	3,168,000円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

(現状)

本事業は、不法投棄等の早期発見に努め、不法投棄等による生活環境への影響を抑止し、住民生活の安全確保及び生活環境の保全に資するため、廃棄物の不法投棄、不法焼却及び不適正処理等の監視を休日等（土曜日、日曜日）においても実施するものである。休日等の監視業務は、指名競争入札において選定された外部業者との間で委託契約を締結し実施される。

業務内容は、①1日あたり20～25か所程度の定点監視及び1日2時間程度の不法投棄監視パトロール、②廃棄物の不法投棄等の新規発見及び報告、③その他である。

委託先業者は、業務終了後の業務報告（日報）（監視場所の状況等を毎回カラーの写真を添付して報告するもの）、毎月の報告（月報）を行うものとされる。

(問題点)

本事業の業者選定の指名競争入札における入札保証金、本契約における契約保証金は、いずれも免除とされている。その理由としていずれも前橋市契約規則の該当条文は引用されているが、免除の要件への該当性について、いずれも過去の実績を主とした理由とし、明確な基準はない。

(改善案)

環境部の他課及び他部でも、指名競争入札の場合でも、各種保証金は免除の扱いとされていることが多いものと推察されるが、法令上、原則保証金を徴収し、例外として免除とされる建付けであるため、判断基準を明確にし、免除と判断した理由（過去の実績とはいかなるものかなど）として同基準に該当することを示すよう努めるべきである。

7. 清掃施設課

(1) 監査結果及び意見

① 発火したごみによる機械の損傷の再発防止先の検討過程の明確化について【意見】

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場維持整備事業
契約名	荻窪清掃工場振動コンベヤ出口エキスパンション補修工事
契約の概要	処理中のごみが発火し設備に引火したため補修
契約先	日立造船株式会社 東京本社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	1, 155, 000 円
支払金額	1, 155, 000 円
契約日	令和 4 年 10 月 7 日
契約期間	令和 4 年 10 月 11 日～令和 4 年 12 月 5 日
備考	随意契約とした根拠は以下のとおりである。 当該振動コンベヤは独自の特殊技術により設計・製造されているため、技術的知識、既存設備の状態・構造等の情報が無ければ、工事が正確かつ安全・迅速に施工することができないため、施設を建設し、設備内容を熟知している業者と契約する必要があるから。

(現状)

本意見は、契約そのものに関する意見というよりは、契約が必要となった事象について意見するものである。

令和 4 年 9 月 8 日に回転式破砕機により破砕したごみを運ぶ振動コンベヤにおいて、発火したごみがコンベヤの上を移動していく際、破砕物コンベヤとの境界となるエキスパンション部に引火して損傷してしまった。当該引火はエキスパンション部との境界に細かいごみが溜まり、そのごみに振動コンベヤから運ばれてきた発火したごみが合わさることで引き起こされた。職員は日常的に目視でごみが溜まっているか確認しているが、業者に清掃を依頼するのは年に一度であるため、ごみが溜まってしまい、引火により機器が損傷してしまった。回転式粉砕機で粉砕したごみが発火してしまう主な原因は硬いもの同士の衝突による火花や発生リチウム電池が破砕機で叩かれての発火によるものが殆どである。

現行の対応策としては、危険物の事前除去、回転式破砕機から出てくる破砕物のカメラによるモニタリング、振動コンベヤ上流部での水散布による消火、炎センサーの設置と自動散水システムによる対応を行っている。上記対応策を実施していたが、カメラに死角がある箇所があ

り、カメラのモニタリングをすり抜けて、発火したごみが振動コンベヤに流れていってしまった。振動コンベヤとエキスパンション部の境界部分で引火したのは今回が初めてで、以前から境界部のごみを除去はしていたが、火災防止というよりは機械の負荷を下げるために行っていた。火災発生には煙と臭いで職員が気づき、ホースで水を撒いて消火を行った。事故後には工場の職員にごみの除去を徹底するように注意喚起している。

(問題点)

まず、リチウム電池などの発火しやすい物質が破砕機に入らないようにする除去作業が不十分だった。また、監視システムに死角があり、火災を早期に発見することが難しかった。加えて、コンベヤに溜まったごみの除去の徹底を促すだけで、根本原因の発火予防策や発火物の早期発見に関する改善策が練られておらず、事前のリスク評価や危険物質の除去、定期的な機器点検などの予防策の見直しが不十分であり、再発防止策も職員に注意喚起を行い、ごみの除去の徹底を促すだけであり、職員の安全意識や火災予防に対する研修が不足していた。

(改善案)

効率性や費用面よりも安全性を最優先に考慮し、可能な限りリスクを軽減するべきである。安全性の重視とリスク管理の強化が、火災防止の要点であり、事故発生時の迅速な対応と事前の予防策の徹底が重要である。そのため、死角を削減するためのカメラの追加設置、発火リスクの軽減、定期的な機器点検、職員の安全意識向上研修及び高度な火災探知システムの導入などが必要であると考える。

② 設計書の記載誤りについて【意見】

課名	清掃施設課
事業名	(不燃ごみ処理) 清掃施設環境調査測定事業
契約名	前橋市最終処分場ほかダイオキシン類濃度測定業務
契約の概要	処理施設より公共用水域に排出される浸出水及び地下水についてのダイオキシン類の濃度測定
契約先	株式会社環境技研 前橋営業所
契約の方法	指名競争入札
契約金額	3,894,000 円
支払金額	3,894,000 円
契約日	令和4年4月22日
契約期間	令和4年5月2日～令和5年3月31日

(現状)

予定価格を決定するために作成する設計書において、積算根拠資料の見積額が4,080,000円とすべきだったものが408,000円となっていた。予定価格の金額には影響がなかった。

(問題点)

数名で確認しているにもかかわらず、誰も誤りに気づいておらず、内部のチェック体制が不十分である。

(改善案)

積算根拠資料は、設計書同様、費用が適切に見積もられているかを確認する重要な書類である。その記載事項の確認は十分に注意して行う必要がある。漏れがないようにするため、表計算ソフトの計算式を適切に使用して確認することが望ましい。

③ 提出書類の保管について【意見】

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場維持整備事業
契約名	荻窪清掃工場回転式破砕機センターディスクほか整備業務
契約の概要	回転式破砕機のセンターディスクの肉盛り、ハンマー交換及び反転
契約先	日立造船株式会社東京本社
契約の方法	特命随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	2,805,000円
支払金額	2,805,000円
契約日	令和4年4月22日
契約期間	令和4年4月27日～令和5年3月23日
備考	随意契約とした根拠は以下のとおりである。 選定業者は、回転式破砕機的设计・製作、設置工事に携わった業者であり、前年度の回転式破砕機保守点検業務においても良好に完了させている実績を有しているため。

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場運営事業
契約名	第3水処理施設ほか活性炭等入替業務
契約の概要	第3水処理施設ほか活性炭等入替業務
契約先	環境システム株式会社

契約の方法	指名競争入札
契約金額	19,140,000 円
支払金額	19,140,000 円
契約日	令和 4 年 6 月 9 日
契約期間	令和 4 年 6 月 13 日～令和 5 年 3 月 27 日

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場運営事業
契約名	第 4 水処理施設ほか調整槽等清掃業務
契約の概要	浸出水処理施設の調整槽及び各水槽の清掃
契約先	株式会社フジピットサービス
契約の方法	指名競争入札
契約金額	13,420,000 円
支払金額	13,420,000 円
契約日	令和 4 年 7 月 19 日
契約期間	令和 4 年 7 月 19 日～令和 5 年 3 月 24 日

(現状)

仕様書において、業務履行中の状況写真を報告することが定められていたにもかかわらず、業務履行中の状況写真が、綴られていなかった。理由を確認したところ、別ファイルとして保管されていることがわかった。

(問題点)

仕様書に記載されている提出書類を入手していたものの、別で保管しており、他の書類と一緒に綴っておらず、また別ファイルとして保管されていることが明記されていなかった。

(改善策)

現場の状況写真は委託業務が適切に行われたかどうかを確認する重要な情報であり、仕様書に記載されている提出書類を一括して綴り、保管しておくべきである。別ファイルとして保管するのであれば、その旨を明記する必要がある。

④ 特命随意契約を選択した理由について【意見】

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場運営事業
契約名	荻窪清掃工場びん選別処理業務
契約の概要	再利用のためのびんの選別処理
契約先	前橋市再生資源事業協同組合
契約の方法	特命随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	31,534,800 円
支払金額	31,534,800 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
備考	随意契約とした根拠は以下のとおりである。 選定業者は資源ごみの処理業務に精通しており、今後も良好で安定した業務が見込まれるため。

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場運営事業
契約名	荻窪清掃工場プラ容器等選別処理業務
契約の概要	再利用のためのプラスチック製容器包装の選別処理、及び危険ごみ・有害ごみの種類別選別
契約先	前橋市再生資源事業協同組合
契約の方法	特命随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	19,047,600 円
支払金額	19,047,600 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
備考	随意契約とした根拠は以下のとおりである。 選定業者は資源ごみの処理業務に精通しており、今後も良好で安定した業務が見込まれるため。

(現状)

本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を根拠として、特命随意契約としている。当該規定によれば特命随意契約は「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に適用できるものとしているにも拘らず、特命随意契約の理由が「ごみ処理業務に精通していて、経験豊富で高品質であること」となっている。

(問題点)

ごみ処理業務に精通していて、経験豊富で高品質である業者は、随意契約を行った会社以外にも存在し、競争入札に適していない理由としては薄弱である。

(改善案)

特命随意契約は「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に結ぶ契約であり、契約を行う前に競争入札に適していないことを十分に検討する必要があるとともに複数の見積書入手することを検討し、また、特命随意契約は特別な契約であり、その契約の要件を満たす理由を記載すべきである。

⑤ 提出書類の不足について【監査結果】

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場運営事業 最終処分場運営事業
契約名	荻窪清掃工場・第4水処理施設消防設備保守点検業務
契約の概要	荻窪清掃工場及び第4水処理施設の消防設備の保守点検
契約先	関東防災工業株式会社
契約の方法	指名競争入札
契約金額	231,000円
支払金額	231,000円
契約日	令和3年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日

(現状)

仕様書において、業務履行中の状況写真を報告することが定められていたにもかかわらず、業務履行中の状況写真を入手していなかった。

(問題点)

仕様書に記載のある提出書類が網羅的に揃っているかどうかを確認できておらず、内部のチェック体制が不十分である。

(改善案)

現場の状況写真は委託業務が適切に行われたかどうかを確認する重要な情報であり、書類が全て揃っているかどうかをチェックリスト等により確認すべきである。

⑥ 見積価格の妥当性について【意見】

課名	清掃施設課
事業名	ペットボトル選別処理施設運営事業
契約名	ペットボトル選別処理施設運転管理業務
契約の概要	収集された廃ペットボトルを機械により、選別・圧縮梱包作業を行い、資源として有効に利用できる状態にする
契約先	株式会社ウィズウェイストジャパン
契約の方法	特命随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	37,620,000円
支払金額	37,620,000円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

(現状)

総額のみが記載されている見積書を入手し、この見積書をもって随意契約の予定価格が決定されている。

(問題点)

価格が適正であるか十分な検討がされていない。

(改善案)

特命随意契約により業務を委託する業者からの見積り金額に従って契約を行う場合、価格が通常の相場価格よりも高くなる可能性があるため、見積の明細を確認して不要なサービスが追加されていないかどうかや、単価、作業時間が適切かどうかを十分に検討する必要がある。例えば、他の自治体に情報提供を求めることなどが考えられる。

⑦ 貸与品リストについて【監査結果】

⑧ 契約金額について【監査結果】

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場運営事業
契約名	六供清掃工場運転管理業務
契約の概要	六供清掃工場の焼却炉、ボイラータービン等の運転操作業務

契約先	J F E 環境サービス株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	229,416,000 円
支払金額	229,416,000 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>①プラントの直系会社であり機器の故障等親会社と連携し、緊急時の影響を最小限にできること</p> <p>②機器類の専門知識や機械操作の資格を有する職員が配置できること</p> <p>③これまでに本工場の運転管理を確実に行ってきた実績があること</p>

・⑦貸与品リストについて

(現状)

(i) 貸与品リストについて

業務委託契約の仕様書を確認したところ、下記事項が発見された。

仕様書上、受注者は貸与された物件等のリストを作成し、発注者に提出する必要がある(仕様書 3.1 (2))。仕様書に明記されている貸与品は下記のとおりである。

【(仕様書 3.1(1)②)】

(a) 構内電話設備、拡声設備
(b) 保守点検用具、備付工具、工作用機器
(c) 完成図書(運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書、機器図面・配置図日系統図など竣工図書)
(d) 保安規定
(e) 灰運搬車両(10t・8t・4t・フォークリフト)
(f) その他、発注者が必要と認めたもの

現場にて当リストの提出を依頼したところ、発注者側で保管されておらず、受注者の J F E 環境サービス株式会社の管理事務所で当初契約の際作成されたリストが発見された。

当リストは、作成当初から更新されていないとのことであり、年 1 回の備品確認の対象外となっていた。リストにある備品と市の備品一覧との整合性を確認したところ、備品一覧にないものが多数あった(下記参照)。

【貸与品リスト】にあるが備品一覧にないもの

名称	数量	備品No.	現物	市備品一覧
片袖机	7	403-639~645	あり	該当なし
事務回転いす	1	403-651	なし	該当なし
脇机	3	403-684~686	あり	該当なし
会議机	2	403-649、650	あり	該当なし
更衣ロッカー	9	403-663 403-674~681	あり	該当なし

※【貸与品リスト】の一部を監査人加工。

また、仕様書では貸与品につき、受注者は、管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用するよう定められている（仕様書 3.1(4)）。

しかし、貸与品リストにある更衣ロッカーは私的なシール等が添付されていた。

(ii) 貸与品について

貸与品には、上記備品の他、完成図書（運転マニュアル、機器取り扱い説明書等）、灰運搬車両（フォークリフト含む）があるが、貸与品リストには記載されていない。灰運搬車両は市の備品一覧で確認がとれたが、実際の貸与物件を網羅している貸与品リストが存在しなかった。

（問題点）

仕様書に明記されている貸与品のうちリスト化されていたのは備品のみであり、正確なリストは存在しなかった。

仕様書で定められている貸与品、及び貸与品リストにつき発注者、受注者で適切に管理されているとは言い難い。貸与品の実在性、利用状況の確認ができない場合、紛失、破損等が発生しても対応できず、責任の所在も不明確となるおそれがある。

（改善案）

貸与品リストを現状と整合するように作成し、以後適宜更新すべきである。

また、発注者は、貸与品の使用状況について、必要に応じて受注者に報告を求めることができる（仕様書：3.1(3)）。従って、市の所有財産である以上、適時使用状況の報告を求め確認すべきである。具体的には年1回の備品確認の際、使用状況の報告と合わせ現物確認を実施、使用状況によっては適正に利用するよう指導すべきである。

・⑧契約金額について

（現状）

本工事は特命随意契約であり、契約先が1者に限定されることから見積書は契約先からの見積書を採用し、当見積額（229,812千円）を予定価格としている。なお、契約金額は当初見積額（予定価格）に対し差額396千円の229,416千円である。

見積書内訳書の内容につき質問したところ下記の事実が判明した。

・見積書を入手しているが、価格の合理性など内容の検証はしていない

- ・契約先と見積金額の協議をしていない（見積金額の説明を求めている）
すなわち、見積もり額を検討する事なく先方提示の金額で契約に至っている。

（問題点）

予定価格以下ではあるものの、見積書（予定価格）の妥当性が検討されていないため契約金額が合理的か判断できない。

随意契約は契約先選定方法の特例を定めたものにすぎないのであって、不利な価格を許容するものではない。そのため、たとえ1者見積もりであっても金額の合理性は検討しなければならない。

（改善案）

本契約の見積内容をみると、人件費（93%）、物件費（3%）、諸経費（4%）で構成されている。焼却炉、ボイラータービン等の運転操作業務という特殊性はあるにしても、同一清掃工場内での労務であり市の直営経費との類似性は認められる。

この点、見積書上、人件費は従事責任者の内訳（統括責任者〇名、運転員〇名）が記載されているため、同工場の市の直営の人件費と比較する、その他経費についても直営業務の予算を基に合理性を判断する事が考えられる。

その他、見積項目における見込み従事時間など、実績確認可能な項目は前年度実績値と比較検討する事が望ましい。

また、他者から見積書の入手が可能であれば他者からの見積書を手に入れる事が考えられる。

⑨ 他の契約形態の模索について【意見】

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場運営事業
契約名	六供清掃工場植栽管理業務
契約の概要	六供清掃工場の植栽管理
契約先	株式会社前橋グリーンセンター
契約の方法	一般競争入札
契約金額	979,000 円
支払金額	979,000 円
契約日	令和4年6月1日
契約期間	令和4年6月1日～令和4年11月30日

(現状)

六供清掃工場内にある植木の剪定であるが、南東の木の枝が近隣住民宅の電波障害解消設備(受信点)に影響を与えていたため、追加で剪定することとなり、増工費 99,000 円が発生している。

現場でヒアリングしたところ、成長した枝葉により数年毎に剪定していたとのこと。当剪定には高所作業車が必要であり、他の木々とは別に追加の剪定代が発生する。なお、該当の木は他の木々同様に工場の景観のため植栽されており、特別な用途は有しておらず、1本だけが他の木とは異なる大きさまで成長した事で電波障害の原因となりうる。

(問題点)

工場の景観を保つための植栽が近隣住民の電波障害となり、剪定に追加の高所作業代が発生している。景観保持とはいえ全体のうちの1本が電波障害を起こす原因となるのであれば、伐採する事も考えられる。

(改善案)

電波障害の原因であることに加え、今後木が成長する度に高所作業代が発生するのであれば、木の伐採に係る金額と将来的に都度剪定する追加費用を見積もり、比較した上で対応を決定する事が望ましい。

⑩ 書類日付の誤りについて【意見】

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場運営事業
契約名	—
契約の概要	雑設備部品の購入である
契約先	株式会社群馬機械
契約の方法	売買契約
契約金額	475,200 円
支払金額	475,200 円
契約日	令和4年7月19日

(現状)

サンプル証ひょう(ごみ処理施設修理(物品購入)発注書)の発注から支払予定日の日付は下記のとおりであった。

発注日	検収日	支払予定日	執行日
令和4年11月29日	令和4年12月14日	令和4年12月26日	令和4年7月19日

執行日が各日付と大きく乖離していたため、担当者へ確認したところ入力を誤ったとのことであった。本来の執行日は支払予定日の令和4年12月26日であった。

(問題点)

入力された執行日が本来の日付と異なる。事務処理の誤りであるが、複数人で確認しているにもかかわらず、誰も気付いておらず、適切なチェックを行っているのか疑問がある。

(改善案)

データ入力する際は、入力元との整合性確認をすべきである。また、複数人でデータを確認しているのであるから、確認作業を適切に実施すべきである。

⑪ 文書の単純ミスについて【意見】

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場維持整備事業
契約名	富士見最終処分場監視計器点検業務
契約の概要	地下水観測機器の機能維持のため、点検を行うもの
契約先	環境システム株式会社
契約の方法	指名競争入札
契約金額	495,000 円
支払金額	495,000 円
契約日	令和4年7月28日
契約期間	令和4年8月3日～令和4年9月30日

(現状)

富士見最終処分場監視計器点検業務の仕様書には以下の記載がある。

5 業務内容

(4) 業務上の制限

②受注者は、本業務の履行に必要な施設又は装置に関して、受注者の許可又は承諾を受け使用できるものとする。(傍点筆者)

上記の内容を確認すると「受注者」ではなく「委託者」の間違いである。

(問題点)

単純ミスと言えるものであるが、仕様書を見直すことなく気づかれずにいた。

(改善案)

毎年発生する業務であり、仕様書も繰り返されていくものであるが、担当者交代といった機会に新たな視点で見直すべきである。

⑫ 仕様書の記載について【意見】

⑬ 見積書項目について【監査結果】

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場維持整備事業
契約名	富士見最終処分場埋立施設運転管理業務
契約の概要	最終処分場の有効活用及び機能保全を行い、周辺環境の保全を図り、併せて施設の延命化を図る
契約先	株式会社カンエイメンテナンス 前橋支店
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	8,246,040円
支払金額	8,246,040円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>①高度な技術及び経験を有しており、かつ、運営に必要な各種資格を有した人員を配置できる。②当施設供用開始以来、運転管理業務を確実にやってきた実績がある。加えて粗大ごみ処理施設運転管理業務及び最終処分場運転管理業務には、有機的に結合した部分があるため、両業務を同一業者と契約することにより、施設運営上有利に働くため選定するもの。（前橋市契約規則第17条第1項ただし書きを適用）</p>

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場維持整備事業
契約名	富士見クリーンステーション運転管理業務
契約の概要	富士見クリーンステーションの資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ受入供給設備、選別設備、破碎設備等の運転管理、監視、点検、整備
契約先	株式会社カンエイメンテナンス 前橋支店
契約の方法	随意契約

随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	81,173,400円
支払金額	81,173,400円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>①当施設の主機である、破碎機の主要部品交換等の重要なメンテナンスをはじめ、その他機器類のメンテナンスも着実にやっている。②高度な技術及び経験を有しており、かつ、機械操作等の専門知識や運営にあたり必要な各種資格を有した人員を配置できる。③施設供用開始以来、運転管理を確実にやってきた実績がある。これらに加え、市内・準市内の業者において、当施設運転管理を確実に実施でき、かつ、必要な資格を有する業者が確認できなかったため、選定するもの。（前橋市契約規則第17条第1項ただし書きを適用）</p>

・⑫仕様書の記載について【意見】

(現状)

富士見クリーンステーションでは、不燃物・粗大ごみや資源ごみを鉄、アルミ、不燃物その他に選別処理しているが、その現場作業については業務委託している。その業務委託契約書上、市の契約の相手方となっているのは株式会社カンエイメンテナンス前橋支店となっている。

富士見クリーンステーション運転管理業務仕様書において、

8. 共通仕様

(2) 破碎機消耗品等を交換するなどの機械装置に関わる業務を実施するため、建設業許可資格を有するものとする。

とあるが、各業務仕様では清掃工場内の粗破碎機の調整、点検業務実施することに留まり、専門的な調整、点検調査及び補修は除くこととなっているため、業務委託契約において建設業許可を有することを求める必要があるとまではいえない。

また、当業務を委託している株式会社カンエイメンテナンスは埼玉県に本社がある、いずれも一般建設業として機械器具設置工事、電気工事、管工事、清掃施設工事、水道施設工事の建設業許可（埼玉県知事許可 第070869号）をもつ者である。そのため、法人としては建設業許可を有している。

一方、建設業許可上は知事許可に過ぎないため、埼玉県外の営業所は契約締結主体となる事業所の機能を有していないこととなり、建設業者の契約の相手方としては前橋支店ではなく本社とする必要がある。

市が業務委託をしているのは運転管理業務であり、建設業許可とは関係ないためその意味に

おいて問題はない。しかし、仕様書上、建設業許可資格を有することを求められており、そうすると、本社として建設業許可はあるものの、契約の相手方として支店は適さないという問題もでてくる。

(問題点)

仕様書上の記載によって混乱を招いている。

(改善案)

仕様書の記載を改めることが望ましい。

・⑬見積書項目について【監査結果】

(現状)

富士見最終処分場埋立施設運転管理業務及び富士見クリーンステーション運転管理業務（以下、このふたつの業務合わせて「これら業務」とする。）は、同一委託先に対して前述のとおり理由で随意契約となっている。委託金額はこれら業務とも見積書を徴取してその金額のとおりとなっているが、その見積書において、これら業務共通して諸経費に作業着、安全保護具類の項目があり、一人1か月あたり11,500円の見積りとなっている。

重機の操作や、清掃工場内の破砕機等を操作するという一般の建設業に準じる危険を伴う業務とはいえ作業着、安全保護具類は毎月新しいものに変えているというわけでもなく、一人1か月当たり11,500円は過大である。この点、市を通じて委託先に確認を取ったところ、現実にはそこまでの経費は掛かっていなかった。

「地方公共団体の契約は、競争入札が原則であり、また特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によっておこなわれるべき契約が不適正な価格によっておこなわれがちとの懸念もあることから、安易に随意契約とすることは、厳に慎むよう注意が必要」（富岡市随意契約ガイドライン）とされる。

富岡市のガイドラインを用いたが、これは当然に前橋市でも当てはまることである。

これら業務を原則の競争入札に付すことは、諸事情から現実的ではなく、随意契約となることも理解はできる場所である。その代わりに、であるからこそ、随意契約の内容・金額は精査する必要がある。

(問題点)

委託先の見積書を特に精査することなく見積書記載金額を委託金額としている。

(改善案)

随意契約は契約の例外的な取り扱いであることをよく認識し、見積書項目を精査する必要がある。

⑭ 計量について【監査結果】

課名	清掃施設課
事業名	乾電池等処理事業
契約名	スプレー缶等処理業務
契約の概要	市内で分別収集されたスプレー缶及びカセットボンベは市所有設備での処理が困難であるため委託先施設において適切に処理する。
契約先	岡安商事株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	単価契約 税込 143 円/kg
支払金額	13,715,130 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
備考	随意契約とした根拠は以下のとおりである。 本市登録業者のうち、スプレー缶等を適正に処理できる設備を保有し、本市の実績がある唯一の業者であるため（前橋市契約規則第 17 条第 1 項ただし書きを適用）

(現状)

危険ごみとしてコンテナで分別収集されたスプレー缶等を荻窪清掃工場において収集し、受注者が専門の処理施設で安全に破砕等の処理を行い、有価物の回収・処分を行う業務である。専門処理施設を持つ業者が限られていることから随意契約となっており、また、1kg 当たりの単価契約を締結している。

スプレー缶処理業務仕様書上、以下のように定められている。

6 算定方法

- (1) 本契約は、運搬および処理した重量 1kg ごとに算定する単価契約とする。
- (2) 計量は、受注者が所有する計量器を用いて計量した重量を基本とし、荻窪清掃工場から搬出する際は、同工場の計量器にて計量し、搬出時の記録を残すものとする。

このように、計量については、受注者が計量した重量を基本としつつも、市側も搬出時に計量し、それらを照らし合わせることが想定されている。

しかしながら、現実には受注者が計量した結果は市側に残されておらず、重量は専ら荻窪工場での計量に依っており、仕様書の規定に反している。

(問題点)

仕様書の規定に沿っていない。受注者側に計量結果を求めておらず、適切な処理を行わせる統制機能を欠いた状態となっている。

(改善案)

仕様書通りに、受注者の計量結果を徴取すべきである。

⑮ 仕様書に記載されている書類について【監査結果】

課名	清掃施設課
事業名	乾電池等処理事業
契約名	使用済み乾電池等処理業務
契約の概要	分別収集された使用済み乾電池等について、効率的かつ安全に運搬し、重金属類等の無害化処理を行うとともに、有用な金属類の再資源化を図ることで、最終処分量の削減と循環型社会への寄与を図る。
契約先	・野村興産株式会社（最終処分） ・株式会社アドバンティク・レヒューズ（荻窪工場での積み込み作業並びに報酬受領とりまとめ） ・日本通運株式会社 群馬支店（荻窪工場から倉賀野駅並びに北見駅又は北旭川駅から最終処分場までの運搬） ・日本貨物鉄道株式会社 鉄道ロジスティクス本部（倉賀野駅から北見駅又は北旭川駅までの運搬）
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	単価契約 税込 121 円/kg
支払金額	11,057,222 円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
備考	随意契約とした根拠は以下のとおりである。 本市登録業者のうち、使用済み乾電池等に含まれる水銀のリサイクルを行っている唯一の業者であるため。

(現状)

危険ごみとしてコンテナで分別収集された乾電池等を荻窪清掃工場において収集し、北海道にある最終処分場まで運搬し、処理をする業務である。専門処理施設を持つ業者が限られてい

ることから随意契約となっており、1kg 当たりの単価契約を締結している。また、最終処分場までの運搬は各々別業者が請け負っているが、報酬の支払い及びとりまとめは市内にある株式会社アドバンティク・レヒューズが執り行い、市は、当該業者に報酬を一括で支払い、残りの業者に報酬を分配している。

この乾電池等処理業務の仕様書上、以下のように定められている。

7 提出書類

受注者は、業務を履行するに当たり、次に掲げる書類をあらかじめ提出し、承認を得ること。

- (1) 使用済み乾電池等の運搬、中間処理及び再資源化等の行程を行う各施設の設置者及び処理方法、処理能力等を証する書類（許可証の写し、売買契約書の写し等）
- (2) 水銀の処理について、毒物劇物製造業登録票、毒物劇物販売業登録票及び水銀のリサイクルをしていることを示す書類
- (3) 現場責任者や従事者等、作業における管理体制を記載した書類
- (4) 運搬車両一覧表
- (5) その他本市が指示するもの

上記のうち (1)、(2) については市に提出・承認されていたが、(3)、(4) については提出がなされていなかった。((5) については特にない)

(問題点)

仕様書の規定が守られていない。仕様書に定める意図は、これら書類を徴取することで適正な業務を行わせることにあると考えられるが、ないがしろにされている。

(改善案)

仕様書通りの書類を徴取すべきである。

(2) 契約書類等を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の契約について契約書類を確認したが、監査結果及び意見として、特筆すべき事項はなかった。

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場維持整備事業
契約名	荻窪清掃工場回転式破砕機維持整備工事
契約の概要	経年劣化による補修
契約先	日立造船株式会社 東京本社
契約の方法	特命随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

契約金額	40,370,000 円
支払金額	40,370,000 円
契約日	令和 4 年 7 月 7 日
契約期間	令和 4 年 7 月 8 日～令和 5 年 3 月 6 日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>随意契約予定業者による独自の特殊技術により設計・製造されているため、技術的知識、既存設備の状態・構造等の情報がなければ、工事が正確かつ安全・迅速に施工することができないため。</p>

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場維持整備事業
契約名	荻窪清掃工場ごみクレーン補修工事
契約の概要	機能維持のため消耗部品の交換
契約先	富士ホイスト工業株式会社
契約の方法	特命随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	9,900,000 円
支払金額	9,900,000 円
契約日	令和 4 年 9 月 7 日
契約期間	令和 4 年 9 月 8 日～令和 5 年 2 月 28 日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>本工事の対象設備を既設の施工業者以外の者が工事施工を行った場合、そのほかの既設設備に支障をきたすおそれがあること、また、クレーンの安全性に係る責任の所在が不明確になるため。</p>

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場維持整備事業
契約名	荻窪清掃工場N o 2 破砕物コンベヤほか補修工事
契約の概要	経年劣化によるものへの補修

契約先	三晃メンテクス株式会社
契約の方法	条件付一般競争入札
契約金額	7,700,000 円
支払金額	7,700,000 円
契約日	令和4年9月5日
契約期間	令和4年9月7日～令和5年3月13日

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場維持整備事業
契約名	第4水処理施設維持補修工事
契約の概要	経年劣化した機器の交換と整備
契約先	環境システム株式会社
契約の方法	条件付一般競争入札
契約金額	16,940,000 円
支払金額	16,940,000 円
契約日	令和4年8月22日
契約期間	令和4年8月24日～令和5年2月28日

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場維持整備事業
契約名	前橋市最終処分場監視設備更新工事
契約の概要	経年劣化による不具合の為、機器の更新
契約先	有限会社群馬通信機サービス
契約の方法	条件付一般競争入札
契約金額	5,830,000 円
支払金額	5,830,000 円
契約日	令和4年10月25日
契約期間	令和4年10月27日～令和5年2月28日

課名	清掃施設課
事業名	ペットボトル選別処理施設運営事業
契約名	ペットボトル選別処理施設減容器補修工事
契約の概要	経年劣化による不具合があるため補修を行うもの
契約先	株式会社ウィズウェイストジャパン
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	660,000 円
支払金額	660,000 円
契約日	令和 5 年 2 月 22 日
契約期間	令和 5 年 2 月 22 日～令和 5 年 3 月 13 日

課名	清掃施設課
事業名	ペットボトル選別処理施設運営事業
契約名	ペットボトル選別処理施設No.1 結束機補修工事（緊急）
契約の概要	結束機が故障したため処理機能を回復させるため緊急で補修工事を行うもの
契約先	株式会社ウィズウェイストジャパン
契約の方法	緊急工事
契約金額	270,600 円
支払金額	270,600 円
契約日	令和 4 年 11 月 22 日
契約期間	令和 4 年 11 月 22 日～令和 5 年 1 月 16 日

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場維持整備事業
契約名	前橋市最終処分場ほか水質検査業務
契約の概要	前橋市最終処分場浸出水処理施設より公共用水域に排出される浸出水等の水質分析
契約先	株式会社環境技研 前橋営業所
契約の方法	指名競争入札
契約金額	3,723,500 円
支払金額	3,723,500 円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場維持整備事業
契約名	荻窪清掃工場回転式破砕機供給フィーダほか内部清掃点検業務
契約の概要	機器の清掃と保守点検
契約先	三晃メンテクス株式会社
契約の方法	指名競争入札
契約金額	2,585,000 円
支払金額	2,585,000 円
契約日	令和4年6月9日
契約期間	令和4年6月13日～令和5年3月27日

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場運営事業 最終処分場運営事業
契約名	荻窪清掃工場ほか植栽管理業務
契約の概要	荻窪清掃工場及び前橋最終処分場の植栽管理

契約先	株式会社高橋造園土木
契約の方法	指名競争入札
契約金額	5,940,000 円
支払金額	5,940,000 円
契約日	令和4年7月22日
契約期間	令和4年7月27日～令和5年3月27日

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場運営事業
契約名	第4水処理施設ほか運転管理業務
契約の概要	第1、第3、第4、堀越埋立地の浸出水処理施設の運転管理業務
契約先	環境システム株式会社
契約の方法	指名競争入札
契約金額	35,200,000 円
支払金額	35,200,000 円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場運営事業
契約名	第4水処理施設膜分離装置膜交換業務
契約の概要	第4水処理施設の膜分離装置の膜交換
契約先	環境システム株式会社
契約の方法	指名競争入札
契約金額	8,800,000 円
支払金額	8,800,000 円
契約日	令和4年9月26日
契約期間	令和4年9月28日～令和5年2月24日

課名	清掃施設課
事業名	資源化推進・最終処分場延命化事業
契約名	令和4年度分別基準適合物の引き渡し及び再商品化業務
契約の概要	容器包装リサイクル法に基づき、本市で分別収集を行っているガラスびん及びプラスチック製容器包装並びにペットボトルの引取り及び再商品化を同法に基づく指定法人に委託し、安全かつ適正にごみの資源化を図るもの。
契約先	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
契約の方法	特命随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	655,816円
支払金額	655,816円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>「容器包装リサイクル法」に基づき、本市で分別収集を行っているガラスびん及びプラスチック製容器包装並びにペットボトルの引取りと再商品化業務を同法に基づく指定法人に委託することにより、市町村が独自に再商品化を行うよりも安く処理できるとともに、安全かつ適正にごみの資源化を図ることができるため。</p>

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場運営事業
契約名	-
契約の概要	粗大ごみ処理施設 プラスチック梱包機械等用部品
契約先	三晃メンテクス株式会社
契約の方法	-
契約金額	-
支払金額	380,710円
契約日	令和4年6月30日

課名	清掃施設課
事業名	荻窪清掃工場運営事業
契約名	-
契約の概要	スポットクーラー
契約先	株式会社マエキ 本社F A部
契約の方法	-
契約金額	-
支払金額	254,430 円
契約日	令和4年5月30日

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場運営事業
契約名	-
契約の概要	前橋市最終処分場第4水処理施設生物槽用部品購入
契約先	環境システム株式会社
契約の方法	-
契約金額	-
支払金額	506,880 円
契約日	令和5年3月6日

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場運営事業
契約名	-
契約の概要	荻窪最終処分場第4水処理施設維持管理用部品
契約先	環境システム株式会社
契約の方法	-
契約金額	-
支払金額	457,600 円
契約日	令和4年8月4日

課名	清掃施設課
事業名	最終処分場運営事業
契約名	-
契約の概要	電気導電率計電源ユニット
契約先	利根電気工事株式会社
契約の方法	-
契約金額	-
支払金額	99,000 円
契約日	令和 4 年 10 月 31 日

課名	清掃施設課
事業名	清掃施設管理事業
契約名	六供町コミュニティクラブ浴槽用塩素滅菌装置交換工事
契約の概要	装置から塩素漏れが発生したため補修
契約先	パナソニック関東設備株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	330,000 円
支払金額	330,000 円
契約日	令和 4 年 4 月 14 日
契約期間	令和 4 年 4 月 14 日～令和 4 年 6 月 13 日

課名	清掃施設課
事業名	清掃施設管理事業
契約名	六供町コミュニティクラブ暖房循環ポンプ交換修繕
契約の概要	暖房循環ポンプから漏水し六供町コミュニティクラブ体育館の暖房機能が低下しているため機能回復を図るもの
契約先	パナソニック 関東設備株式会社
契約の方法	随意契約

随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	330,000 円
支払金額	330,000 円
契約日	令和 5 年 1 月 24 日
契約期間	令和 5 年 1 月 25 日～令和 5 年 2 月 27 日

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場焼却炉ほか維持整備工事
契約の概要	消耗機器の交換を行い施設の機能維持をはかるもの
契約先	J F E エンジニアリング株式会社
契約の方法	特命随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	67,496,000 円
支払金額	67,496,000 円
契約日	令和 4 年 7 月 25 日
契約期間	令和 4 年 7 月 26 日～令和 5 年 3 月 15 日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>本工場は、ごみ焼却時の排熱を利用した発電設備を持つ施設であることから、ごみの焼却から排ガス・焼却灰の排出までのプラント全体の処理工程を考慮した独自の技術により設計、製造されている。そのため、本工事の対象装置を既設の施工業者以外の者が工事施工を行った場合、そのほかの既設設備に支障をきたすおそれがあること、また、燃焼性能及び排ガス処理の性能値確保等に係る責任の所在が不明確になる。そのため、現場に精通している当業者と随意契約するものである。</p>

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場電気計装設備補修工事
契約の概要	機器の更新工事
契約先	東芝インフラシステムズ株式会社
契約の方法	特命随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	6,490,000円
支払金額	6,490,000円
契約日	令和4年5月17日
契約期間	令和4年5月18日～令和5年3月15日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>当業者は、電気計装設備の設置を行ったメーカーのメンテナンス会社であり、保守・点検を実施しており、現場及び本設備等を熟知している唯一の業者である。</p> <p>同一施工者以外の者に施工させた場合、焼却炉の運転に著しい支障をきたし、ひいては焼却ができなくなり、本市のごみ処理が滞ってしまうおそれがある。また、瑕疵担保責任も不明確となることから随意契約としたもの。</p>

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場焼却炉附帯装置補修工事
契約の概要	消耗機器の交換を行い施設の機能維持をはかるもの
契約先	株式会社群馬機械
契約の方法	条件付一般競争入札
契約金額	5,335,000円
支払金額	5,335,000円
契約日	令和4年8月2日
契約期間	令和4年8月24日～令和5年2月28日

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場データ処理室空調設備改修工事
契約の概要	水冷式パッケージ形空調機老朽による更新
契約先	茂木設備工業株式会社
契約の方法	条件付一般競争入札
契約金額	5,225,000 円
支払金額	5,225,000 円
契約日	令和4年7月5日
契約期間	令和4年7月7日～令和4年11月7日

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場クレーン補修工事
契約の概要	機能維持のため消耗部品の交換
契約先	富士ホイスト工業株式会社
契約の方法	特命随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	3,960,000 円
支払金額	3,960,000 円
契約日	令和4年11月21日
契約期間	令和4年11月22日～令和5年3月15日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>本工事の対象設備を既設の施工業者以外の者が工事施工を行った場合、そのほかの既設設備に支障をきたすおそれがあること、また、クレーンの安全性に係る責任の所在が不明確になる。そのため、既設設備の設計・施工を行ったメーカーであり、技術的知識及び構造等の情報を有しており、現場に精通している下記業者と随意契約するもの。</p>

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場灰梱包設備搬送コンベヤ修繕工事（緊急）
契約の概要	焼却灰搬送コンベヤが切断したため緊急に修繕するもの
契約先	環境システム株式会社
契約の方法	緊急工事
契約金額	715,000 円
支払金額	715,000 円
契約日	令和 4 年 8 月 8 日
契約期間	令和 4 年 8 月 2 日～令和 4 年 8 月 31 日（緊急工事のため 施工開始日以後に本契約締結）

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場高温水管補修工事（緊急）
契約の概要	六供温水プールに熱供給している高温水管の漏洩修繕
契約先	パナソニック関東設備株式会社
契約の方法	緊急工事
契約金額	506,000 円
支払金額	506,000 円
契約日	令和 5 年 1 月 6 日
契約期間	令和 5 年 1 月 6 日～令和 5 年 3 月 24 日

課名	清掃施設課
事業名	（ごみ焼却）清掃施設環境調査測定事業
契約名	六供清掃工場排ガス・焼却灰等分析業務
契約の概要	六供清掃工場の排ガス・焼却灰の分析及びダイオキシン類 の濃度測定
契約先	株式会社環境技研 前橋営業所

契約の方法	指名競争入札
契約金額	4,620,000 円
支払金額	4,620,000 円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

課名	清掃施設課
事業名	(ごみ焼却) 清掃施設環境調査測定事業 (不燃ごみ処理) 清掃施設環境調査測定事業
契約名	六供清掃工場ほかダイオキシン類作業環境測定業務
契約の概要	六供清掃工場及び前橋市、富士見の各最終処分場のダイオキシン類作業環境の測定
契約先	株式会社環境技研 前橋営業所
契約の方法	指名競争入札
契約金額	2,952,400 円
支払金額	2,952,400 円
契約日	令和4年6月23日
契約期間	令和4年7月1日～令和5年3月31日

課名	清掃施設課
事業名	(ごみ焼却) 清掃施設環境調査測定事業 (不燃ごみ処理) 清掃施設環境調査測定事業
契約名	六供清掃工場排ガス・焼却灰等分析業務
契約の概要	六供清掃工場、富士見クリーンステーションで保有するガス測定器等の点検業務
契約先	株式会社川浦新星堂
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	379,500 円

支払金額	379,500 円
契約日	令和 4 年 9 月 27 日
契約期間	令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>本市登録業者のうち市内業者であり、過去の点検実績も豊富であるため。</p>

課名	清掃施設課
事業名	資源化推進・最終処分場延命化事業
契約名	焼却灰の運搬及び処理処分・資源化業務
契約の概要	焼却灰（主灰）の運搬及び処理処分・資源化業務
契約先	ツネイシカムテックス株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	主灰:36,300 円/ t、飛灰:47,850 円/ t
支払金額	76,747,177 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>焼却灰の資源化については、様々な技術が研究・開発されているが、工法上の費用面から人口砂が他に比べ圧倒的に費用面で有利である。本業務については、過去に条件付一般競争入札を実施していたが、すべて人口砂の工法業者が落札しており、競争性がないため、1 者見積もりとするもの。</p>

課名	清掃施設課
事業名	清掃施設管理事業
契約名	六供コミュニティクラブ建設実施設計業務
契約の概要	コミュニティクラブ新設の為の実施設計委託
契約先	株式会社仲設計
契約の方法	条件付き一般競争入札
契約金額	8,800,000 円
支払金額	8,800,000 円
契約日	令和4年6月21日
契約期間	令和4年6月23日から令和5年1月25日

課名	清掃施設課
事業名	清掃施設管理事業
契約名	六供町コミュニティクラブ昇降機設備保守点検業務
契約の概要	エレベータの年間保守点検
契約先	三菱電機ビルテクノサービス株式会社関越支社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施工令第167条の第2第1項第2号
契約金額	541,200 円
支払金額	541,200 円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>昇降機設備については、機能維持を図り、事故等の防止に努めるものになる。不具合発生時、迅速に原因調査及び修理が必要になり、代替機器や交換部品の手配を行うことも必要である。また本業務対象機器のハード及びソフトを作成したメーカーのメンテナンス会社以外に本業務を行った場合、既存の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。また瑕疵担保責任の範囲も不明確となることとなるため。</p>

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場定期事業者検査対象装置点検整備業務
契約の概要	焼却炉等設備の電気事業法第 55 条に基づく定期事業者検査のための整備
契約先	J F E エンジニアリング株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	93,698,000 円
支払金額	93,698,000 円
契約日	令和 4 年 7 月 13 日
契約期間	令和 4 年 7 月 14 日～令和 5 年 3 月 15 日まで
備考	<p>随意契約とした根拠は以下のとおりである。</p> <p>本業務対象設備は、ごみ焼却施設のプラント全体の処理工程を考慮した独自の技術により設計、製造されているため、設備の詳細な構造等の技術的情報を有していなければ適正に履行することが困難であることから既存設備の設計・施工を行い、プラント全体の技術的知識及び構造等の情報を有しており、現場に精通している業者と契約するため。</p>

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場焼却炉内部清掃業務
契約の概要	六供清掃工場の炉内清掃
契約先	株式会社群馬機械
契約の方法	指名競争入札
契約金額	5,280,000 円
支払金額	5,280,000 円
契約日	令和 4 年 6 月 27 日
契約期間	令和 4 年 6 月 29 日～令和 5 年 2 月 28 日

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場第一種圧力容器性能検査整備業務
契約の概要	ボイラーの圧力容器の性能検査
契約先	三晃メンテクス株式会社
契約の方法	指名競争入札
契約金額	3,080,000 円
支払金額	3,080,000 円
契約日	令和4年5月24日
契約期間	令和4年5月25日～令和4年11月30日

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場2号ボイラー水圧試験業務
契約の概要	焼却炉の損傷の有無の調査
契約先	株式会社群馬機械
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	473,000 円
支払金額	473,000 円
契約日	令和5年1月23日
契約期間	令和5年1月27日～令和5年2月28日
備考	随意契約とした根拠は以下のとおりである。 役務登録業者であり、本業務を実施するための技術力を有しているため選定するもの。

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場維持整備事業、荻窪清掃工場維持整備事業
契約名	六供清掃工場・荻窪清掃工場クレーン点検業務
契約の概要	クレーン規則に基づく年次点検、機能確認
契約先	富士ホイスト工業株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	8,470,000円
支払金額	8,470,000円
契約日	令和4年11月24日
契約期間	令和4年11月25日～令和5年2月28日
備考	随意契約とした根拠は以下のとおりである。 保有するクレーンの製造メーカーでなければ、本業務を履行できないため。

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場運営事業
契約名	六供清掃工場有害ガス分析装置保守点検業務
契約の概要	六供清掃工場の有毒ガス分析装置の性能維持のための保守点検
契約先	環境計測株式会社 北関東事業所
契約の方法	指名競争入札
契約金額	8,415,000円
支払金額	8,415,000円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場運営事業
契約名	六供清掃工場清掃業務
契約の概要	六供清掃工場の管理棟及び工場棟の清掃業務
契約先	上毛資源株式会社
契約の方法	指名競争入札
契約金額	5,027,000 円
支払金額	5,027,000 円
契約日	令和3年4月1日
契約期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場運営事業
契約名	—
契約の概要	雑設備部品
契約先	株式会社菱晃産業
契約の方法	売買契約
契約金額	292,930 円
支払金額	292,930 円
契約日	令和5年3月13日

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場運営事業
契約名	—
契約の概要	雑設備部品
契約先	株式会社群馬機械
契約の方法	売買契約
契約金額	7,500 円
支払金額	7,500 円
契約日	令和 4 年 4 月 14 日

課名	清掃施設課
事業名	六供清掃工場運営事業
契約名	—
契約の概要	雑設備部品
契約先	株式会社群馬機械
契約の方法	売買契約
契約金額	440 円
支払金額	440 円
契約日	令和 5 年 3 月 13 日

8. 歳入について

(1) 環境森林課

● 絆でつなぐ環境基金繰入額

細節名	細々節名	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	調定額
絆でつなぐ 環境基金繰 入額	—	50,012,000	△1,348,000	48,664,000	44,436,658

(内容)

前橋市絆でつなぐ環境基金は、市民及び地域の絆をつなぐことにより、地球温暖化対策及び震災等による被害を受けた地域の環境再生等を推進するために積み立てられた基金である。環境に関する支出の純額（支出－収入）に相当する金額について、環境基金を取り崩し、基金から一般会計へ繰り入れた金額は以下のとおりである。

課名	細事業名	基金繰入額	備考	注
環境森林課	自然環境調査委託料	9,020,000		
環境森林課	まえばし環境家族	629,640		
環境森林課	環境の学び舎事業 環境セミナー、CCセミナー	125,667		
環境森林課	新エネ・省エネ機器設置費助成金	5,080,000		✓
環境森林課	ぐんま緑の県民基金事業補助金（市単費分）	385,000		
ごみ政策課	資源・ごみ収集カレンダー作成委託料	890,276	事業費-広告収入	✓
ごみ政策課	資源・ごみ分別アプリ使用料	121,200	事業費-広告収入	✓
ごみ政策課	ごみ減量化機器購入費助成	902,600		✓
ごみ収集課	ごみ集積場所飛散防止ネット	1,061,000		
ごみ収集課	有価物集団回収事業実施自治体奨励金（回収実績奨励金）	6,023,770	回収見込量×1円	✓
ごみ収集課	有価物集団回収事業回収業者助成金	10,745,905	助成金交付見込×1/2	✓
ごみ収集課	前橋駅トイレLED照明器具交換工事	595,000		✓
公園管理課	公園愛護会報奨金	5,424,600		

務所				
子育て施設課	外付け日よけ設置工事	1,800,000		
生活課	前橋市町内集会施設等整備費補助金（LED分のみ）	1,632,000		
	合計	44,436,658		

注：✓は、今回の包括外部監査で監査対象となっている事業である。

（監査結果及び意見）

特筆すべき事項なし

● 新エネルギー発電事業収入

細節名	細々節名	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	調定額
新エネルギー発電事業収入	—	19,578,000	24,915,000	44,493,000	40,616,668

（内容）

新エネルギー発電事業特別会計より受け入れた繰入金である。一般会計にて繰り入れたのち、その同額とこれから配当される基金利子等を合わせて「前橋市絆でつなぐ環境基金」に積み立てるものである。

内訳としては、太陽光発電事業収入 18,736,144 円（堀越町太陽光発電事業 6,538,043 円、荻窪町太陽光発電事業 4,742,834 円、粕川町中之沢太陽光発電事業 7,455,267 円）、小水力発電事業収入 8,115,472 円、新エネルギー発電使用料 10,500 円、前年度繰越金 13,754,552 円である。

（監査結果及び意見）

特筆すべき事項なし

● 荻窪町太陽光発電所売電収入

細節名	細々節名	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	調定額
荻窪町太陽光発電所売電収入	—	43,251,000	△82,000	43,169,000	37,072,328

（内容）

平成 27 年 3 月 31 日に東京電力と売電契約を行い、以降は 1 年ごとの自動更新である。他者と新たな契約を結び直すと、売電単価が下がってしまうことから、他者との契約は現状検討し

ていない。

過去3年間の収支は以下のとおりであり、20年経過後の撤去費は17,300千円を見込んでいる。

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
【歳入】			
売電収入	44,886	44,491	37,072
【歳出】			
光熱水費	80	83	114
施設修繕費	-	39	-
リース料	29,937	29,937	29,937
小計	30,017	30,060	30,051
差引	14,869	14,431	7,020

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

● 赤城山小水力太陽光発電所売電収入

細節名	細々節名	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	調定額
赤城山小水力太陽光発電所売電収入	—	31,817,000	4,382,000	36,199,000	37,004,377

(内容)

当初、平成29年6月30日受給開始予定で東京電力と売電契約を行い、現在は5月10日満了の1年ごとの自動更新である。他者と新たな契約を結び直すと、売電単価が下がってしまうことから、他者との契約は現状検討していない。

過去3年間の収支は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
【歳入】			
売電収入	34,250	32,502	37,004
【歳出】			
光熱費	107	110	114

通信運搬費	253	253	252
施設管理委託料	3,255	2,568	4,176
樹木管理委託料	-	-	209
土地賃借料	3	3	3
水利権及び用水使用料	603	603	603
整備工事	330	-	-
補修工事費	-	418	244
元金償還金	22,631	22,631	22,631
償還金利子	991	935	878
小計	28,176	27,524	29,115
差引	6,073	4,978	7,888

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

● 堀越町太陽光発電所売電収入

細節名	細々節名	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	調定額
堀越町太陽光発電所売電収入	—	36,665,000	2,766,000	39,431,000	35,911,920

(内容)

平成25年8月20日に東京電力と売電契約を行い、以降は1年ごとの自動更新である。他者と新たな契約を結び直すと、売電単価が下がってしまうことから、他者との契約は現状検討していない。

過去3年間の収支は以下のとおりであり、20年経過後の撤去費は10,500千円を見込んでいる。

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
【歳入】			
売電収入	39,788	40,866	35,911
【歳出】			
光熱水費	35	31	39
施設修繕費	32	-	-

リース料	20,286	20,286	20,286
小計	20,353	20,317	20,325
差引	19,435	20,549	15,586

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

● 粕川町中之沢太陽光発電所売電収入

細節名	細々節名	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	調定額
粕川町中之沢太陽光発電所売電収入	—	23,155,000	1,010,000	24,165,000	23,764,351

(内容)

平成27年3月31日に東京電力と売電契約を行い、以降は1年ごとの自動更新である。他者と新たな契約を結び直すと、売電単価が下がってしまうことから、他者との契約は現状検討していない。

過去3年間の収支は以下のとおりであり、20年経過後の撤去費は8,700千円を見込んでいる。

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
【歳入】			
売電収入	24,740	21,297	23,764
【歳出】			
光熱水費	127	126	132
施設修繕費	-	39	-
リース料	13,867	13,867	13,867
小計	13,995	14,032	14,000
差引	10,745	7,264	9,764

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

● 前年度繰越金

細節名	細々節名	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	調定額
前年度繰越金	—	1,000	13,857,000	13,858,000	13,858,982

(内容)

新エネルギー発電事業特別会計における令和3年度決算余剰金を繰り越したものである。新エネルギー発電事業特別会計は、環境森林課、学校教育課、図書館から構成されている。

内容は、事故繰越額 198,000 円及び翌年度繰越額 13,858,982 円である。このうち環境森林課 13,754,552 円は令和4年度の収益と合わせて「絆でつなぐ環境基金」に積み立てし、図書館 104,430 円は令和4年度の収益と合わせて一般会計に繰り出し、富士見支所で支出している光熱水費（図書館分を含む）に財源充当する。なお、学校教育課の繰越はない。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

● 急速充電器運営支援金

細節名	細々節名	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	調定額
急速充電器運営支援金	—	1,842,000	△16,000	1,826,000	1,826,868

(内容)

現在、道の駅などにEV急速充電器を4基設置している。これに対して、合同会社日本充電サービス（以下「NCS」という。）とEV急速充電器の課金運用に係る加盟店契約を締結していたが、令和3年4月1日よりNCSから事業承継された株式会社 e-Mobility Power との契約に変更となった。

3基（道の駅赤城の恵（あいのやまの湯）、粕川支所、城南支所）は急速充電器維持等権利金の契約となっており、富士見温泉の1基は急速充電器運営支援金の契約となっている。

令和4年度の収入は以下のとおり。

納入日	金額	摘要
令和4年5月31日	2,695 円	富士見温泉
令和4年6月27日	151,519 円	富士見温泉
令和4年9月26日	1,672,654 円	道の駅赤城の恵、城南支所、粕川支所
合計	1,826,868 円	

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

● 環境対策寄附金

細節名	細々節名	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	調定額
環境対策寄附金	—	0	400,000	400,000	400,000

(内容)

「ぐんぎんSDGs 私募債」発行に伴う寄付の受け入れである。「前橋市絆でつなぐ環境基金」に積立を行い、寄付者の意向に沿った環境施策を実施する際に取崩し、事業費に充当する。なお、寄付者の意向により、寄付受入に係る贈呈式及び市広報「寄付」欄への掲載は行わないこととした。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

(2) ごみ政策課

● 地域し尿処理施設使用料

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
地域し尿処理施設使用料	—	46,000,000	46,000,000	44,548,674

(内容)

前橋市公営企業管理者が各利用者から徴収しており、ごみ政策課は前橋市公営企業管理者に請求を行っている。毎月、収納率を算出しており、令和3年度以前の未納額は令和3年度分の312,984円のみであるが、すべて納付済みとなっている。

(監査結果)

特筆すべき事項なし

● 刊行物等広告料

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
雑入	刊行物等広告料	1,530,000	2,490,000	2,490,000

(内容)

「家庭用資源・ごみ収集カレンダー」の広告掲載料である。内訳は、令和5年上半期掲載分1,200,000円(19者)、令和4年度下半期掲載分1,200,000円(17者)、令和4年度ごみ分別周知サービス「さんあ〜る」(アプリ)広告掲載分90,000円(3者)となっている。

(監査結果)

特筆すべき事項なし

(3) ごみ収集課

● 浄化槽保守点検業登録等申請手数料

細節名	細々節名	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	調定額
浄化槽保守点検業登録等申請手数料	—	571,000	30,000	601,000	601,000

(内容)

「前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」において、浄化槽法第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録の制度に関し、必要な事項を定めている。当該業務は、群馬県が実施していたが、中核市移行に伴い前橋市が実施することになったものである。

登録の有効期間は、当該登録を受けた日から起算して3年であるが、最初の登録に係る有効期間は、当該登録を受けた日から起算して2年を経過した日後の最初の9月30日までである。登録の申請手数料は1件につき31,000円、更新登録の申請手数料は1件につき30,000円であり、令和4年度は新規登録が1件、更新登録が19件であり、規程どおりに入金がなされていた。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

● 動物の死体処理手数料

細節名	細々節名	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	調定額
動物の死体処理手数料	—	424,000	△62,000	362,000	377,280

(内容)

市では、家庭で飼育していた犬や猫などの小動物の死体について、六供清掃工場に自己搬入した場合には手数料1,050円、戸別収集の場合には手数料2,120円を徴収している。自己搬入の場合は、清掃施設課が担当であり、戸別収集の場合には、ごみ収集課が担当である。

業者が先方に出向いた際に、住所と名前を聞いて、業者が納付書に記載をして振込を依頼する。納付期限は死体収集運搬日から金融機関の5営業日後である。金額が僅少であり、延滞金が発生したことはない。令和4年度の発生件数は174件であり、全て入金されていることを確認した。

しかし、過去には、令和2年4月14日に猫を収集した事例で、電話及び訪問をしても先方と連絡がつかず、簡易書留を送付したが、宛先不明により返送された。このため、債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき（前橋市債権の管理に関する条例第10条第3号）に基づき、令和5年3月29日に徴収停止の決議がなされた事例がある。ただし、徴収停止はしたものの、時効は令和7年10月23日であり、まだ不能欠損は行っていない。

また、令和5年度には、7月12日及び8月9日に収集したが、令和5年10月10日現在、入金がなされていない事例がある。当該債権は、非強制徴収公債権であることから、回収に対して限界がある。

(監査結果及び意見)

① 収集対象の明確化について【意見】

(現状)

本事業における収集対象は、家庭で飼育していた小動物が対象であり、企業で飼育していた小動物は事業系ごみとなり対象外である。

しかし、令和4年度の領収書綴りを閲覧したところ、以下の事例があった。

	領収書番号	領収書日付	内容
イ	2	令和4年4月5日	〇〇動物病院 〇〇〇〇
ロ	14	令和4年5月25日	△△△△株式会社 △△△△

(問題点)

業務上飼育している小動物は、収集の対象外でありながら、業務上ではないかと考えられる事例が2件あった。

イは、動物病院の院長が個人で飼育していたが、担当課が業者に送付した小動物死体収集運搬依頼票に誤解を招く記載があったことから、業者が名前を記載する時に誤って動物病院と記載したとのことである。市が業者に送付した依頼票には、通報者欄に「〇〇動物病院(〇〇〇〇様)」、特記事項欄に「〇〇〇〇様でございます」と記載されていた。本来、依頼票の通報者欄には「〇〇〇〇」と所有者の氏名のみを簡潔に記載すべきである。

ロは、個人で飼育していたが、働いているため勤務先に収集に行き、勤務先の名前と一緒に記載したとのことである。市が業者に送付した依頼票の通報者欄に「△△△△株式会社△△△△様」と記載されており、これに起因して業務上の収集物とみなされるような記載がなされた。

(改善案)

業務上飼育していた動物あるいは法人が飼育していた動物は、事業系ごみとして収集の対象外であることから、担当課は市民からの小動物の死体収集依頼の受付時に、個人で飼育している動物か事実を確認し、小動物死体収集運搬依頼票に正確に記載すべきであり、業者は納付書の宛先に注意を払う必要がある。依頼主ではなく業者が記入しているとのことであるため、業者に対して事業系ごみは対象外であることを周知徹底し、個人名で納付書に記載することを要請すべきである。特に、動物病院の場合には、判断が難しい事例も想定されることから、業務上か否か慎重に判断することが望ましい。

● 前橋市清掃車両広告契約 その1

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ収集運営事業
契約名	前橋市清掃車両広告契約
契約の概要	本市清掃車両に民間企業等の広告を掲載し、掲載料を徴収するもの
契約先	株式会社ヤマト
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	120,000円/台
支払金額	80,000円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和4年12月8日

● 前橋市清掃車両広告契約 その2

課名	ごみ収集課
事業名	ごみ収集運営事業
契約名	前橋市清掃車両広告契約
契約の概要	本市清掃車両に民間企業等の広告を掲載し、掲載料を徴収するもの
契約先	環境システム株式会社
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	120,000円/台
支払金額	240,000円
契約日	令和4年11月1日
契約期間	令和4年11月1日～令和5年10月31日

(内容)

前橋市清掃車両広告契約その1については、当初は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年契約を締結したが、その後、令和4年12月2日に、契約を締結している清掃車両が老朽化により使用することができなくなるため、契約期間を令和4年4月1日から令和4年12月8日までに変更し、残り4か月分の40,000円を還付した。また、前橋市清掃車両広告契約その2については、従来から契約している環境システム株式会社に対し、再度1年の契約更新を依頼して、令和4年11月1日より1年間、清掃車両広告契約を更新した。

(監査結果及び意見)

② 広告対象車両の残存使用年数等の提示について【意見】

(現状)

「前橋市広告掲載申込書」には、どの車両に掲載を希望するかの記載はなく、双方の話し合いにより車両が決定され、契約書に車両が明記される。

(問題点)

カーラッピングの費用は広告主が負担することから、出来るだけ新しい車両に広告を掲載し、長く使用したいというのが広告主の希望である。例えば、一度カーラッピングを行って5年間広告が掲載できるならば契約するが、1年で廃車になるならば契約しない可能性もあり、カーラッピングをした車両が残り何年走行可能であるかは、契約に際し重要な情報であると考えられる。

(改善案)

申込の段階で、該当車両の年式等を開示し、希望車両を記載することが望ましい。

③ ホームページにおける契約情報が不正確であることについて【意見】

(現状)

市のホームページによれば、監査時点(令和5年10月2日)における広告掲載が可能な車両は4台と記載されている。しかし、監査人がそれらの車両を確認したところ、そのうちの1台は、令和4年3月21日で契約が切れており、当該車両には令和5年2月9日より新たな契約が締結されていた。従って監査時点における広告掲載可能な車両は3台であった。しかし、市はこれを更新するのを失念していたため、令和5年10月2日時点で市のホームページには広告掲載可能な車両は4台と記載されていた。

(問題点)

広告掲載可能な車両のうち1台について令和4年3月21日に契約の期限が到来し、令和5年10月2日に新たな契約が締結されたにも関わらず、情報が更新されていないのは問題である。

(改善案)

広告掲載可能な車両について新たな契約又は解約等があった場合には、直ちに情報を更新することが望ましい。

●ごみ分別収集運搬事業 その1

課名	ごみ収集課
事業名	廃食用油売払い業務
契約名	ごみ分別収集運搬事業
契約の概要	ごみの減量化を図るため、家庭で排出された廃食用油を拠点収集し売却するもの
契約先	株式会社B D F 群馬事務所
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	8.8 円/kg
支払金額	67,386 円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(内容)

市が廃食用油拠点収集事業で収集した廃食用油の有効活用を図り、ごみの減量、資源化を推進する。

随意契約により上記業者と契約した理由は、引き取った廃食用油の再資源化を行うことが可能な業者であり、過去に同様の業務においても信頼がおける。また、廃食用油は各施設で1日当たりの排出量にばらつきがあるため、一定程度集まった時点で各施設担当者が業者へ収集依頼しているが、上記業者は、定期的に市内を巡回しており、緊急の収集依頼にも臨機応変に対応することができるため。

なお、随意契約にて8.8円/kgで契約しているが、その価格が妥当であるかを検証した。上記業者は1kgから買い取るが、一般的な業者は1kg程度の少量では買い取らないケースが多い。買い取り金額をホームページに記載している業者は少なく、個別交渉にて金額が決定するケースが多いが、検索した限りでは、5円/L、18L以上の買い取りで10円/L、一斗缶(18L)で100円などだが、概ね一斗缶以上の買い取りであることから、1kgからの買い取りであることを考えると、8.8円/kgは妥当な金額であると考えられる。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

●ごみ分別収集運搬事業 その2

課名	ごみ収集課
事業名	前橋市紙・衣類等分別収集事業及び前橋市紙・衣類等拠点回収事業に係る紙・衣類等の売買（単価契約）
契約名	ごみ分別収集運搬事業
契約の概要	全市域において実施する分別収集事業及び拠点回収事業において、市又は委託業者が収集した紙・衣類等を買受人に有償にて売却するもの。
契約先	前橋市再生資源事業協同組合
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	(1) 新聞紙（単価）5.50円 (2) 段ボール（単価）5.50円 (3) 雑誌（紙パック及び雑古紙を含む。）（単価）2.20円 (4) 衣類等（単価）2.20円
支払金額	4,470,906円
契約日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和4年6月30日

課名	ごみ収集課
事業名	前橋市紙・衣類等分別収集事業及び前橋市紙・衣類等拠点回収事業に係る紙・衣類等の売買（単価契約）
契約名	ごみ分別収集運搬事業
契約の概要	全市域において実施する分別収集事業及び拠点回収事業において、市又は委託業者が収集した紙・衣類等を買受人に有償にて売却するもの。
契約先	前橋市再生資源事業協同組合
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
契約金額	(1) 新聞紙（単価）5.50円 (2) 段ボール（単価）5.50円

	(3) 雑誌（紙パック及び雑古紙を含む。）（単価）2.20 円 (4) 衣類等（単価）2.20 円
支払金額	4,199,360 円
契約日	令和 4 年 6 月 28 日
契約期間	令和 4 年 7 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日

課名	ごみ収集課
事業名	前橋市紙・衣類等分別収集事業及び前橋市紙・衣類等拠点回収事業に係る紙・衣類等の売買（単価契約）
契約名	ごみ分別収集運搬事業
契約の概要	全市域において実施する分別収集事業及び拠点回収事業において、市又は委託業者が収集した紙・衣類等を買受人に有償にて売却するもの。
契約先	前橋市再生資源事業協同組合
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	(1) 新聞紙（単価）5.50 円 (2) 段ボール（単価）5.50 円 (3) 雑誌（紙パック及び雑古紙を含む。）（単価）2.20 円 (4) 衣類等（単価）2.20 円
支払金額	4,554,979 円
契約日	令和 4 年 9 月 29 日
契約期間	令和 4 年 10 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日

課名	ごみ収集課
事業名	前橋市紙・衣類等分別収集事業及び前橋市紙・衣類等拠点回収事業に係る紙・衣類等の売買（単価契約）
契約名	ごみ分別収集運搬事業
契約の概要	全市域において実施する分別収集事業及び拠点回収事業において、市又は委託業者が収集した紙・衣類等を買受人に有償にて売却するもの。
契約先	前橋市再生資源事業協同組合
契約の方法	随意契約
随意契約の場合その理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約金額	(1) 新聞紙（単価）5.50 円 (2) 段ボール（単価）5.50 円 (3) 雑誌（紙パック及び雑古紙を含む。）（単価）2.20 円 (4) 衣類等（単価）2.20 円
支払金額	3,999,501 円
契約日	令和 4 年 12 月 27 日
契約期間	令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

（内容）

市が、全市域において実施する分別収集事業及び拠点回収事業において、市又は委託業者が収集した紙・衣類等を買受人に有償にて売却する契約である。令和元年 12 月までは、市況契約としていたが、古紙等の単価の値動きが激しいため、令和 2 年 1 月より四半期ごとの単価契約としている。

前橋市再生資源事業協同組合との随意契約としている理由は、市内に所在する全ての古紙問屋が所属しており、全市域を対象に実施する紙・衣類等の分別収集及び拠点回収において、排出場所からの距離等最適な環境を提供できる唯一の業者であることによる。

実際の回収は、前橋市再生資源事業協同組合の各会員が行っている。

（監査結果及び意見）

特筆すべき事項なし

(4) 廃棄物対策課

●産業廃棄物処理業許可等申請手数料

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
産業廃棄物処理業許可等申請手数料	—	2,179,000	2,179,000	1,236,000

(内容)

産業廃棄物に係わる収集運搬業務許可・処分許可の申請に係わる手数料収入である。

(監査結果及び意見)

① 財務諸表基準適合チェック表の様式相違について【意見】

(現状)

優良産業廃棄物収集運搬業許可申請書1件を閲覧したところ、財務諸表基準適合チェック表の様式が、旧様式のものを使用されていた。

～参考～

環境省が発出している「優良産廃処理業者認定制度優良運用マニュアル」によると財務体質の健全性に係る基準は次のすべての条件を満たすことが必要とされている。

基準	概要
自己資本比率	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。 イ) 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること ロ) 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。
経常利益金額等	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること
税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること

- 「自己資本比率」とは、貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいう。
- 「営業利益金額等」とは、損益計算書上の営業利益金額に、売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額をいう。
- 損益計算書（及びその添付書類である売上原価明細書等）上で、減価償却費の額が明示的に記載されていない場合は、減価償却費の額はゼロとみなされる。

○「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益金額に、売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額をいう。

(問題点)

経常利益が黒字であったため、判定結果には影響しないものの減価償却費が計上されているにもかかわらず、零として判定されていた。

新様式があるにもかかわらず、旧様式を使用しており、規則の周知が不十分であることが疑われる。

(改善案)

規則の改正等があった場合には、職員に十分に周知する必要がある。

●一般廃棄物処理業許可等申請手数料

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
一般廃棄物処理業許可等申請手数料	—	928,000	928,000	946,500

(内容)

産業廃棄物に係わる収集運搬業務許可・処分許可の申請に係わる手数料収入である。

市では、一般廃棄物処理実施計画に基づき、平成 26 年度以降における一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、原則として行っていない。これは、以下のような理由によるものである。

本市におけるごみ処理量は、近年減少傾向にある一方、許可業者数は、全国的に見ても突出して多い状況となっています。

今後、清掃工場の延命化計画を進める上でも、更なるごみの減量が必要とされており、また、許可業者数の増加により過当競争が生じ、安易なごみの排出や不適正処理なども危惧されます。

このため、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可を制限することにより、本市のごみ発生量に合わせた適正な業者数への移行を目指すとともに、併せて、更なるごみの減量に取り組むものです。

注：前橋市HPより転載

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

(5) 清掃施設課

●搬入ごみ手数料（六供清掃工場）

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
搬入ごみ手数料（六供清掃工場）	—	362,995,000	377,307,000	378,342,720

(内容)

六供清掃工場に持ち込まれたごみの処分代金を利用者から徴収している。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

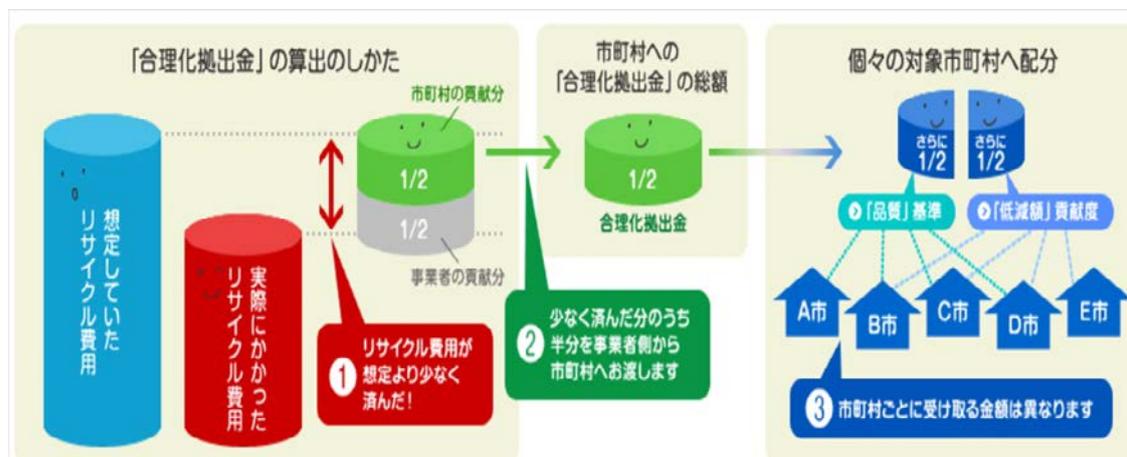
●再商品合理化拠出金収入

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
雑入	再商品合理化拠出金収入	50,341,000	90,016,935	90,016,935

(内容)

事業者や市町村、消費者が連携して、社会全体としてリサイクル（再商品化）の合理化・効率化に取り組むという考え方にに基づき、効率化が図られた場合は、その成果を事業者から市町村に拠出する、という「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第 10 条の 2 に規定されている連携の仕組みに基づいて公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から入金となったものである。

具体的には、想定していたリサイクル（再商品化）費用（＝想定額）よりも実際にかかったリサイクル（再商品化）費用（＝現に要した費用）が少なく済んだ場合に、その差額の 1/2 に相当する金額を、事業者側から市町村側に拠出する制度である。協会からそれぞれの市町村へ「品質」基準と、「低減額」貢献度に応じて、前年度分の支払いが実施される。



※なお、品質については、保管施設ごとに評価されます。

(出典：公益財団法人容器包装リサイクル協会ホームページ)

(監査結果)

特筆すべき事項なし

●六供清掃工場売電収入

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
雑入	六供清掃工場 売電収入	88,638,000	88,606,023	88,606,023

(内容)

アーバンエナジー株式会社との電力受給契約に基づいて売電した収入である。

市では、令和3年3月に策定した「前橋市地球温暖化防止実行計画 2021-2030」で市役所の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で31.8%削減することを目標としている。

その一環として、一般廃棄物焼却施設である六供清掃工場で廃棄物を処理する際に発生する熱を利用して発電した余剰電力について、一般送配電事業者が維持及び運営する送配電ネットワークを介して、市有施設に送電することで、公共施設における使用電力の低炭素化を図っている。

なお、事業者は、公募型プロポーザルによって選定している。



(出典：前橋市ホームページ)

(監査結果)

特筆すべき事項なし

●富士見クリーンステーション資源化アルミ及びスチール売却代

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
雑入	富士見クリーンステーション資源化スチール売却代	9,783,000	12,497,791	12,497,791
	富士見クリーンステーション資源化アルミ売却代	63,797,000	83,220,687	83,220,687

(内容)

富士見クリーンステーションに集積された資源化アルミ及びスチールの売却収入である。業者の選定は、資源化アルミ及びスチールをあわせて指名競争入札によって行っている。

(監査結果)

特筆すべき事項なし。

●六供清掃工場施設等整備事業債

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
六供コミュニティ施設整備事業債	—	6,700,000	3,900,000	3,900,000

(内容)

改修工事費用に充てるための事業債の発行である。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

●搬入ごみ手数料（荻窪清掃工場）

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
搬入ごみ手数料（荻窪清掃工場）	—	5,158,000	5,158,000	5,201,820

(内容)

荻窪清掃工場に持ち込まれたごみの処分代金を利用者から徴収している。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

● 荻窪清掃工場鉄屑売却代

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
雑入	荻窪清掃工場 鉄屑売却代	4,791,000	4,911,615	4,911,615

(内容)

荻窪清掃工場にて破砕処理した鉄屑等の売却収入である。

業者の選定は、1者随意契約によっている。その理由は、下記2点を満たす業者でないと荻窪清掃工場の操業に支障をきたし、これを満たす業者が近隣では1者のみだからである。

- ・ 荻窪清掃工場の構造上、破砕処理した金属を保管するホッパーは容量が少なく、1日に最大3回（午前2回、午後1回）の搬出を行わなければならない、この搬出回数に対応できる運搬車輛及び固有のリサイクルルート確保が見込まれる業者である必要があること。
- ・ 生きびん分別作業の性質上、買取業者がびんの種類ごとに専用ケース及びそのケースを載せるパレットを事前に用意しなければならない、保管場所の都合上、引取要請に即応できる必要があること

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし。

● 六供コミュニティ施設整備事業債

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
六供コミュニティ施設整備事業債	—	6,700,000	3,900,000	3,900,000

(内容)

改修工事費用に充てるための事業債の発行である。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

●市有施設移転補償金

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
雑入	市有施設移転補償金	6,000,000	3,520,000	3,520,000

(内容)

清掃施設課にて所管している六供町コミュニティクラブについて、隣接する下水道施設課による水質浄化センター更新事業のため、施設の移転が必要となった。その後、施設の建設実施設計業務を完了したことにより、事業費について市長部局と水道局との調整に基づき市長部局6割、水道局4割負担となり、水道局に対して費用負担請求を実施したものである。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

●電柱等土地使用料

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
電柱等土地使用料	—	117,000	1,024,000	1,024,820

(内容)

敷地内に建てられた電柱に対する土地使用料や、六供清掃工場焼却炉ほか内部清掃業務主任技術者及び作業員詰所の使用料などである。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

●廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金	—	752,000	752,000	752,400

(内容)

環境省の「令和4年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金」に基づき、補助金を申請している。内容としては、前橋市最終処分場及び富士見最終処分場の放射能測定業務である。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

●放射能対策経費損害賠償金

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
雑入	放射能対策経費損害賠償金	701,000	701,800	701,800

(内容)

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所及び福島第2原子力発電所の事故に伴う放射線の測定等により生じた損害（実費相当）に関する請求を行っている。
対象施設は、六供清掃工場及び前橋市最終処分場である。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

●搬入ごみ手数料（富士見クリーンステーション）

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
搬入ごみ手数料（富士見クリーンステーション）	—	544,000	495,000	483,840

(内容)

富士見クリーンステーションに持ち込まれたごみの処分代金を利用者から徴収している。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

●動物の搬入死体処理手数料

細節名	細々節名	当初予算額	補正後予算額	決算見込額
動物の搬入死体処理手数料	—	429,000	401,000	389,550

(内容)

小動物の死体が搬入された際に徴収している手数料である。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

9. 補助金

(1) 共通事項

① 補助金交付における暴力団排除条項が統一されていないことについて【意見】

(現状)

市では、市民が、安全に、安心して暮らせる社会を確保するために、暴力団の排除に関する基本的な施策として、前橋市暴力団排除条例を定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行されている。

(問題点)

補助金の交付にあたっては、前橋市暴力団排除条例をはじめとした各種法令等により、暴力団排除条項が付されることが多く見受けられるが、その排除方法は必ずしも統一されていない。例えば、次のような事例がある。

- 申請時に暴力団排除に関する「誓約書」の提出を求めるケース
- 交付要項にて「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員等でないことを条件としているケース
- 交付要項にて「前橋市暴力団排除条例」第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない者を条件としているケース

また、暴力団排除条項を付す場合と付さない場合があるが、その基準が明確となっていない。

(改善案)

利用者の利便性や事務の効率性の観点から、統一的な方針を検討し、一定の指針を作成することが望ましい。

(2) 令和 4 年度前橋市次世代炭素設備導入補助金事務の効率性

課名	環境森林課
種別	事業補助金
交付団体名	38 事業者 55 設備
交付目的	エネルギー価格高騰の影響を緩和するため、市内事業者に対し、省エネ化・脱炭素化を促進する設備導入費用の一部を補助するもの。
交付算定基準	対象経費の 2 分の 1 (上限 100 万円)
予算額	59,566,000 円 (10 月補正 40,000,000 円、3 月補正 19,566,000 円)
交付決定額	50,789,000 円
根拠法令名等	令和 4 年度前橋市次世代脱炭素設備導入補助金交付要項
細事業	次世代脱炭素設備導入補助事業

(内容)

本補助金の内訳は下記のとおりである。

(単位：件)

	交付	不交付	取下げ	計
太陽光発電設備	18	2	1	21
定置型蓄電池設備	9	2	1	12
外部給電機能付電動車	27	1	2	30
V2H	1	0	2	3
計	55	5	6	66

※不交付・取下げの理由は、条件に非該当による不交付や群馬県でも同じような補助金があり、そちらで補助を受けたための取下げた等がある。

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし。

(3) 令和4年度前橋市省エネ家電買換え補助金交付要項

課名	環境森林課
種別	事業補助金
交付団体名	補助金交付申請者 14,168 名
交付目的	家庭におけるエネルギー費用の負担軽減のため、省エネ性能の高い家電製品を買換えた個人に対し費用の一部を補助するもの。
交付算定基準	対象経費の3分の1(上限5万円)
予算額	578,013,000円 (10月補正460,000,000円、3月補正118,013,000円)
交付決定額	542,145,000円
根拠法令名等	令和4年度前橋市省エネ家電買換え補助金交付要項
細事業	省エネ家電買換え補助事業

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし。

(4) 令和4年度前橋市新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成金交付要項

課名	環境森林課
種別	事業補助金
交付団体名	補助金交付申請者 112 名
交付目的	家庭における地球温暖化対策及び新エネルギー・省エネルギーの普及促進を図るため
交付算定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池コージェネレーション：3 万円 ・定置用リチウムイオン蓄電池：蓄電容量 1kw あたり 1 万円（上限 5 万円） ・V2H（電気自動車充電設備）：5 万円
予算額	5,080,000 円 (3 月補正 80,000 円)
交付決定額	5,080,000 円
根拠法令名等	令和4年度前橋市新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成金交付要項
細事業	新エネ・省エネ機器導入補助事業

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし

(5) 令和4年度前橋市ごみ減量化器具購入費助成金交付要項

課名	ごみ政策課
種別	事業補助金
交付団体名	助成金交付請求者 123 名
交付目的	家庭内で発生する厨芥類（生ごみ）の減量とリサイクルを推進するため、ごみ減量化器具（生ごみ処理機）の購入費の一部を助成するもの
交付算定基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生ごみ処理容器:購入費の2分の1に相当する額（100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、3,000 円を限度とする 2. 電動式生ごみ処理機は、購入費の2分の1に相当する額（100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、10,000 円を限度とする
予算額	1,000,000 円

交付決定額	902,600円
根拠法令名等	令和4年度前橋市ごみ減量化器具購入費助成金交付要項
細事業	ごみ減量化器具購入助成金事業

(参考)

令和4年中の定期監査によって下記要望事項があり、現在は改善されている。

環境部定期監査結果に係る措置通知書(参考)

監査期間令和4年10月12日～11月25日

監査結果(指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び要望事項に対する考え方等
<p>補助金等交付事務について(要望事項)</p> <p>助成金交付申請書について</p> <p>ごみ減量化器具購入費助成金において、補助事業者が提出する交付申請書兼実績報告書には購入価格欄はあるが、交付申請額がないため、補助事業者が助成金額を自ら算出することなく、市が購入価格から算出した額で助成金を交付決定していた。</p> <p>そもそも補助金制度は、補助事業者が補助金交付を希望する額に対して、市が審査の上、適正と認める金額で交付決定を行うものであり、本件のように補助事業者が希望する金額を記載することもなく、市が一方的に金額を算出することは、補助金制度の趣旨から外れるものであると考え。</p> <p>補助金等交付規則には申請書の記載事項を定めていないが、交付を受けようとする補助金等の額(交付申請額)は、国の政令等では明記されており、補助金制度の趣旨から、助成金交付申請書に交付申請額欄を設けることにより、補助事業者が助成額を自ら算出するよう求め、より適切な補助金等交付事務となるよう見直されたい。</p>	<p>次年度に同様の事務を行うに当たり、あらかじめ補助事業者が提出する交付申請書兼実績報告書に交付申請額欄を設け、補助事業者が自ら助成金額を算出、記載することにより、補助金制度の適正化が図れるよう改善した。</p>

(監査結果及び意見)

特筆すべき事項なし。

(6) 前橋市有価物集団回収奨励金

課名	ごみ収集課
種別	奨励金
交付団体名	有価物集団回収事業実施団体
交付目的	ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するため
交付算定基準	9 円/kg
予算額	57, 442, 000 円
交付決定額	54, 213, 930 円
根拠法令名等	前橋市有価物集団回収奨励金交付要項

(内容)

本補助金は、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するために、前橋市再生資源等集団回収団体に登録した者に回収実績に応じて奨励金を支払う。

(監査結果及び意見)

① 自治会等の回収単位の見直し【意見】

以前に比べると自治会等は人数が減っており、回収量も減ってしまっているため、近隣の自治会をまとめて回収単位とすることで回収業者も効率化が図れると考えられるので、自治会等の回収単位の見直しを検討されたい。

(7) 令和4年度前橋市一般廃棄物（し尿）収集運搬業者に対する補助金（し尿収集手数料市民負担軽減助成金）

課名	ごみ収集課
種別	事業補助金
交付団体名	株式会社関東グンセイ他4者
交付目的	市民の負担軽減と衛生的な市民生活の安定を図り、し尿収集運搬業者となる者の健全な経営を図ることにより、し尿収集運搬業の円滑な推進を図ることを目的とする。
交付算定基準	①補助単価（160 円）×補助対象月数（12 月）×補助対象人員 ②従量制による前年度の年間収集量(L)／1回の収集量(36(L)×補助単価(5 円))
予算額	10, 356, 000 円

交付決定額	10,355,100円
根拠法令名等	令和4年度前橋市一般廃棄物（し尿）収集運搬業者に対する補助金（し尿収集手数料市民負担軽減助成金）交付要項

（内容）

本補助金は、し尿収集運搬業者である株式会社関東グンセイ他4者に対して、収集業者の person 費や燃料費等の部分を補助金として負担しているものである。

（監査結果及び意見）

特筆すべき事項なし

（8）令和4年度前橋市有価物集団回収事業回収事業者助成金交付要項

課名	ごみ収集課
種別	事業補助金
交付団体名	前橋市再生資源事業協同組合
交付目的	市民が自主的に回収した有価物を適正かつ確実に再生使用又は再生利用するために、再生資源等集団回収登録業者に対し、助成金を交付することにより、市況の変動にかかわらず本事業を円滑に実施することを目的とする。
交付算定基準	回収量を乗じた交付差金総額が、回収量を乗じた実勢差金総額を上回った場合のその差額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付差金 = [交付基準額（1kgあたり8円） - 実勢価格（1kgあたり）] ・ 実勢差金 = [実勢価格（1kgあたり） - 差金基準額（1kgあたり9円）]
予算額	24,019,000円
交付決定額	21,491,810円
根拠法令名等	令和4年度前橋市有価物集団回収事業回収事業者助成金交付要項

（内容）

本事業は、回収事業者である前橋市再生資源事業協同組合に対して、回収業者の person 費や運賃等の部分を補助金として負担しているものである。

（監査結果及び意見）

特筆すべき事項なし

10. 負担金

(1) 監査結果及び意見

① 重要文書が適正に管理されていないことについて【監査結果】

課名	ごみ政策課
種別	他会計（に対する）負担金
交付団体名	前橋市公営企業管理者
交付目的	し尿・浄化槽汚泥処理施設の運転、維持管理経費
交付算定基準	下水道事業会計負担内訳による
予算額	296,422,000 円
交付決定額	344,528,536 円
根拠法令名等	し尿処理施設の管理について（伺書）
細事業	し尿処理施設管理事業

（現状）

本負担金は、市と前橋市公営企業管理者との間で締結されている「し尿処理施設に係る維持管理等の費用負担に関する協定書」に基づき前橋市公営企業管理者に対して支給されている。その資料の閲覧を求めたところ、し尿処理施設の管理についての伺書と回答書はあったものの、協定書については、市及び前橋市公営企業管理者にもない（おそらく紛失している）とのことであった。

（問題点）

し尿処理施設の管理は、平成 10 年 4 月の運営開始から現在まで継続して前橋市公営企業管理者が施設管理を行っている。しかし、その施設管理に係る協定書が存在しないとなると根拠がなく施設管理を実施しているということになりかねないため、問題である。

（改善点）

協定書の有無を再確認し、必要な措置を講じる必要がある。

② 請求明細書の改善について【意見】

課名	ごみ政策課
種別	他会計負担金
交付団体名	前橋市公営企業管理者
交付目的	し尿処理施設解体工事償還利息負担金
交付算定基準	し尿処理施設元利償還表
予算額	1,285,441 円

交付決定額	1,285,441 円
根拠法令名等	下水道事業として施行する雨水渠工事施工等に関する協定書 合流式下水道緊急改善事業の施工に関する協定書
細事業	し尿処理施設管理事業

(現状)

前橋市公営企業管理者が作成した「工事負担金請求明細書」には、毎年、手書きで以下の文言が記載されている。

「水道局の合流式下水道緊急改善事業において、し尿処理施設の施設内に雨天時貯留沈殿池を設置しましたが、沈殿池の設置場所にあった消化槽等のし尿施設の解体費用の企業債利息償還金及び企業債元金償金について、一般会計で負担するものです。」

(問題点)

上記のような文書を、毎年手書きで記載するには文量が多く、非効率である。

(改善案)

毎年、追加内容を手書きで記載するのであれば、作業効率のため、事前に別紙として説明文を作成するか、前橋市公営企業管理者の方に工事負担金請求明細書に追記を依頼することが望ましい。

(2) 契約書類等を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の契約について契約書類を確認したが、監査結果及び意見として、特筆すべき事項はなかった。

課名	ごみ政策課
種別	他会計（に対する）負担金
交付団体名	前橋市公営企業管理者
交付目的	し尿処理施設解体工事償還元金負担金
交付算定基準	令和4年雨水渠建設・合流改善事業に係る企業債元金負担金（減価償却費相当分）計算書
予算額	3,224,082 円
交付決定額	3,213,377 円
根拠法令名等	下水道事業として施行する雨水渠工事施工等に関する協定書 合流式下水道緊急改善事業の施工に関する協定書
細事業	し尿処理施設管理事業

課名	環境森林課
種別	研修負担金
交付団体名	一般社団法人企業環境リスク解決機構
交付目的	令和4年改正大気汚染防止法に対するため石綿含有材調査者の育成
交付算定基準	定額
予算額	55,000円
交付決定額	55,000円
根拠法令名等	—
細事業	大気汚染悪臭防止調査事業
備考	石綿含有建材の使用の有無の判断を行う者は、石綿に関し一定の知見を有し、実際に調査を実施した上での確かな判断ができる者である必要があり、法改正によって令和5年10月から石綿の事前調査について有資格者による実施が義務付けられている。解体工事現場の立入調査においては、有資格者と同レベルの知識が必要となるため、本講習を受講し、石綿含有建材の事前調査に関する技能を習得させるもの。

課名	ごみ政策課
種別	他会計負担金
交付団体名	前橋市公営企業管理者
交付目的	合併浄化槽設置費補助金事務負担金
交付算定基準	令和4年度会計年度任用職員報酬等一覧
予算額	2,054,512円
交付決定額	2,686,714円
根拠法令名等	市長の権限に属する事務の一部を前橋市公営企業管理者に委任する規則
細事業	し尿処理施設管理事業
備考	本負担金は、市長の権限に属する事務の一部を前橋市公営企業管理者に委任する規則による1名の人件費分を支出するものである。

課名	ごみ政策課
種別	他会計負担金
交付団体名	前橋市公営企業管理者
交付目的	住宅団地排水処理施設の運転、維持管理経費
交付算定基準	下水道事業会計負担内訳による
予算額	95,059,000 円
交付決定額	76,669,780 円
根拠法令名等	前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例
細事業	住宅団地排水処理施設管理事業
備考	下川町、城南及び新堀西の各住宅団地排水処理施設の維持管理業務を水道局に依頼しており、それに要する経費を負担することにより、各住宅団地排水処理施設を適正に維持管理し、処理区域内の衛生的かつ快適な生活環境を保全するためのものである。

課名	ごみ政策課
種別	他会計負担金
交付団体名	前橋市公営企業管理者
交付目的	住宅団地排水処理施設使用料徴収事務負担金
交付算定基準	地域し尿処理施設使用料の徴収に伴う協定書
予算額	2,645,035 円
交付決定額	2,476,895 円
根拠法令名等	前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例
細事業	住宅団地排水処理施設管理事業
備考	<p>下川町、城南及び新堀西の各住宅団地排水処理施設使用料の徴収事務を水道局へ依頼しているが、施設使用料徴収事務に要する経費を負担することにより、施設の維持管理業務と使用料徴収事務の一体化を図り、より適正で安定した施設運営を確保するためのものである。</p> <p>負担金の計算については、平成 25 年の包括外部監査の指摘を受け、負担金徴収対象経費は要求額を使用し、調定件数については見込み増減を加味して算出している。</p>

課名	ごみ政策課
種別	会費等負担金
交付団体名	公益社団法人全国都市清掃会議
交付目的	年会費
交付算定基準	人口割
予算額	190,000 円
交付決定額	190,000 円
根拠法令名等	入会金及び会費に関する規則
細事業	清掃業務運営事業
備考	本負担金は、入会金及び会費に関する規則に基づき支払っている。全国都市清掃会議の入会は任意であるが、有事の際に協力体制が整っていること、最新情報の共有ができることから、本市では必要ありと判断している。

課名	ごみ収集課
種別	負担金
交付団体名	高崎ターミナルビル株式会社
交付目的	前橋駅高架下公衆便所及び通路の電気使用に伴う電気料の支出
交付算定基準	毎月メーターにより確認した使用電力分を請求に基づき、毎月清算払いする。
予算額	430,000 円
交付決定額	430,000 円
備考	本市所有の駅連絡通路と高架下公衆便所の電気料金を負担しているものである。電気料金の支払いは、高崎ターミナルビル株式会社が毎月検針し、それに基づいた請求書により支払いするものである。

課名	ごみ収集課
種別	諸会議等参加負担金
交付団体名	株式会社農協観光

交付目的	浄化槽管理者に対する浄化槽法に基づく法定検査等不適事項の改善指導について、専門的知識が要する場面が多いことから、職員の国家資格である浄化槽管理士取得を目的とする講習会の期間中の宿泊代
交付算定基準	@7,400×12泊
予算額	88,800円
交付決定額	88,800円
根拠法令名等	前橋市職員等の旅費に関する条例16条
備考	本資格者は、6名おり、法律上必要人数等の規定はないが、令和3年度に、本資格取得者が1名退職したため、本負担金支出となった。交付団体である株式会社農協観光は、講習会場からの紹介で効率の良い近場の宿泊地となっている。

課名	廃棄物対策課
種別	他団体負担金
交付団体名	群馬県・前橋市・高崎市産業廃棄物対策連絡会議
交付目的	県・2市が協力して実施する事務事業に関する費用負担
交付算定基準	・産業廃棄物処分状況調査のパンチ入力単価×実績 ・事務事業負担金50,000円
予算額	200,000円
交付決定額	0円
根拠法令名等	群馬県・前橋市・高崎市産業廃棄物対策連絡会議設置要綱及び同協定書
細事業	産業廃棄物処理対策事業
備考	群馬県・前橋市・高崎市産業廃棄物対策連絡会議は、産業廃棄物の適正処理を推進するに当たり、県下の排出事業者、処理業者等に対して、統一かつ効率的な指導を図るため、群馬県・前橋市・高崎市が相互に連携・協力して必要な事項を協議するものである。負担金については、「群馬県・前橋市・高崎市産業廃棄物対策連絡会議設置要綱第7条第2項」により定められている。本事業である「県外先進地視察」が新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となったため、負担金の徴収が実施されなかった。

課名	廃棄物対策課
種別	他団体負担金
交付団体名	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会
交付目的	事務的経費を除く協議会開催に要する経費
交付算定基準	定額
予算額	15,000 円
交付決定額	0 円
根拠法令名等	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会会則
細事業	産業廃棄物処理対策事業
備考	<p>関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会は、関東甲信越地区の都県及び政令市における産業廃棄物の事務に関し、県等の相互間及び国との連絡調整を行うことにより、産業廃棄物の処理対策の円滑な運営を図ることを目的としている。</p> <p>本協議会の開催については、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催となったため協議会開催に要する経費負担金の徴収は中止となった。</p>

課名	清掃施設課
種別	諸会議等参加負担金
交付団体名	一般社団法人江南クレーン教習所
交付目的	クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）
交付算定基準	受講料 137,060 円×2 人
予算額	698,000 円
交付決定額	274,120 円
細事業	清掃施設管理事業
備考	本免許の受講者は、業務担当に応じて、工場長の判断により決定される。江南クレーン教習所の所在地は埼玉県であるが、特殊な免許のため、一番近いところを選択している。

課名	清掃施設課
種別	諸会議等参加負担金
交付団体名	株式会社P E O建機教習センター群馬教習所
交付目的	刈払機取扱作業者安全衛生教育
交付算定基準	受講料 12,000 円×8 人
予算額	698,000 円
交付決定額	96,000 円
細事業	清掃施設管理事業
備考	清掃工場内の草刈等を職員で対応するため、多くの職員に労働災害を防止するために必要となる知識等を付与するため、受講させている。

課名	清掃施設課
種別	諸会議等参加負担金
交付団体名	一般財団法人日本環境衛生センター
交付目的	廃棄物処理施設技術管理者講習（管理課程コース）受講
交付算定基準	受講料 66,000 円×1 人
予算額	698,000 円
交付決定額	66,000 円
細事業	清掃施設管理事業
備考	本廃棄物処理施設の技術管理者は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」により義務付けられているため、各清掃工場に技術管理者資格者を1名以上置く必要があり、荻窪清掃工場で欠員となったため、受講させたものである。

課名	清掃施設課
種別	諸会議等参加負担金
交付団体名	一般社団法人日本ボイラ協会 群馬支部
交付目的	ボイラー実技講習受講
交付算定基準	受講料 19,800 円×3 人
予算額	698,000 円
交付決定額	59,400 円
細事業	清掃施設管理事業

課名	清掃施設課
種別	諸会議等参加負担金
交付団体名	公益社団法人安全衛生技術試験協会
交付目的	労働安全衛生法に基づく免許試験（二級ボイラー技士）
交付算定基準	受講料 6,800 円×3 人
予算額	698,000 円
交付決定額	20,400 円
細事業	清掃施設管理事業

課名	清掃施設課
種別	諸会議等参加負担金
交付団体名	前橋市火災予防協議会
交付目的	防火管理講習（甲種）受講
交付算定基準	受講料 4,500円×1人
予算額	698,000円
交付決定額	4,500円
細事業	清掃施設管理事業
備考	防火管理者の退職にともない、防火管理者の補充のため、受講させるものである。工場の維持管理のため、従事者の拡充と労働災害防止に向け万全の体制を整える目的である。

11. 環境部が所管する主な施設への視察

環境部が管理している施設のうち、下記施設について、現地視察を実施した。なお、環境部が管理している施設については、22 ページ以下を参照されたい。

番号	施設名	現場視察日	視察人数
(1)	六供清掃工場	令和5年10月24日	2名
(2)	荻窪清掃工場・前橋市最終処分場	令和5年10月26日	2名
(3)	富士見クリーンステーション・ 富士見最終処分場	令和5年10月27日	2名
(4)	西部清掃事務所・ ペットボトル選別処理施設	令和5年10月17日	2名
(5)	亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンター (令和2年3月末閉場)	令和5年12月6日	1名

(1) 六供清掃工場

① 備品管理が適切になされていないことについて【監査結果】

(現状)

現地に往査した際「備品一覧」を基に監査人のサンプルにより、「備品一覧」から現物の照合、現物から「備品一覧」の照合といった現物確認を実施した。

その結果は下記のとおりである。

保管場所	備品	現状	写真
地下1階 倉庫(3)	ラベルの 添付なし	廃棄すべき備品（消耗品費）と思われるものが複数確認された。※担当者に確認したところ使用予定はない備品類であった。	
手分析室	同上	同上	

管理棟 別入口	同上	同上	
車庫	同上	小型除雪機 1 台、薬品散布用機器 2 台にラベルがなかった。過去に寄付により入手したか、異動されたものと思われるが経緯は不明。使用予定はないとの回答を得た。	 

(問題点)

廃棄すべき備品、消耗品が適時廃棄されておらず、本来管理すべき備品等が適切に管理できず、盗難、紛失にも適時に対応できないおそれがある。

(改善案)

保管場所を整理し廃棄決定した備品、消耗品は適時に廃棄すべきである。

② 固定資産台帳への登録について【監査結果】

(現状)

平成 29 年 2 月から令和 2 年 3 月にかけて実施された六供清掃工場の延命化工事における固定資産台帳への登録内容は下記のとおりである。

4 年間にわたる工事は全て各年度「1 式」として計上されている。

<固定資産台帳登録：六供清掃工場の延命化工事分を一部抜粋>

資産の種類	件名(施設名)	施設内訳=資産名称	数量	単位	耐用年数	取得年月日	取得価額
公共用財産建物附属設備	中間処理施設(六供清掃工場)	延命化工事(平成 29 年度分)	1	式	15	2017/3/30	41,882,400 円
公共用財	中間処理	延命化工事(平成 30 年)	1	式	15	2018/3/30	4,428,600,000 円

産建物附属設備	施設(六供 清掃工場)	度分)					
公共用財産建物附属設備	中間処理 施設(六供 清掃工場)	延命化工事(平成31年度分)	1	式	15	2019/3/30	3,854,033,200円
公共用財産建物附属設備	中間処理 施設(六供 清掃工場)	延命化工事(平成31年度部分引き渡し)	1	式	15	2020/3/30	4,268,068,400円

※財政課より入手した固定資産台帳を監査人加工

(問題点)

担当者に各年度の工事内訳を確認した結果、焼却設備ほか電気設備など多岐にわたる事が判明した。従って、本来であれば各設備工事単位で登録すべきところ、1式として計上されていた。

(改善案)

固定資産台帳へ登録する際は、工事台帳などを基に内訳を整理した上で登録すべきである。

③ 業務遂行上の不備について報告書が整備されていないことについて【意見】

(現状)

六供清掃工場では、施設の管理上の不備や不良については、「整備依頼連絡及び報告書」が作成され必要な修繕や改修が行われているが、業務遂行上の不備については、報告書が作成されていない。

(問題点)

清掃工場では、危険物の扱いや高温での焼却作業があり危険を伴う作業が行われている。作業上の不備があった場合にその不備に関する報告書が作成されていないとそれらの状況について情報の共有が行われず同様の危険にさらされる可能性がある。

(改善案)

作業上の不備があった場合には、その状況を職員で共有できるように「ヒヤリハット」のような報告書を作成して同様の危険に備えることが重要である。

(2) 荻窪清掃工場・前橋市荻窪最終処分場

① 備品管理が適切になされていないことについて【監査結果】

(現状)

備品管理について、実査をした結果、下記のとおり、備品台帳に記載されているが、個体識別するための個別番号が記載されているシールが貼られていないもの(Ⅰ)、現在使用しているが、備品台帳に登録されていないもの(Ⅱ)、備品台帳に登録されておらず、現在使用していない備品が廃棄されずにいたもの(Ⅲ)、台帳に記載してある資産の設置場所に記載誤りが

あるもの（Ⅳ）、これらの不備が発見された。

NO	備品台帳	現物	シール	設置場所	件数
I	○	○	×	○	2件
II	×	○	—	—	4件
III	×	○	—	—	3件
IV	○	○	○	×	1件

（問題点）

シールの添付がない場合、備品を特定することが困難になる可能性や（Ⅰ）、管理すべき備品が台帳に登録されていない場合、所有している備品を網羅的に把握できなくなる（Ⅱ）。また、管理すべき備品が台帳に登録されていないものは、所有している備品を網羅的に把握できなくなり（Ⅲ）、設置場所の記載が適切でないものは、備品が何処に保管されているか不明となり、備品の紛失や盗難の把握が遅れ、適正な備品管理が困難になる可能性がある（Ⅳ）。加えて、今回、廃棄されずにいた備品の1つは家電リサイクル法の対象になっている冷蔵庫であったため、フロンガスの処理を行わないと、環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

（改善案）

備品管理上、必ず識別シールを貼り、備品の実査を行う際に、台帳から備品を確認するだけでなく、実際にある資産が台帳に登録してあるかどうかを確認し、保管場所の記載の整合性も確かめる必要がある。その際、未登録のものがあれば経緯を調べて登録すべきかどうかを確認すべきである。また、ゴミ処理を行っている市役所は特に環境に配慮すべきであり、使用していない古い冷蔵庫は直ちに処分する必要がある。

② 敷地内の案内表示が薄れていることについて【意見】

（現状）

荻窪清掃工場は、一般市民が多量のごみの処分が必要な場合には自己搬入の方法により処分を依頼することができる。

（問題点）

工場内では、一般市民が自己搬入した場合と業者が業務上搬入した場合との受入口を分けて受入れしている。その案内表示が白線又は黄色線で示されているが、その案内表示が時間の経過により殆ど見えないような状況となっている。特に初めて来場する市民は、広い敷地の中でどこに行ったらよいのか迷ってしまい、作業遂行上も危険である。

（改善案）

初めて来場する市民にもわかりやすいように明確に案内表示をすることが望ましい。

(3) 前橋市富士見クリーンステーション・富士見最終処分場

① 家庭ごみを自己搬入した市民の住所確認を実施していないことについて【監査結果】

(現状)

前橋市在住の市民は、「引越し」や「大掃除」などで多量の家庭ごみの処分が必要な場合自己搬入の方法により富士見クリーンステーションに搬入することができる。自己搬入した市民は、「一般廃棄物処理申出書」に住所や氏名、電話番号等を記入しその廃棄物を処分することができる。

(問題点)

「一般廃棄物処理申出書」には住所を記載する欄があるが、富士見クリーンステーションでは、自己搬入した市民が前橋市の住民であるか否かの確認を行っていない。この確認を行っていないければ前橋市以外の住人が家庭ごみを搬入することが可能である。特に前橋市では自己搬入した家庭ごみについては200Kgまでは無料となっているところ、近隣市町村では、1Kgから料金を徴収するところもあることから、他市町村の住民の家庭ごみが持ち込まれる可能性もあり問題である。

(改善案)

「一般廃棄物処理申出書」に「本人確認欄」を設け、免許証やマイナンバーカード等で自己搬入した市民が前橋市民であることを確認できるようにしておくことが必要である。

② ペットボトルの計量について【意見】

(現状)

富士見地区から収集されるペットボトルは、富士見クリーンステーションで計量され、前橋市堀越町にある社会福祉法人へ運ばれ分別・破碎処理されている。合併前の富士見村からの流れで引き続きそのようになっているということで、富士見クリーンステーションでは計量の役割のみ担っている。

(問題点)

計量のみを行うのであれば荻窪清掃工場で足り、富士見クリーンステーションで行う必然性は乏しい。ペットボトルの処理を行う社会福祉法人は富士見地区から東方面にあるため、運搬に際してはいったん富士見クリーンステーションを経由するよりも、富士見地区から見ると同じ方面にある荻窪清掃工場を経由した方が効率的である。

(改善案)

荻窪清掃工場の受け入れ余力を考慮の上、最適な収集運搬経路を見出されたい。

(4) 西部清掃事務所・ペットボトル選別処理施設

① 備品管理が適切になされていないことについて【監査結果】

(現状)

現地にて「備品一覧」を基に監査人のサンプルにより「備品一覧」から現物の照合、現物から「備品一覧」の照合といった現物確認を実施した。

器材庫、薬品庫、倉庫で下記内容が確認された。

保管場所	備品	現状	写真
器材庫	個別番号： 000188 グラインダー	過去に廃棄処理し備品一覧からは削除されたが、実際には廃棄されず保管されていた。	
器材庫、薬品庫、倉庫	廃棄対象か不明なもの	<p>廃棄すべき備品（消耗品費）と思われるものが複数発見された。また、保管年数を経過した廃棄書類が保管されていた。</p> <p>使用中（使用予定）の備品や消耗品の区別がつかない保管場所があった。</p>	   

(問題点)

廃棄すべき備品、消耗品、書類が適時廃棄されておらず、適切な管理状況とは言い難い。本来管理すべき備品等が適切に管理できず、盗難、紛失にも適時対応できないおそれがある。

(改善案)

保管場所をエリア別に整理すべきである。また、廃棄決定した備品、消耗品、書類は適時廃棄すべきである。

② 器材庫、薬品庫に施錠されていないことについて【意見】

(現状)

西部清掃事務所の南側には、器材庫、薬品庫が設置されている。建物の中には、ごみ収集時に収集物ではないものとして収集された使用期限切れの消火器やバッテリー、ボンベ等が保管されているほか、収集品に添付するステッカーの在庫品等が保管されている。出入口はシャッターが設置されており施錠可能な設備になっていたが、施錠はされていなかった。

(問題点)

器材庫、薬品庫には劇薬や劇物といったものは保管されてはいないものの、盗難や紛失の可能性はある。

(改善案)

通常は施錠せず必要な時に施錠するという状況の様であるが、危険回避の観点から通常は施錠し、出入りをするときには開錠するという体制に整えることが望ましい。

③ 天然ガス車の所有について【意見】

(現状)

事務所北側にごみ収集車 2 台が保管されていた。車庫に保管されていなかったため、状況を確認したところ利用見込みがなく車検を通しておらず、別保管としているとのことであった。理由をヒアリングしたところ下記の回答を得た。

I. 天然ガス容器の交換費用が高額なため

天然ガス車の燃料タンク（ガス容器）の充填可能期限は、製造時の容器検査合格日から 15 年間で定められており（高圧ガス保安法）、15 年を超えた容器は車両から取り外し、新規の容器に交換する必要がある。上記 2 台の車両は令和 5 年度で購入から 15 年を経過したため、ガス容器の交換が必要であるが、交換費用に約 200 万円/台（概算見積り）かかるため、費用対効果を考慮し車検に通していない。

II. 天然ガスの補給スタンドが伊勢崎市に 1 か所のみのため

購入当時は事業所の近隣に天然ガスを補給できるスタンドがあったが、平成 30 年 3 月をもって閉店した。近隣で天然ガスを補給できるスタンドが伊勢崎市のみであるが、事業所から伊勢崎市の補給所まで燃料の約 1/4 程度を消費するため、市内で利用できるガスは 50%程度である（伊勢崎市のスタンドまでの分 1/4 を残す必要がある）。

そのため、補給の手間やコストを考慮した結果、①の交換費用をかけてまで継続利用すべき

でないと判断したとのことであった。

【該当車両の明細】

購入年度	個別番号	備品名	備品規格
平成 20 年度	005256	ごみ収集車	天然ガスパッカー車 (2t) 523 号車 前橋 800 さ 243
平成 20 年度	005257	ごみ収集車	天然ガスパッカー車 (3t) 524 号車 前橋 800 さ 12

(問題点)

前橋市内で利用できる燃料が約 50%と、運用上非効率である。また、ガス補給のための伊勢崎市のスタンドへの燃料代は本来の利用用途とはいえず維持費用にも問題がある。

加えて、タンク交換費用は他の一般車両では発生しない維持管理費であり、上記ガスの充填効率も考慮すると多額の交換費用をかけてまで天然ガス車を継続利用する経済的メリットは乏しいといえる。

環境配慮を推進した取り組みの 1 例ではあるが、当時前橋市内で天然ガスの補給スタンドは 1 か所でありインフラが整備されていたとは言い難い。また、将来の維持管理費用が一般の車両に比べ有利かどうか購入時に検討していたか不明であり、結果的に現在有休資産となった。

(改善案)

利用見込みがないのであれば、早急に売却等すべきである。

固定資産を購入する際は、インフラ整備の状況や将来の維持管理費を考慮した上で購入を検討すべきである。

④ 収集物でない収集品の保管について【意見】

(現状)

西部清掃事務所の北側にペットボトル選別処理施設が併設されており、敷地内の使用されていないスペースに正当な収集物ではない収集品の冷蔵庫やテレビ、ブラウン管のモニター等が保管されていた。ただし、これらについて整理整頓はされてはいるものの、ロープなどを貼って区分管理されているわけではなく、屋外で保管されていた。

(問題点)

整理整頓はされているが、すぐ隣ではペットボトルの圧縮作業や圧縮後のペットボトルの梱包品が出荷待ちの状態で見捨てられている。収集業者の収集時には 10 t トラックで収集に来るとのことであり、収集作業上危険があることや、収集品とはいえ、盗難の危険が全くないわけではない。

(改善案)

正当な収集品ではないものとして収集された冷蔵庫やテレビ等ではあるが、敷地内には倉庫等のスペースもあるのでこれらを整理整頓し、収集時の危険や盗難の危険等の低減を図るべく建物の中で保管することが望まれる。

⑤ 廃棄対象物と思われる備品について【監査結果】

(現状)

現場視察にて利用実態のない洗濯機、冷蔵庫が複数発見された。

また、現在利用されている洗濯機、乾燥機につき備品一覧との整合性を確認したところ、記載がないものが多数発見された。経緯につき担当者に確認したところ、購入履歴、寄附受入の事実はなく、おそらく関係者が持込みしたものを利用しているとの事であった。利用実態のないものについては故障していたものの、市の資産として管理されていないため、廃棄できず保管しているとの回答を得た。



(問題点)

過去の経緯からすると、関係者からの寄附と思われるが寄附の受入れ処理がなされていない(物品寄附の受入：前橋市財務規則第 218 条)。

また、洗濯機、乾燥機は職場環境を考慮すれば常備することに不合理な点はない。この点、六供清掃工場では洗濯機、乾燥機は市で購入されており運営管理に公平性を欠いている。

(改善案)

洗濯機、乾燥機は職員の福利厚生観点から市で購入する事が望ましい。また、寄附を受けた物品については、寄附受入れ処理をしなければならない。また、金額によっては備品登録もすべきである。

⑥ 管理車両について【意見】

(現状)

ごみ収集課で管理している車両は、令和 4 年 3 月末現在 41 台あり、内訳は下記のとおりである。

【令和 4 年度備品データより抜粋】

備品品名	保有台数	購入から 20 年以上(台)	走行距離 20 万 km 以上(台)	令和 4 年度の主な修繕費
ごみ収集車	20	10	8	6,072 千円
その他特殊用途車類	5	3	1	300 千円
バキュームダンパー車	2	1		

軽四輪貨物車	6	2		193 千円
軽四輪乗用車	1	1		58 千円
小型貨物車	2	1	1	105 千円
普通貨物車	5	4		57 千円
総計	41	22	10	6,785 千円

※ごみ収集課から入手した令和4年度備品データを監査人が加工。

最も利用頻度の高いごみ収集車については、購入から20年以上経過した車両が10台、走行距離が20万km以上の車両が8台であり、直近で購入したごみ収集車（パッカー車）は、平成30年度を最後に購入履歴はない。保有台数の半数近くが20年以上経過し、走行距離も20万km以上と全体的な老朽化が顕著である。

また、ごみ収集車の令和4年度の主な修繕費を確認したところ、平成10年度購入のパッカー車（走行距離約25万km）は、令和4年度に約230万円の修理費が発生していた（エンジン修理他）。

（問題点）

適切に利用し、メンテナンスしていれば耐用年数を超えて利用する事は可能であり、資産管理の点からも望ましい。

しかし、適切な管理下でも機械である以上年式、走行距離が延びれば故障頻度は高くなり、その修理費用が高くなるのは明確である。また、近年新車の納期が長期化しており、業務車両についても納車まで約1年との回答を得た。

以上により、全体的に車両の老朽化が顕著であるため、同時期に複数の車両で重大な故障が発生する可能性が高い。この点、修理が長期化した場合、又は車両入れ替えに時間を要する場合、ごみの収集に支障を来すおそれがある。ごみの収集は市の重要なインフラであり、収集に支障を来すと市民の生活に大きな混乱を招くことになる。

加えて老朽化が進行した車両は、故障内容によっては想定外の高額な修繕費が発生する。

（改善案）

計画的な車両入れ替えを検討すべきである。

具体的には、一定の年数、走行距離を超えた車両は入れ替え対象とし、近年の修繕内容を加味した上で優先順位をつけ買い替え対象とする事が考えられる。

⑦ ペットボトルの収集重量が市で確認できないことについて【意見】

（現状）

ペットボトル選別処理施設では、廃棄ペットボトル資源化のため、収集したペットボトルの中間処理を業者へ委託し、さらに中間処理後のペットボトル（以下ベール品という）は定期的に取り業者に販売している。ベール品の引き取り後、買取り業者からペットボトル引取量が送付され販売金額が支払われる。

ベール品の梱包数、引き渡し数は日次で実数確認されており、月単位で「ペットボトル処理施設 月次報告書」が清掃施設課へ提出される。

この一連の業務の中で、ベール品を買取り業者へ引き渡す際、引き渡し（引き取り）を証明

する書類がなく、販売数量等については買取り業者側の計測結果を入手するのみである。

(問題点)

ボール品引き渡しの際、引き渡し（引き取り）の事実を証明する書類が存在しない。

また、ペットボトル選別処理施設ではペットボトルの収集重量を測定する機械は設置しておらず、中間処理後のボール品の梱包数の実数確認のみであり、収集重量は買取り業者からの報告書で確認している。従って、市では引き渡し重量の信憑性を検証できていない。

(改善案)

ボール品引き取りの際は、引き取り事実を証明する書類を入手すべきである。

具体的には引き取り日、引き取り量（ボール数）を記した書類にサインをもらうなどが考えられる。

また、買取り業者からの買取り量については、1 ボールあたりの重量の平均値をもとに引き渡し重量を換算し、買取り業者からの計測値が合理的な範囲内か検討する事が望ましい。

(5) 亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンター

※亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンターは、22 ページ以下の環境部が管理する施設の部分には記載されていないため、概略を記載する。

(内容)

両工場は、令和2年3月に六供清掃工場の延命化工事完了に伴い、同年同月末をもって閉場した。しかし、現在、両工場は解体されずそのまま残っている。

両施設は閉場後、施設管理されており、敷地も含め外部からの立ち入りは禁止されている（危険薬品等は全て撤去済みである）。維持管理は近隣への配慮、最低限の景観維持のため定期的に除草作業を行っている程度である（亀泉清掃工場は年間144時間、大胡クリーンセンターは年間44時間程度の作業である）。

定期的な見回り等は実施していないが、上記除草作業等の際現場確認を行っている。過去3年間の除草作業費の推移は以下のとおりである。

【除草作業費推移】

工場	令和2年度	令和3年度	令和4年度
亀泉	107,800 円	140,250 円	142,494 円
大胡	112,200 円	93,500 円	89,408 円
合計	220,000 円	233,750 円	231,902 円

閉場後、市で別施設としての利用案、民間への売却案を検討したが両者とも再利用を確定するまでには至らなかった。解体案もあるが、解体後の跡地の用途が確定しないと今後の計画及び検討が難しい状況であり、現状維持に至っている。

① 閉鎖工場の残留物について【意見】

各工場跡地で下記の残留物が発見された。

両工場とも閉鎖されているが、紛失や盗難のおそれがある。

工場	残留物	写真
<p>亀泉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄対象と思われる備品、消耗品。 ※屋内、野外車庫にあり 	
<p>大胡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要書類（永年保存書類、廃棄対象書類、設計図など） ・ 廃棄対象と思われる備品、消耗品。 	

(改善案)

残留物については、早急に撤去又は移動すべきである。また、重要書類等については、保管場所を変更するなどして適切に保管すべきである。

② 閉鎖工場の維持管理について【意見】

(現状)

焼却工場の中には閉鎖しているものの、維持管理経費が発生しているものがある。また、定期的な現場確認がなされていない。

(問題点)

用途が無く近隣配慮と景観維持が目的であるため、必要経費としての合理性は乏しい。また、現状倒壊のおそれはないものの、未利用ゆえ今後老朽化が急速に進行する傾向にあるため予期せぬ事故を誘発する可能性もある。

(改善案)

維持管理と今後の対応については、定期的な現場確認が必要である。月に1回程度は現地確認し施錠は適切か、建物に危険性がないか等確認する事が望ましい。

両工場とも建物の老朽度合、環境要因（有害物質検査）を踏まえると現状のまま民間に譲渡するのは非常に困難と思われる。一方、解体が現実的な対応と考えられるため、跡地利用の検討を積極的に進めることが望ましい。また、高額な解体費が想定されるため市全体として予算計画を検討する必要がある。特に高い煙突については倒壊による危険もあるため早期に解体することが望ましい。

両閉鎖工場は、管理上は環境部の清掃施設課の所管ということなので現状も行政財産であるが、今後利用が見込まれないのであれば普通財産に所管替えをし、早期に処分することが望ましい。